

平成 23 年度地方公共団体の環境配慮契約に関する  
アンケート調査結果

# 平成 23 年度地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査結果

## 1. 調査概要

### 1-1 調査の目的

環境配慮契約を推進するため、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号。以下「環境配慮契約法」という。）が制定され、国や独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体等の公共機関が契約を結ぶ際に、一定の競争性を確保しつつ、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価し、最善の環境性能を有する製品やサービスを提供する者と契約する仕組みを創出することにより、温室効果ガス等の排出削減、更には持続可能な社会の構築を目指すものである。公共部門の買い支えにより、環境配慮型市場への転換が期待できることから、公共機関自身が業務における環境負荷の低減に向け、率先して取り組む意義は大きい。そのため、地域経済活動の主体的立場である地方公共団体においても、環境配慮契約を一層拡大していくことが求められている。

本調査は、地方公共団体の環境配慮契約の実施状況を調査し、今後の環境配慮契約法の普及策検討の基礎資料とすることを目的として実施したものである。

### 1-2 調査概要

- 調査対象：全国 1,793 地方公共団体  
(47 都道府県、19 政令市、790 区市、937 町村：平成 23 年 9 月 1 日現在)
- 調査票の送付先：地方公共団体の環境担当部局または調達担当部局
- 調査時期：平成 23 年 9 月～平成 23 年 12 月

### 1-3 設問

本調査の設問は、主に以下 5 つの内容で構成し、このうち③基本方針に基づく取組実績、④取組の実績の把握及び公表、⑤取組の現状と課題については、環境配慮契約の 5 分野（電気、自動車、船舶、ESCO、建築物）別に設問を設けた。

表 1-1. 設問の構成

調査項目	設問
① 環境配慮契約法の理解度	問 1
② 契約方針の策定・公表状況	問 2～3
③ 各類型の契約状況・取組体制	問 4-1、4-2、5-1、5-2、6-2、6-4、7-2、8-1
④ 各類型の契約実績	問 4-3、5-3、6-1、6-3、6-5、7-1、8-2
⑤ 各類型における環境配慮契約の課題	問 4-4、5-4、6-6、7-3、8-3、9～15

表 1-2. 設問の概要

問番号	設問	問番号	設問
問 1	環境配慮契約法の理解度	問 6-6	船舶の調達に係る契約における課題
問 2	契約方針の策定状況	問 7-1	省エネ改修事業の実績施設数と契約方式
問 3-1	契約方針の策定分野	問 7-2	省エネ改修事業を実施していない理由
問 3-2	契約方針の公表状況・公表手段	問 7-3	省エネ改修事業に係る契約における課題
問 4-1	電気の供給を受ける契約の状況	問 8-1	建築物の設計に係る契約の状況
問 4-2	電気の供給を受ける契約の取組体制	問 8-2	建築物の設計に係る契約の総数と方式
問 4-3	電気の供給を受ける契約の総件数及び使用電力総量	問 8-3	建築物の設計に係る契約における課題
問 4-4	電気の供給を受ける契約における課題	問 9	環境配慮契約に取り組む上での課題
問 5-1	自動車の購入及び賃貸借に係る契約の状況	問 10	環境配慮契約の推進に向けた取組
問 5-2	自動車の購入及び賃貸借に係る契約の取組体制	問 11-1	環境配慮契約の推進を主管する部署
問 5-3	自動車の購入及び賃貸借に係る契約の調達台数（購入台数と賃貸借台数）	問 11-2	環境配慮契約の推進を主管する部署名等
問 5-4	自動車の購入及び賃貸借に係る契約における課題	問 11-3	環境配慮契約に際して参考になっている情報
問 6-1	船舶の設計発注や調達状況	問 12	環境配慮契約による効果
問 6-2	船舶の設計を発注する契約の状況	問 13	環境配慮契約の進展のための取組
問 6-3	船舶の設計を発注する契約の総数	問 14	5 つの分野以外の環境配慮契約
問 6-4	小型船舶の調達に係る契約の状況	問 15	環境配慮契約全般に関する意見、要望等
問 6-5	小型船舶の調達に係る契約の調達総隻数	問 16	問い合わせ先

#### 1-4 回答の概要

アンケートの回収数は 1,281 件、回答率は 71.4%であり、昨年度調査と比較して 5.3%減となった。これは東日本大震災等の影響により回答できなかったことが要因の一つとして考えられる。本調査では、上記の理由で回答が困難と申し出のあった 4 市町村については集計対象から外し取りまとめた。

表 1-3. 地方公共団体の分類別の回答数

団体の分類	発送数	回答数	回答率 (%)	震災等の影響により回答できなかった地方公共団体
都道府県・政令指定都市	66	66	100.0	0
区 市	790	637	80.6	1
町 村	937	578	61.7	3
合 計	1,793	1,281	71.4	4
(昨年度結果)	1,797	1,378	76.7	0

※政令指定都市については、平成 23 年 9 月 1 日時点の 19 都市で集計。

#### 1-5 集計の概要

アンケート集計は、表 1-3 の地方公共団体の分類別回答数を基本とし、環境配慮契約の取組実績は、平成 20 年度から平成 22 年度にかけての過去 3 年間にわたる調査を行った。また、割合等の集計結果は、四捨五入の関係で合計が必ずしも一致しない場合がある。

## 2. 調査結果

### 環境配慮契約法の理解度

表 2-1 及び図 2-1 より、平成 23 年度において、「環境配慮契約法を理解している」と回答した地方公共団体は、全体で 28.4% (364 団体) であった。

団体の分類別では、都道府県・政令市では 86.4% が「理解している」と回答している。一方、区市及び町村の理解度はそれぞれ 35.0%、14.5% に留まっており、区市・町村における理解度は低い状況にある。

表 2-1. 環境配慮契約法の理解度

団体の分類	件数	内容を理解している	理解できているが、内容については理解できていない	聞いたことがあるが、内容については理解できていない	聞いたことがない	無回答
全体	1281	364 28.4	740 57.8	168 13.1	9 0.7	
都道府県・政令市	66	57 86.4	9 13.6	-	-	
区市	637	223 35.0	356 55.9	54 8.5	4 0.6	
町村	578	84 14.5	375 64.9	114 19.7	5 0.9	

今年度のアンケート回答者が昨年度と異なることが、環境配慮契約法の理解度を低下させる要因の一つと考えられることから、理解度の回答に対して、今年度の回答者が昨年度と同一者かどうかを比較調査した。図 2-2 より、「聞いたことはあるが、内容については理解できていない」或いは「聞いたことがない」と回答した中で、前年度と回答者が異なる団体の割合はそれぞれ 56.3%、79.3% であり、前年度と回答者が同じ団体の割合よりも高かった。このことよりアンケート回答者が異なることが、環境配慮契約の理解度を低下させる一つの要因として考えられる。

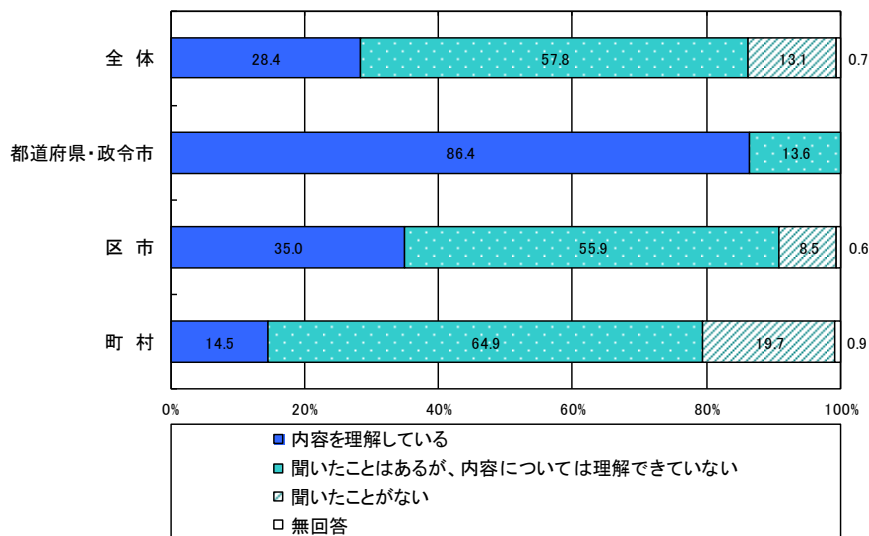


図 2-1. 環境配慮契約の理解度

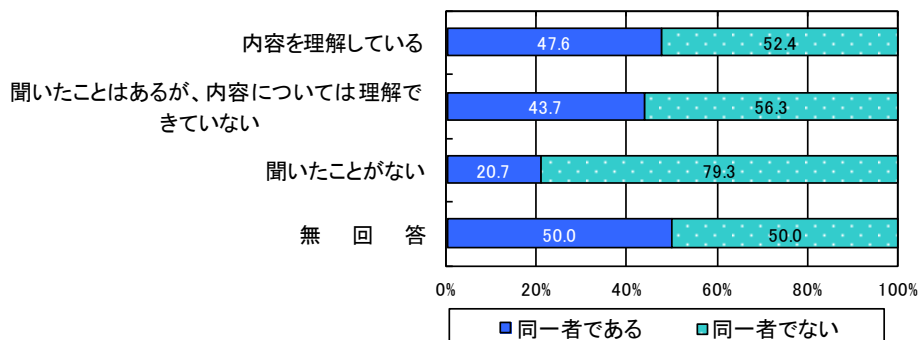


図 2-2. 昨年度の契約法アンケートの回答者変更の有無

## 契約方針の策定状況

表2-2及び図2-3より、平成23年度において「契約方針を策定している」と回答した地方公共団体の割合は、全体の7.0%であった。都道府県・政令市では、「策定済み」が28.8%であり、「今後策定予定」または「策定予定はないが、今後策定したい」と回答した団体が39.4%であり、今後の策定に向けて意欲を見せている。一方、区市・町村では、「取り組む予定はない」と回答した団体が、区市73.8%、町村73.9%となった。

表 2-2. 契約方針の策定状況

団体の分類	件数	策定済み	現時点では未策定だが、今後策定予定	具体的な策定予定はないが、今後策定したい	現時点では、環境配慮契約に取り組む予定なし	無回答
全体	1281	90	10	251	918	12
	100.0	7.0	0.8	19.6	71.7	0.9
都道府県・政令市	66	19	1	25	21	-
	100.0	28.8	1.5	37.9	31.8	-
区市	637	52	6	106	470	3
	100.0	8.2	0.9	16.6	73.8	0.5
町村	578	19	3	120	427	9
	100.0	3.3	0.5	20.8	73.9	1.6

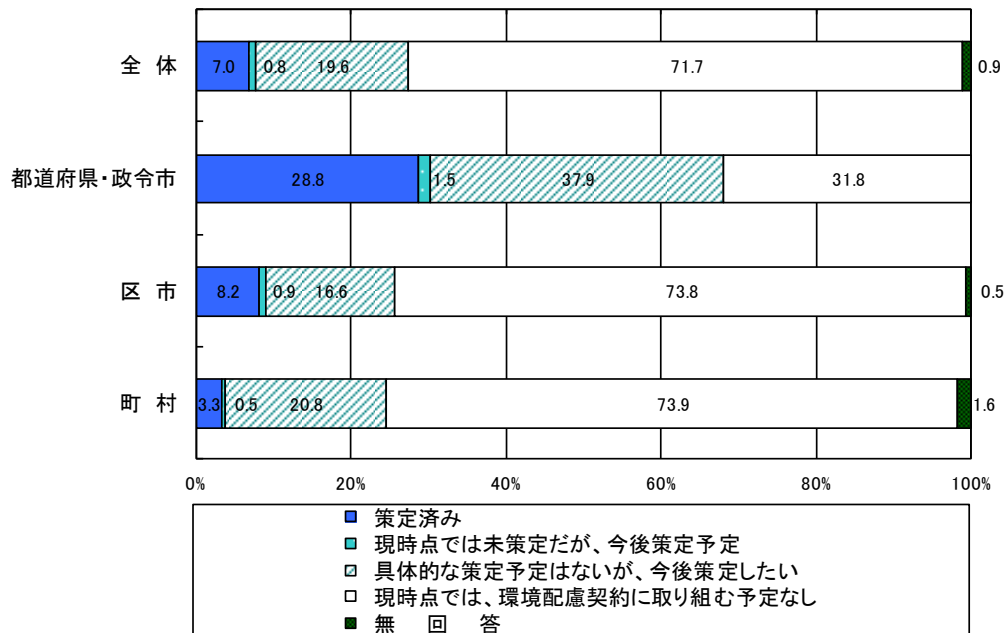


図 2-3. 契約方針の策定状況

また、環境配慮契約法基本方針説明会へ参加した団体と参加しなかった団体で契約方針の策定状況に差異があるかどうかを比較調査した。図2-4より、「策定済み」と回答した中で、「説明会に参加したことがある」と回答した団体は全体の22.5%であり、「説明会に参加したことがある」と回答した上で、「具体的な策定予定はないが、今後策定したい」や「現時点では、環境配慮契約に取り組む予定なし」と回答した団体の17.4%や10.1%と比べて割合は高かった。これにより説明会の参加が、契約方針の策定につながる一つの要因として考えられる。

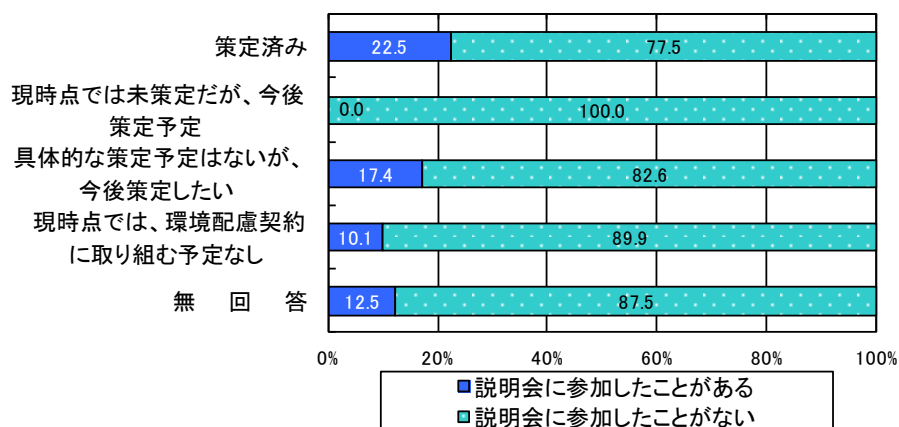


図 2-4. 説明会の参加経験の有無と契約方針の策定状況

更に、環境配慮契約を推進する主管部署を決めている団体と、決めていない団体で、契約方針の策定状況に差異があるかどうかを比較調査した。図2-5より、「策定済み」或いは「現時点では未策定だが、今後策定予定」と回答した団体の中で、環境配慮契約を推進する主管部署を決めている団体の回答割合は、それぞれ全体の31.3%、33.3%であり、「具体的な策定予定はないが、今後策定したい」や「現時点では、環境配慮契約に取り組む予定なし」と回答した、主管部署を決めている団体の14.2%や6.8%と比べても割合が高い。これにより環境配慮契約を推進する主管部署の決定が、契約方針の策定を促す一つの要因として考えられる。

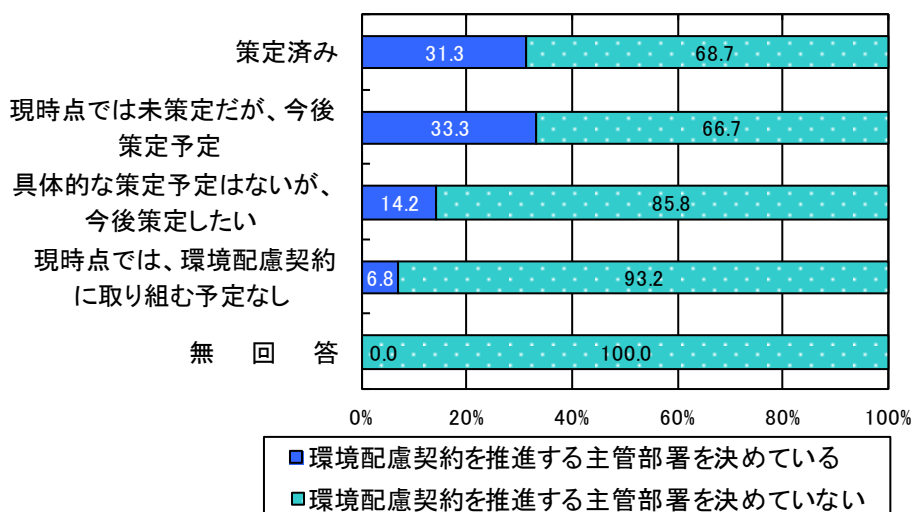


図 2-5. 説明会の参加経験の有無と方針策定状況

## 契約方針の策定分野

表2-2より、平成23年度において「契約方針を策定している」と回答した地方公共団体は、全体の7.0%（90団体）であった。表2-3より、この90団体（複数分野に取り組む団体もあるため、件数の合計は90とはならない）が方針を策定している分野のうち、「自動車の購入及び賃貸借に係る契約」の回答割合が40.0%と最も高く、次いで「電気の供給を受ける契約」が31.1%であった。

都道府県・政令市では、「電気の供給を受ける契約」という回答が84.2%と最も多く、区市及び町村では「自動車の購入及び賃貸借に係る契約」がそれぞれ44.2%、36.8%と多い。これにより地方公共団体の規模によって、契約方針策定分野に取組易さの違いがあることが伺える。

表 2-3. 契約方針の策定分野（複数回答）

団体の分類	件数	電気の供給を受ける契約	自動車の購入及び賃貸借に係る契約	ESCO事業に係る契約	建築物の設計に関する契約	船舶の調達に係る契約	その他	無回答
全体	90	28	36	5	15	1	32	9
	100.0	31.1	40.0	5.6	16.7	1.1	35.6	10.0
都道府県・政令市	19	16	6	1	2	-	3	-
	100.0	84.2	31.6	5.3	10.5	-	15.8	-
区市	52	11	23	4	10	1	22	4
	100.0	21.2	44.2	7.7	19.2	1.9	42.3	7.7
町村	19	1	7	-	3	-	7	5
	100.0	5.3	36.8	-	15.8	-	36.8	26.3

※複数回答のため、合計件数は回答した地方公共団体数とは異なる（以下の図表で複数回答のものは同様）

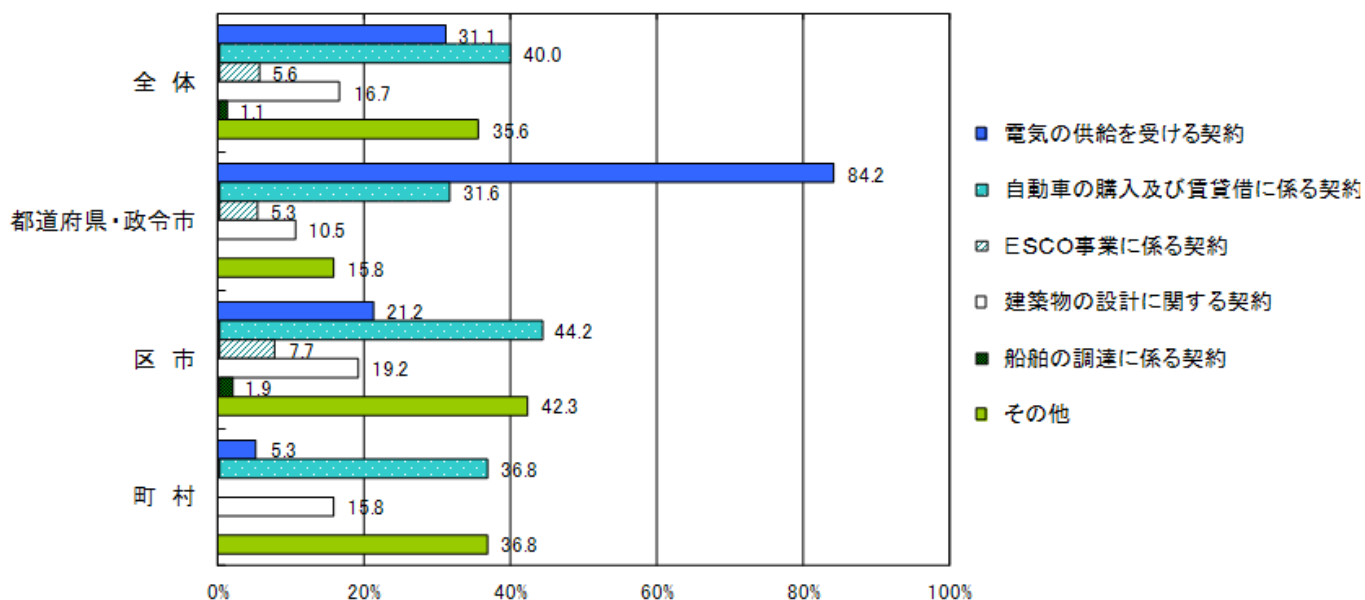


図 2-6. 契約方針の策定分野（複数回答）

## 契約方針の公表状況

表 2-4 及び図 2-7 より、平成 23 年度に「契約方針を策定している」と回答した 90 団体のうち、「契約方針を公表している」と回答した割合は、全体の 68.9%であり、「公表を予定している」は 2.2%であった。

都道府県・政令市では、「公表している」が 89.5%、区市は 67.3%、町村では 52.6%が回答しており、契約方針の公表状況は比較的良いと言える。

表 2-4. 契約方針の公表状況

団体の分類	件数	公表している	公表を予定している	公表を予定していない／公表していない	無回答
全 体	90 100.0	62 68.9	2 2.2	21 23.3	5 5.6
都道府県・政令市	19 100.0	17 89.5	1 5.3	1 5.3	-
区 市	52 100.0	35 67.3	1 1.9	12 23.1	4 7.7
町 村	19 100.0	10 52.6	-	8 42.1	1 5.3

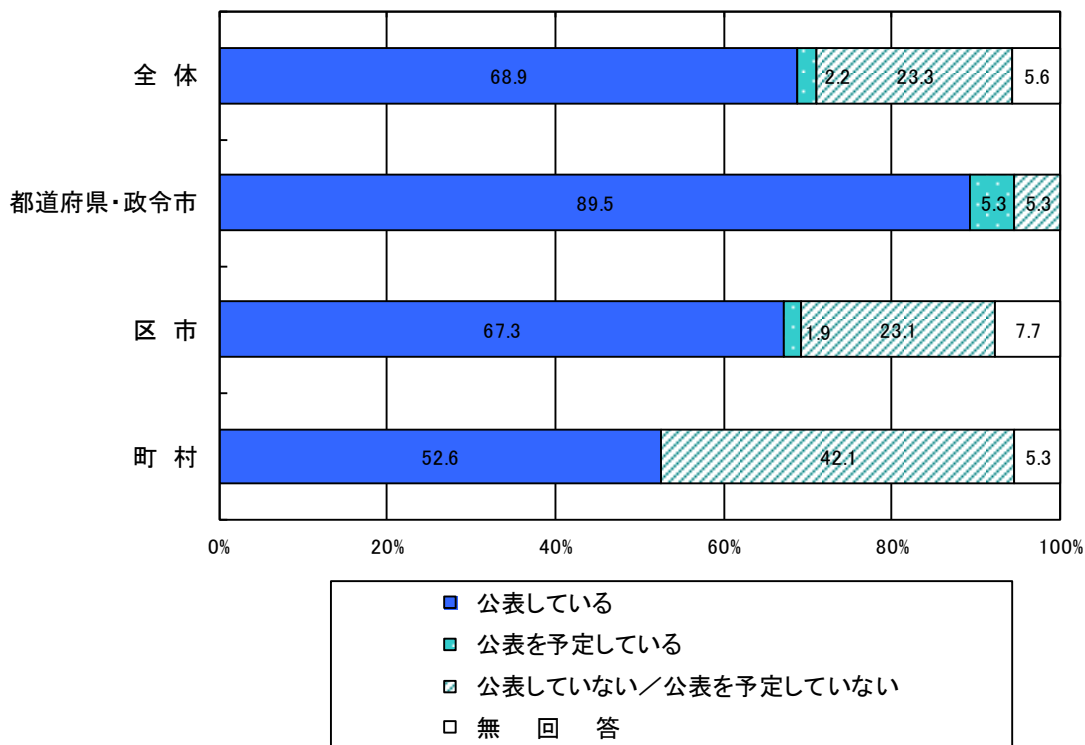


図 2-7. 契約方針の公表状況



## 契約方針の公表手段

表 2-5 及び図 2-8 より、平成 23 年度において、「契約方針を公表している」と回答した 62 団体の公表手段は、「ホームページによる公表」が全体の 79.0%と最も多く、次いで「環境白書、環境レポート等」が 19.4%、「広報（行政だより等）」が 12.9%であった。中でも「広報（行政だより等）」での公表は、都道府県・政令市 5.9%、区市 11.4%、町村 30.0%であり、地方公共団体の分類によって公表の実施率は異なる。これにより市民との距離が近いと考えられる地方公共団体ほど、ホームページなどに加え、紙媒体による公表手段を選択する傾向が伺える。

表 2-5. 契約方針の公表手段（複数回答）

団体の分類	件数	環境白書、環境レポート等	広報（行政だより等）	貴団体ホームページ	パンフレット、冊子等	プレスリリース	その他	無回答
全体	62	19.4	12.9	79.0	6.5	1.6	6.5	-
都道府県・政令市	17	17.6	5.9	94.1	-	5.9	-	-
区市	35	25.7	11.4	77.1	11.4	-	5.7	-
町村	10	-	30.0	60.0	-	-	20.0	-

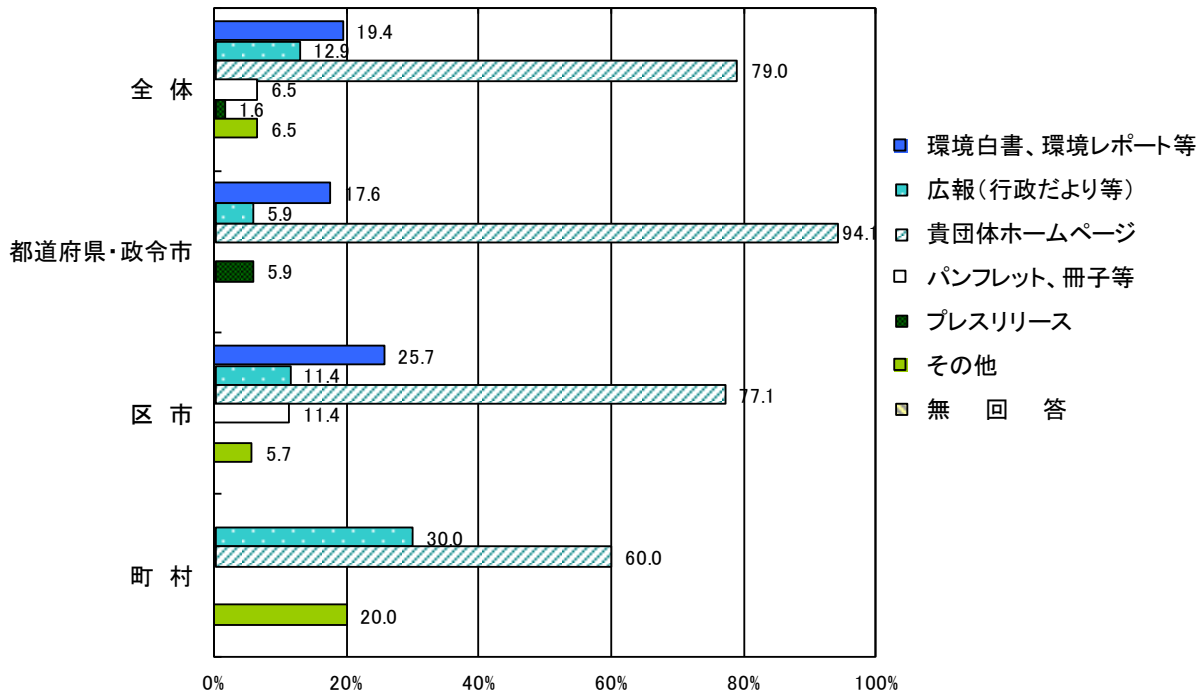


図 2-8. 契約方針の公表手段（複数回答）

### 電気の供給を受ける契約の状況

表3-1及び図3-1より、平成23年度の電気の供給を受ける契約において、「国の推奨する裾切り方式および評価項目を採用している」と回答した地方公共団体は全体の1.9%であり、「グリーン電力証書の調達義務を入札条件に追加している」と回答した0.5%、「独自の評価項目・基準を設定している」と回答した1.8%（裾切り方式1.6%、総合評価落札方式0.2%）とあわせて、環境配慮契約に取り組んでいる団体は全体の4.2%（53団体）であった。

一方、「随意契約を実施している」と回答した地方公共団体は全体の70.2%であり、「その他」の回答では、「電力供給業者が1社のため入札を実施していない」、「取組実績がない」、「取り組む予定はない」などとなっている。（地方公共団体の具体的な取組内容は自由記述欄表3-1を参照）

表 3-1. 電気の供給を受ける契約の状況

団体の分類	件数	国の推奨する裾切り方式および評価項目を採用している	グリーン電力証書の調達義務を入札条件に追加している	独自の評価項目・基準を設定している	独自の評価項目・基準を設定し、総合評価落札方式を採用している	随意契約を実施している	その他	無回答
全体	1281	24	6	21	2	899	239	90
	100.0	1.9	0.5	1.6	0.2	70.2	18.7	7.0
都道府県・政令市	66	10	2	10	1	24	19	-
	100.0	15.2	3.0	15.2	1.5	36.4	28.8	-
区市	637	8	4	10	-	477	100	38
	100.0	1.3	0.6	1.6	-	74.9	15.7	6.0
町村	578	6	-	1	1	398	120	52
	100.0	1.0	-	0.2	0.2	68.9	20.8	9.0

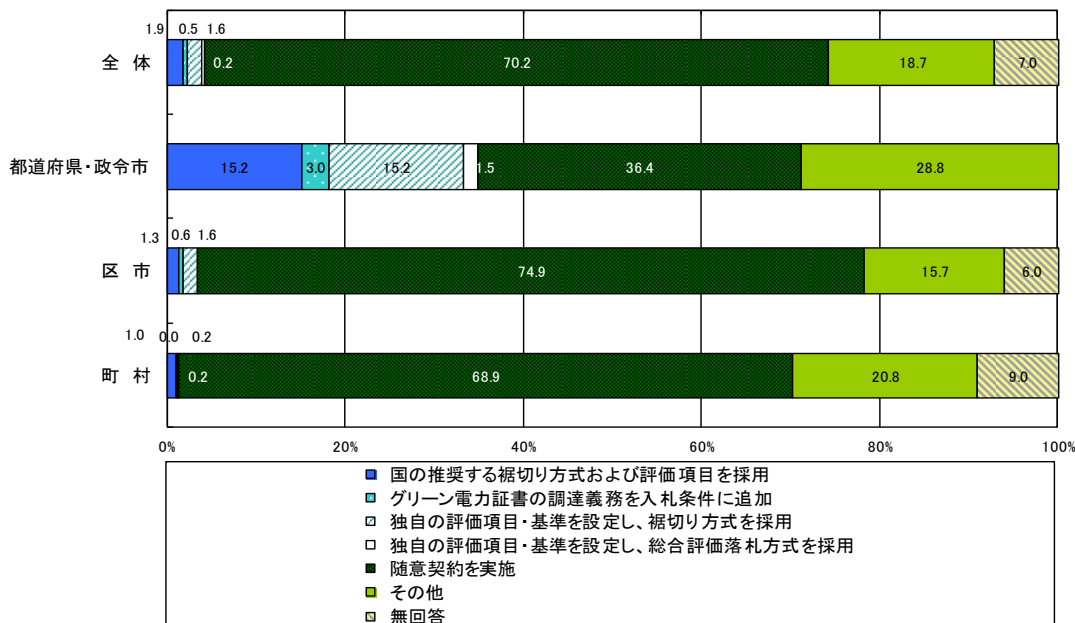


図 3-1. 電気の供給を受ける契約の状況

### 電気の供給を受ける契約の取組体制

平成 23 年度において、「電気の環境配慮契約に取り組んでいる」と回答した 53 団体（表 3-1 参照）の環境配慮契約の取組体制は、表 3-2 及び図 3-2 より、「全庁的に環境配慮契約に取り組んでいる」が 32.1%であり、「一部機関で環境配慮契約に取り組んでいる」と回答した 37.7%をあわせると、全体の 69.8%が環境配慮契約に取り組んでいることがわかった。一方、「今後取り組むことを検討している」或いは「現在のところ、取り組む予定はない」という回答をあわせて 30.2%となっている。

都道府県・政令市では、「全庁的に環境配慮契約に取り組んでいる」が 56.5%と最も多く、区市では「一部機関で環境配慮契約に取り組んでいる」が 54.5%、町村では「現在のところ、取り組む予定はない」が 62.5%であった。このことから地方公共団体の分類によって、電気の環境配慮契約の取組体制に違いがあることが確認できた。

表 3-2. 電気の供給を受ける契約の取組体制

団体の分類	件数	全庁的に環境配慮契約に取り組んでいる	一部機関で環境配慮契約に取り組んでいる	現在は行っていないが、今後取り組むことを検討している	現在のところ、取り組む予定はない	無回答
全体	53	17 32.1	20 37.7	2 3.8	14 26.4	-
都道府県・政令市	23	13 56.5	8 34.8	-	2 8.7	-
区市	22	3 13.6	12 54.5	-	7 31.8	-
町村	8	1 12.5	-	2 25.0	5 62.5	-

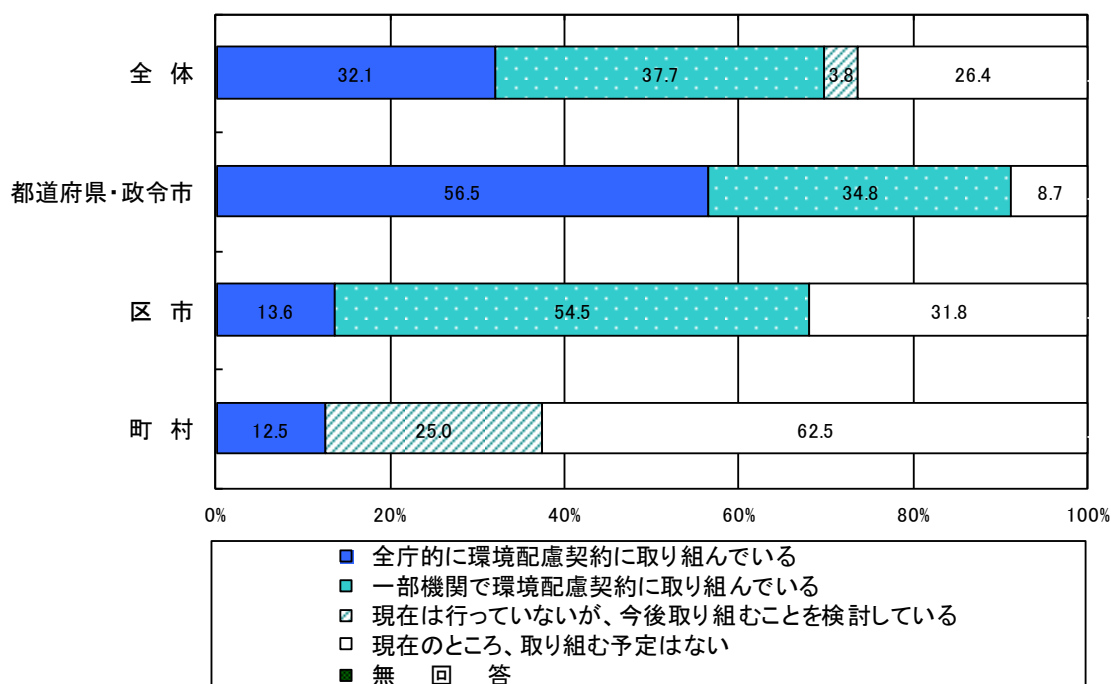
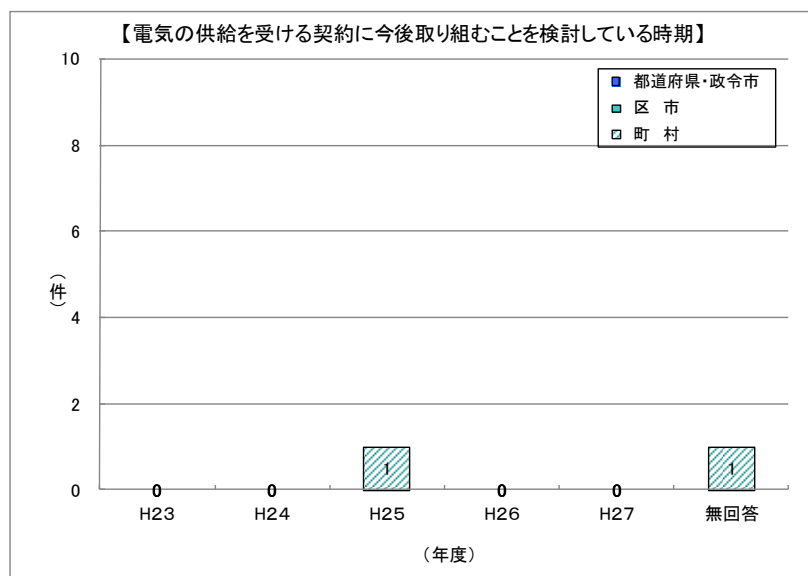
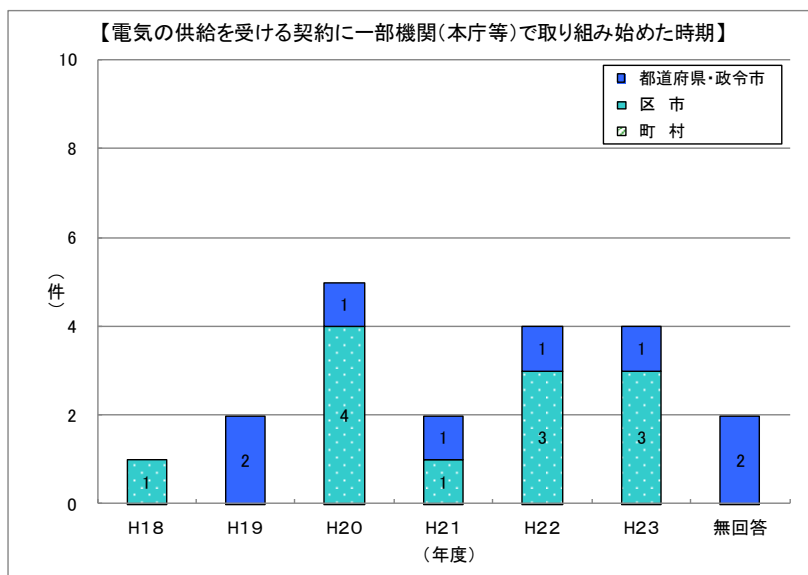
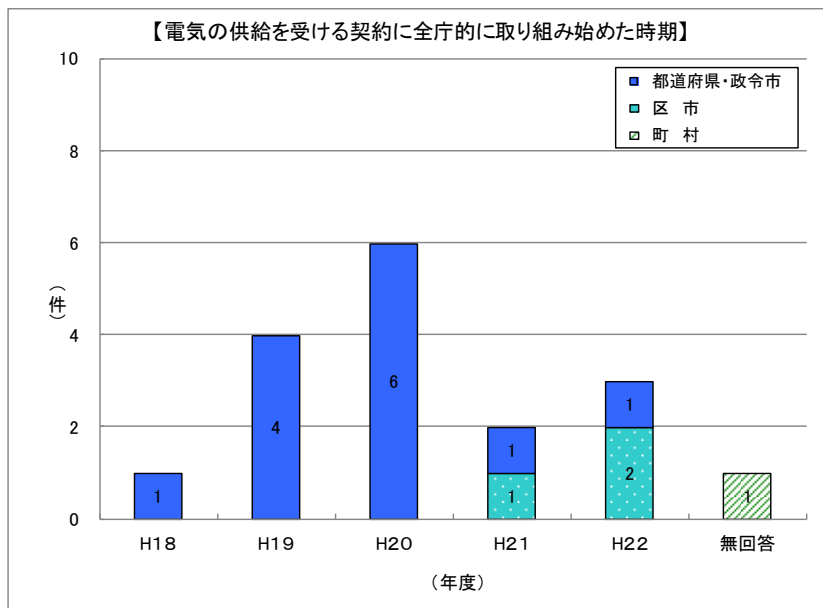


図 3-2. 電気の供給を受ける契約の取組体制



### 電気の供給を受ける契約に占める環境配慮契約の割合（実績）

平成22年度において、契約件数で見た電気の供給を受ける契約に占める環境配慮契約の実施割合は、図3-3より、契約件数においては全体の0.8%に留まり、都道府県・政令市では2.3%、区市は0.1%、町村は2.5%となっている。区市や町村では昨年度とほぼ同様の傾向を示したが、都道府県・政令市では昨年度の7.7%から今年度の2.3%と大きく低下している。

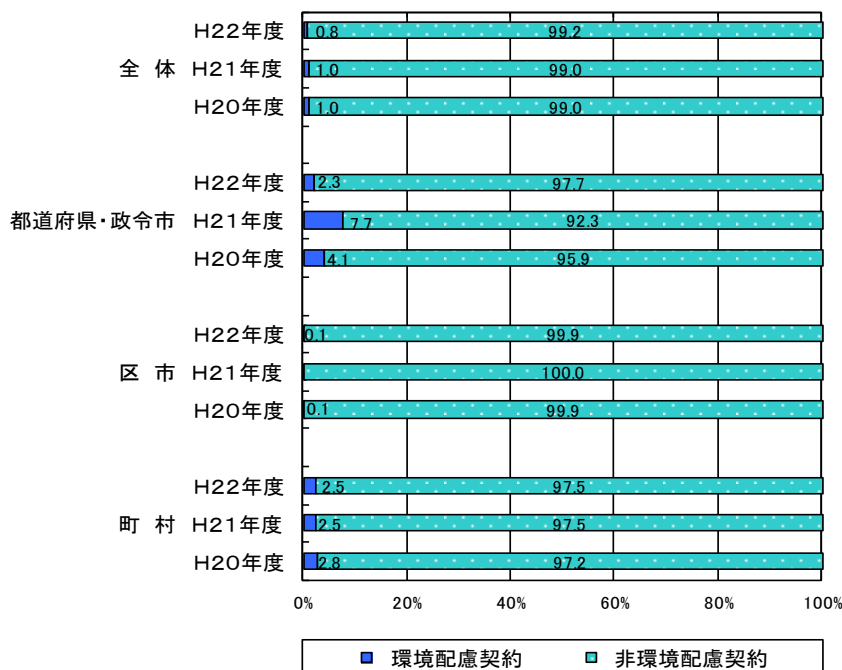


図3-3. 電気の供給を受ける契約に占める環境配慮契約（契約件数）の実施割合

また、図3-4より、使用電力総量で見た、22年度における電気の供給を受ける契約に占める環境配慮契約の実施割合は、全体の15.7%であり、都道府県・政令市では27.2%、区市は2.0%、町村は0.5%となっている。都道府県・政令市では、昨年度の23.5%と比較して3.7%の使用電力量が増加した。

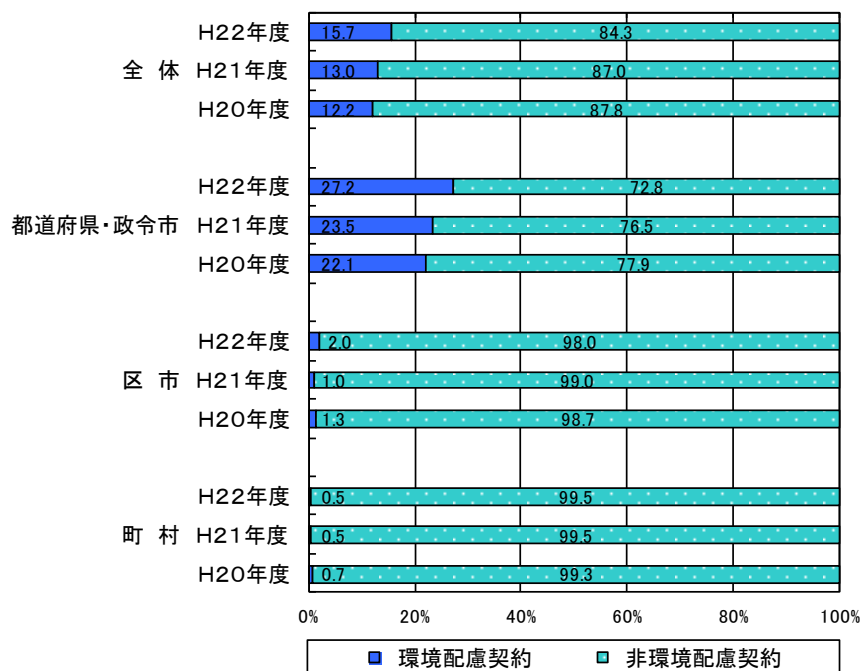


図3-4. 電気の供給を受ける契約に占める環境配慮契約（使用電力総量）の実施割合

## 電気の供給を受ける契約における課題

表3-3より、電気の環境配慮契約に取り組む上での課題で、「電気会社が1社のため導入が難しい」という回答を除いて最も多かった回答は、「現状の電力調達契約で一般競争入札を行っていない」が全体で44.0%であり、次いで多かった回答は、「環境配慮契約の制度自体理解できていない」26.8%であった。

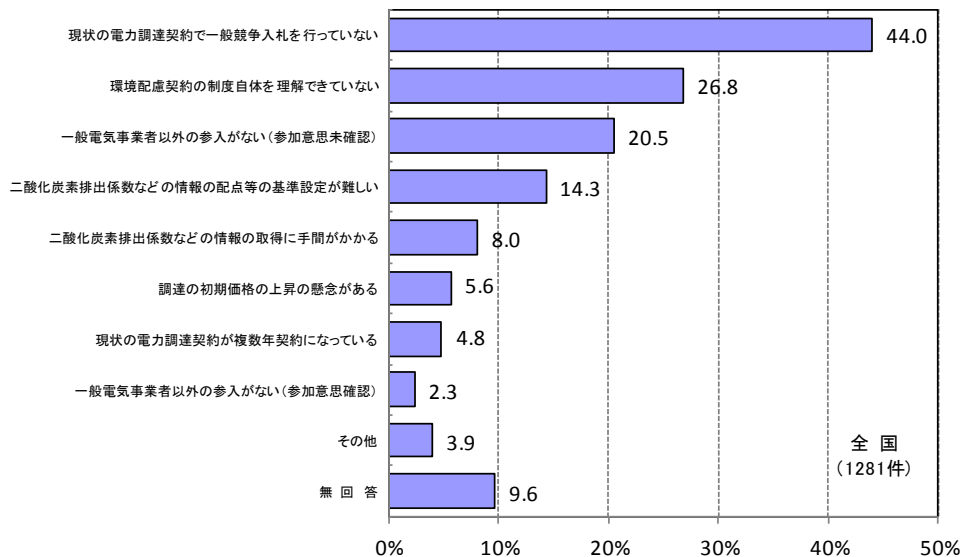
また、図3-5より、都道府県・政令市では、「調達の初期価格の上昇の懸念がある」が24.2%と最も多く、次いで「二酸化炭素排出係数などの評価項目、配点等の基準設定が難しい」が22.7%であった。区市および町村では、「現状の電力調達契約で一般競争入札を行っていない」という回答割合が最も高かった。

このことから、電気の環境配慮契約が進まない要因の一つとして、競争入札に参加できる事業者が少ないことがあげられる。また、「環境配慮契約の制度自体を理解できていない」と回答する地方公共団体が全体の26.8%であることから、環境配慮契約の制度の理解を促すための情報提供やセミナー、研修会の開催などを通じて、地方公共団体の理解を深める施策が必要と考えられる。

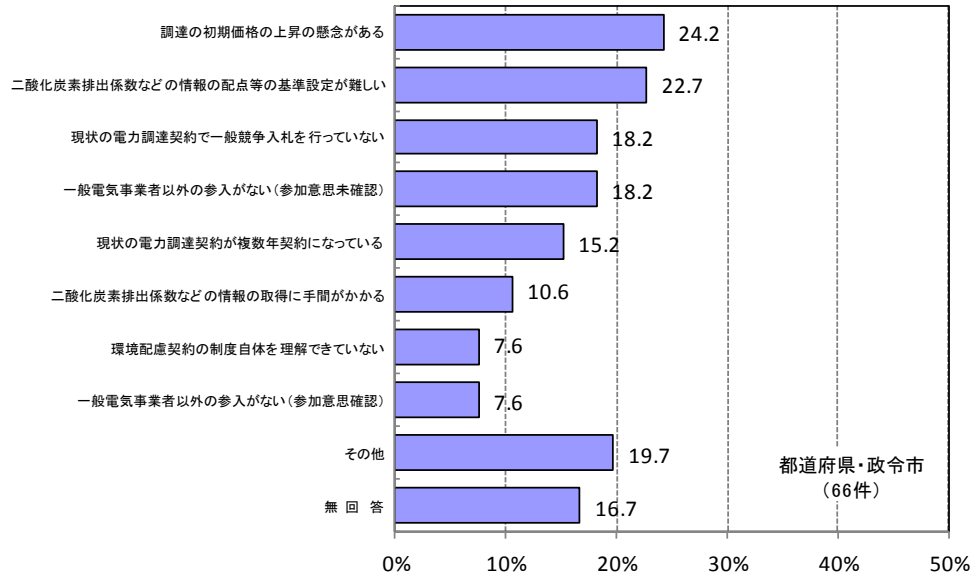
表 3-3. 電気の供給を受ける契約における課題（全体）（複数回答）

団体の分類	件数	ない	環境を配慮できない	行で現つ一般競争入札を	てが現い複数の電力調達契約になっている	意の参入が確認できない（参加意未確認）	意の参入が確認できない（参加意未確認）	手間がかかる	二酸化炭素排出係数の取得に手間がかかる	二酸化炭素排出係数などの情報の配点等の基準設定が難しい	調達の初期価格の上昇の懸念がある	め電気会社が1社のため	その他	無回答
全体	1281	343	564	61	30	262	102	183	72	506	50	123		
	100.0	26.8	44.0	4.8	2.3	20.5	8.0	14.3	5.6	39.5	3.9	9.6		
都道府県・政令市	66	5	12	10	5	12	7	15	16	4	13	11		
	100.0	7.6	18.2	15.2	7.6	18.2	10.6	22.7	24.2	6.1	19.7	16.7		
区市	637	141	327	35	11	139	50	106	42	203	28	50		
	100.0	22.1	51.3	5.5	1.7	21.8	7.8	16.6	6.6	31.9	4.4	7.8		
町村	578	197	225	16	14	111	45	62	14	299	9	62		
	100.0	34.1	38.9	2.8	2.4	19.2	7.8	10.7	2.4	51.7	1.6	10.7		

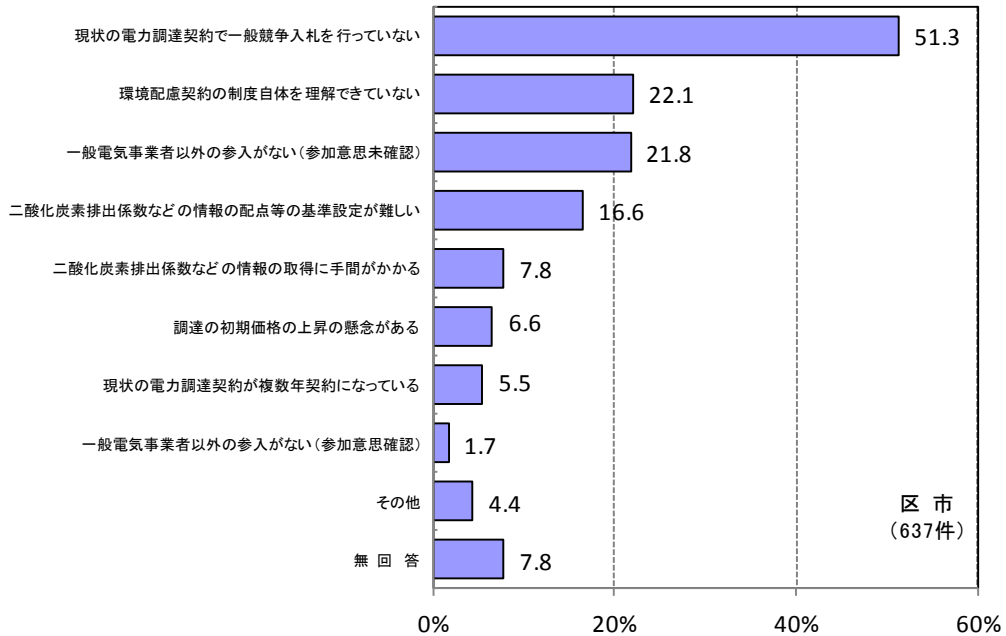
### ■全体



■ 都道府県・政令市



■ 区市



■ 町村

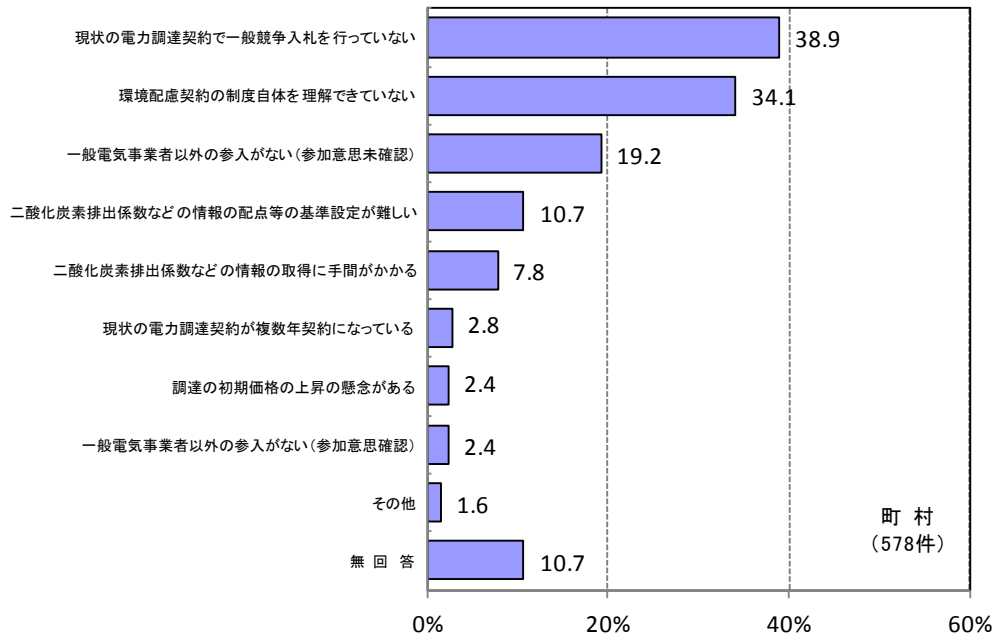


図 3-5. 電気の供給を受ける契約における課題 (複数回答)

## 自動車の購入及び賃貸借に係る契約の状況

表 4-1 及び図 4-1 より、平成 23 年度の自動車の購入及び賃貸借に係る契約において、「国の推奨する総合評価落札方式を採用している」と回答した地方公共団体は全体の 1.0%であり、「独自の評価項目・基準を設定し、総合評価落札方式を採用している」1.3%、「独自の評価項目・基準を設定し、最低価格落札方式を採用している」29.0%、「グリーン購入法の調達方針で判断基準を定め、最低価格落札方式を採用している」27.6%、「賃貸借の場合、保守業務等の環境性能を評価している」3.1%となった。

「その他」の回答は 33.0%と多く、内容は「実施していない」、「購入実績がほとんどない」、「指名競争入札」などの回答となっている（地方公共団体の具体的な取組内容は自由記述欄表 4-1 を参照）。

都道府県・政令市や区市では「グリーン購入法調達方針で判断基準を定め、最低価格落札方式を採用している」という回答が最も多く、町村では「独自の評価項目や基準を設定し、最低価格落札方式を採用している」が多かった。地方公共団体の規模によっても契約状況に違いがあることがわかる。

表 4-1. 自動車の購入及び賃貸借に係る契約の状況（複数回答）

団体の分類	件数	国の推奨する総合評価落札方式を採用している	独自の評価項目・基準を設定し、総合評価落札方式を採用している	独自の評価項目・基準を設定し、最低価格落札方式を採用している	グリーン購入法の調達方針で判断基準を定め、最低価格落札方式を採用している	賃貸借の場合、保守業務等の環境性能を評価している	その他	無回答
全体	1281	13	17	372	353	40	423	96
	100.0	1.0	1.3	29.0	27.6	3.1	33.0	7.5
都道府県・政令市	66	3	-	7	50	2	11	2
	100.0	4.5	-	10.6	75.8	3.0	16.7	3.0
区市	637	2	3	171	221	12	204	33
	100.0	0.3	0.5	26.8	34.7	1.9	32.0	5.2
町村	578	8	14	194	82	26	208	61
	100.0	1.4	2.4	33.6	14.2	4.5	36.0	10.6

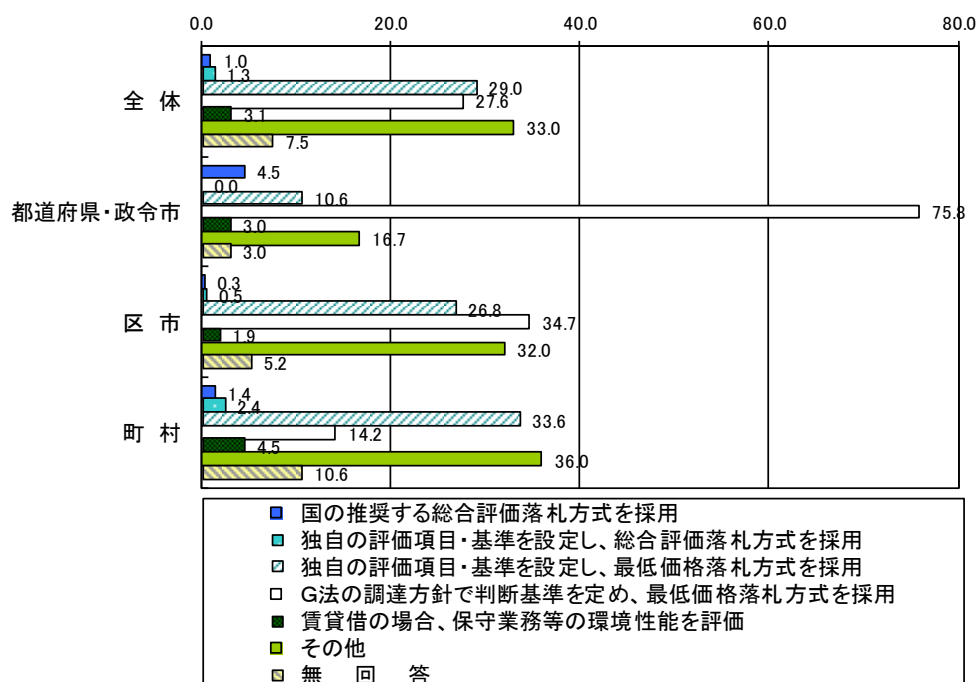


図 4-1. 自動車の購入及び賃貸借に係る契約の状況（複数回答）



## 自動車の購入及び賃貸借に係る契約の取組体制

平成 23 年度において、「自動車の購入及び賃貸借に係る環境配慮契約に取り組んでいる」と回答した、433 団体の環境配慮契約の取組体制を表 4-2 及び図 4-2 に示した。「全庁的に環境配慮契約に取り組んでいる」と回答した 5.8%と、「一部機関で環境配慮契約に取り組んでいる」と回答した 6.2%をあわせ、全体の 12.0%の地方公共団体が環境配慮契約を推進するための体制を構築していることがわかった。

都道府県・政令市では、「全庁的に環境配慮契約に取り組んでいる」という回答が 45.5%と最も多く、区市及び町村では「現在のところ、取り組む予定はない」がそれぞれ 81.8%、81.3%と回答していることから、地方公共団体の分類によって、自動車の環境配慮契約を推進するための取組体制に違いがあることが確認できた。

表 4-2. 自動車の購入及び賃貸借に係る契約の取組体制

団体の分類	件数	全庁的に環境配慮契約に取り組んでいる	一部機関で環境配慮契約に取り組んでいる	現在は行っていないが、今後取り組むことを検討している	現在のところ、取り組む予定はない	無回答
全体	433	25	27	30	347	4
	100.0	5.8	6.2	6.9	80.1	0.9
都道府県・政令市	11	5	-	2	3	1
	100.0	45.5	-	18.2	27.3	9.1
区市	187	10	10	12	153	2
	100.0	5.3	5.3	6.4	81.8	1.1
町村	235	10	17	16	191	1
	100.0	4.3	7.2	6.8	81.3	0.4

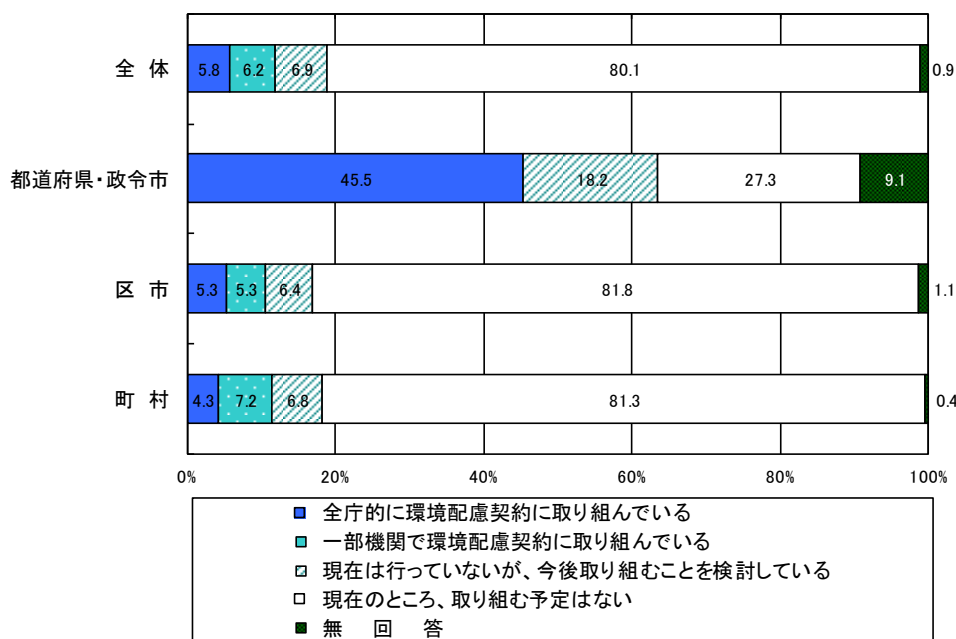
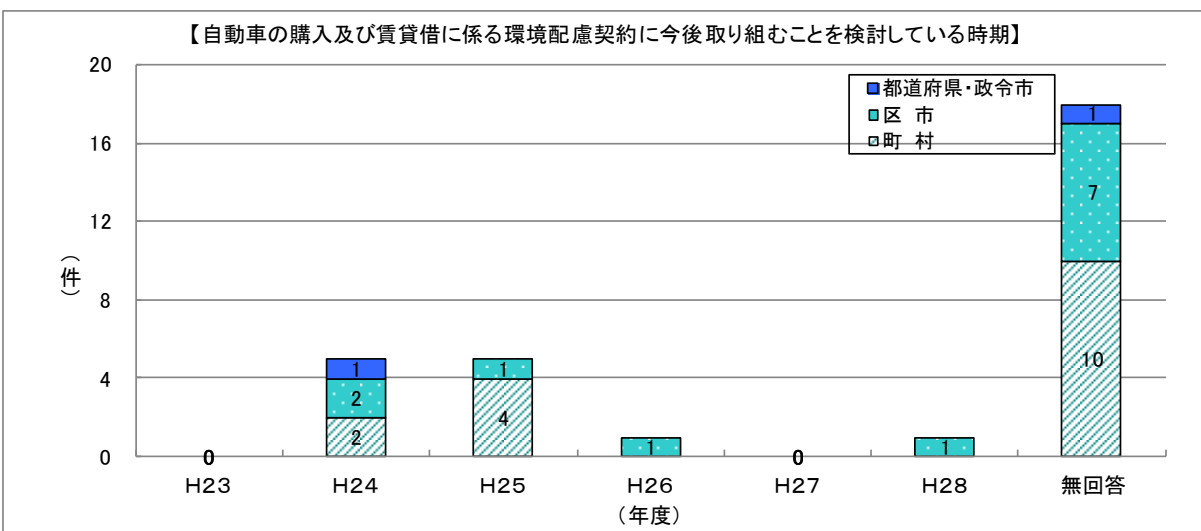
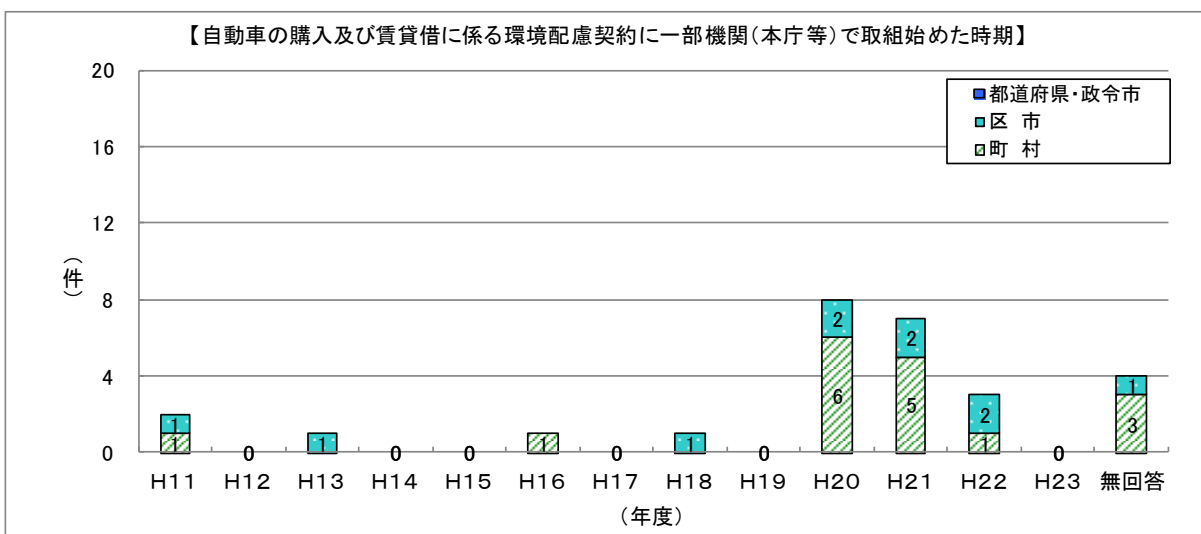
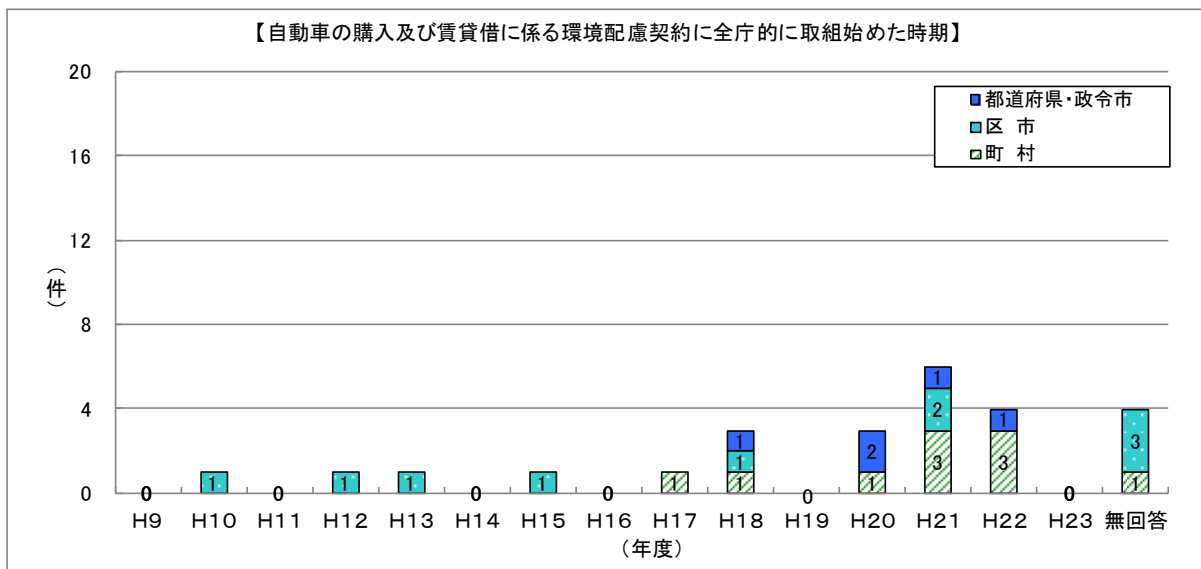


図 4-2. 自動車の購入及び賃貸借に係る契約の取組体制



### 自動車の購入及び賃貸借に係る契約に占める環境配慮契約の割合（実績）

表 4-3 より、平成 22 年度において、調達台数で見た自動車の購入及び賃貸借に係る契約に占める環境配慮契約の割合は 11.9%（購入台数 8.0%、賃貸借台数 3.9%）であった。図 4-3 より、都道府県・政令市では、平成 21 年度の 5.3%から平成 22 年度の 16.3%へと大きく伸びている。これは図 4-4 の購入台数が、9,371 台から 2,990 台へと大きく減少したにも関わらず、環境配慮契約による購入台数が、496 台から 486 台とあまり変化していないことによるものである。結果として全体に占める環境配慮契約の割合が高まった。

表 4-3. 自動車の購入及び賃貸借に係る契約の調達台数（平成 22 年度）

団体の分類	調達台数 (総数)	環境配慮契約による 購入台数	環境配慮契約による 賃貸借台数	非環境配慮契約による 台数
全 体	12735	1017	500	11218
	100.0	8.0	3.9	88.1
都道府県・政令市	2990	486	158	2346
	100.0	16.3	5.3	78.5
区 市	7911	424	307	7180
	100.0	5.4	3.9	90.8
町 村	1834	107	35	1692
	100.0	5.8	1.9	92.3

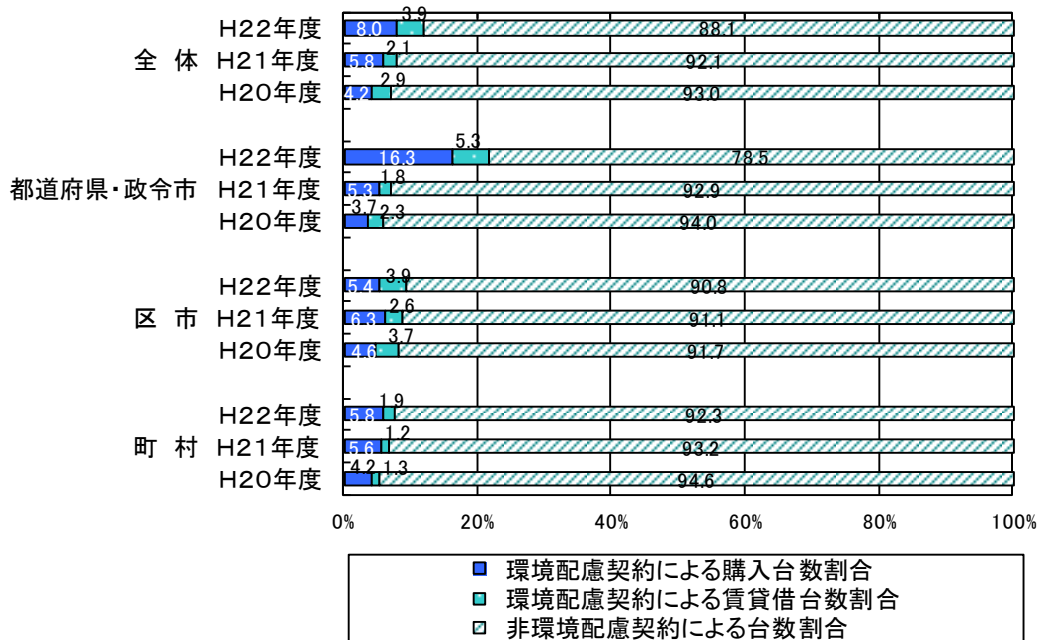


図 4-3. 自動車の購入及び賃貸借に係る契約に占める環境配慮契約（調達台数）の実施割合

図 4-4 に、「自動車の購入及び賃貸借に係る環境配慮契約の実績がある」と回答した 433 団体について、自動車の調達総数、環境配慮契約による調達及び賃貸借の台数状況を以下に示す。

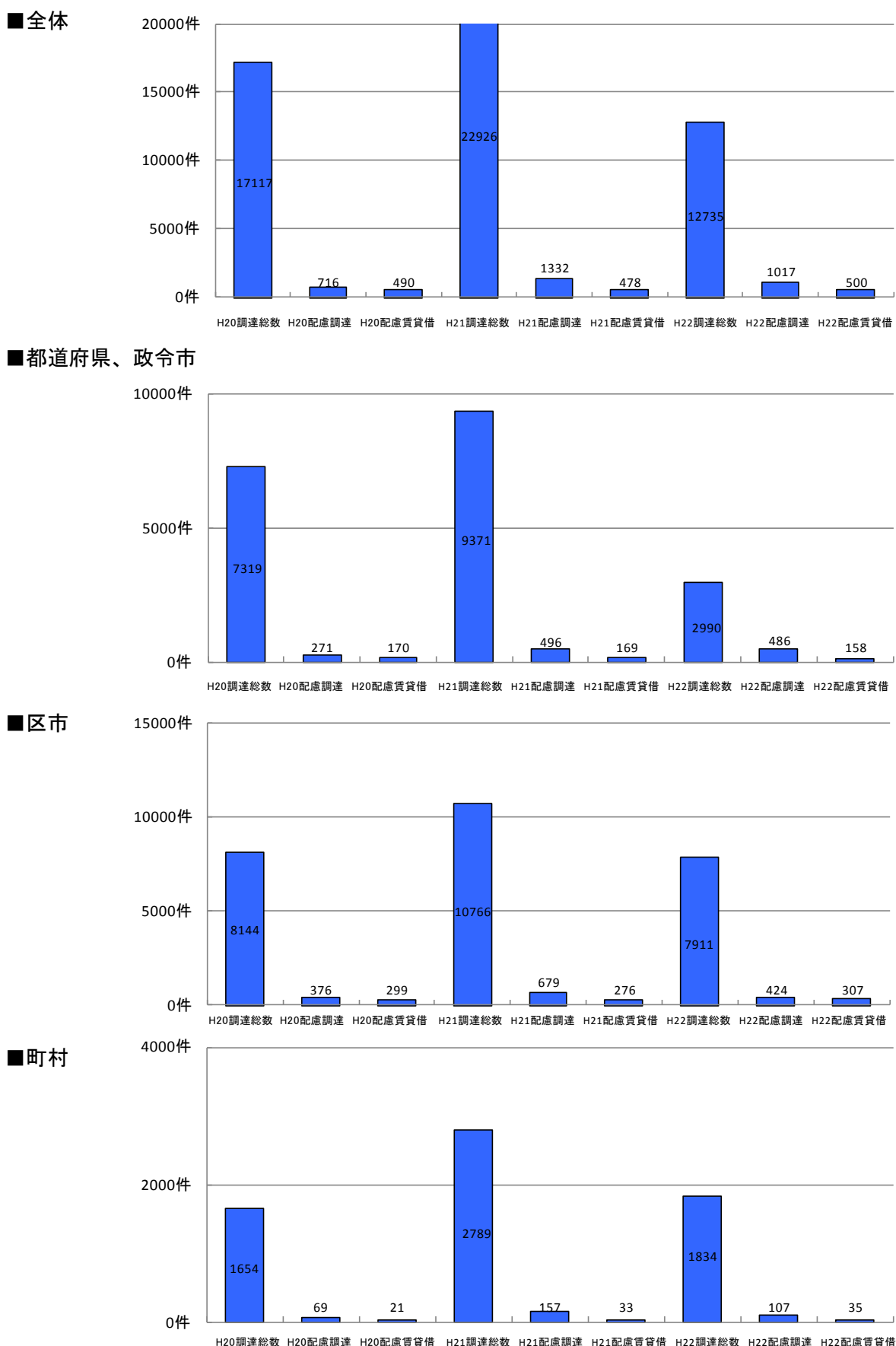


図 4-4. 自動車の環境配慮契約による調達及び賃貸借の総数（平成 20 年度～22 年度実績）

## 自動車の購入及び賃貸借に係る契約における課題

表 4-4 より、自動車の環境配慮契約に取り組む上での課題は、「年間に調達する自動車の台数が少ないため、取り組む必要性が乏しい」と回答した地方公共団体が全体の 46.9%と最も多く、次いで「環境配慮契約の制度自体が理解できていない」が 29.4%であった。

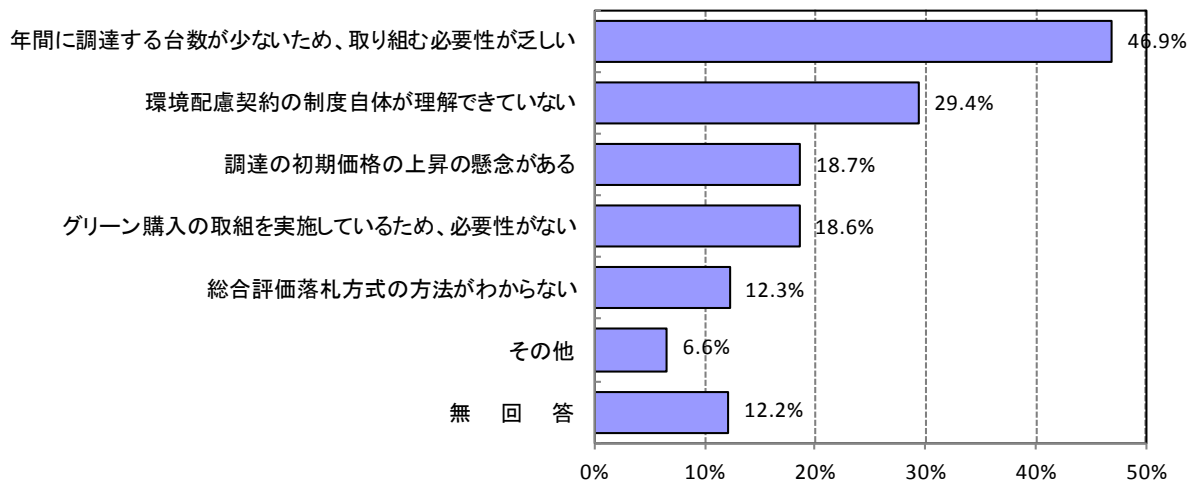
また、図 4-5 より、都道府県・政令市では、「グリーン購入の取組を実施しているため、必要性がない」が 45.5%と最も多く、次いで「調達の初期価格の上昇の懸念がある」が 24.2%であった。区市や町村では、「年間に調達する自動車の台数が少ないため、取り組む必要性が乏しい」が最も多く、次いで「環境配慮契約の制度自体が理解できていない」という回答が多かった。

このことから、自動車の環境配慮契約が進まない要因の一つとして、自動車の契約機会が少ないことがあげられ、これが取組の重要性の認識を低下させることが伺える。また、自動車の購入や賃貸借においてグリーン購入法に基づいた調達と、環境配慮契約法に基づいた契約の相違点が理解されていないことも、取組を阻害している可能性がある。よって、環境配慮契約法パンフレットの定期発行や、具体的な事例を紹介するセミナー開催、研修会の開催等を通じて、環境配慮契約の制度やライフサイクルコストを考慮した調達における意義の理解を促進させていくことが重要と考えられる。

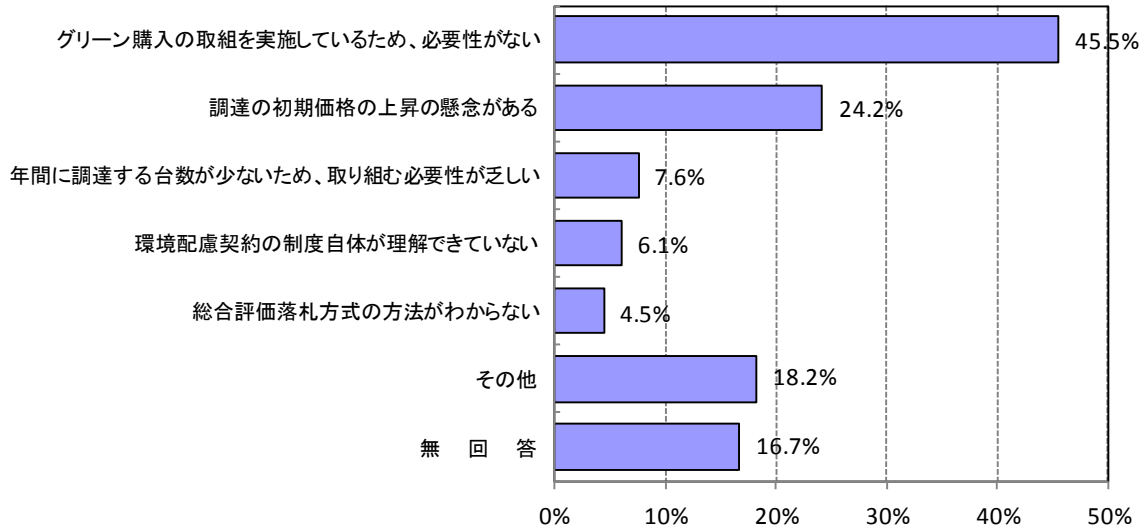
表 4-4. 自動車の購入及び賃貸借に係る契約における課題（複数回答）

団体の分類	件数	年間に調達する台数が少ないため、取り組む必要性が乏しい	環境配慮契約の制度自体が理解できていない	調達の初期価格の上昇の懸念がある	グリーン購入の取組を実施しているため、必要性がない	総合評価落札方式の方法がわからない	その他	無回答
全体	1281	377	157	238	240	601	85	156
	100.0	29.4	12.3	18.6	18.7	46.9	6.6	12.2
都道府県・政令市	66	4	3	30	16	5	12	11
	100.0	6.1	4.5	45.5	24.2	7.6	18.2	16.7
区市	637	168	83	157	152	247	55	71
	100.0	26.4	13.0	24.6	23.9	38.8	8.6	11.1
町村	578	205	71	51	72	349	18	74
	100.0	35.5	12.3	8.8	12.5	60.4	3.1	12.8

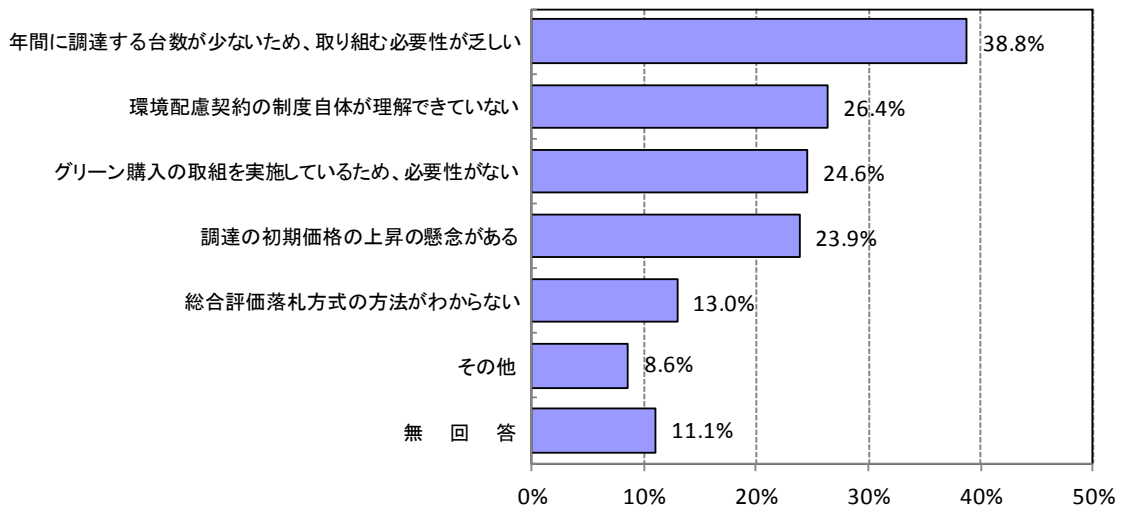
### ■全体



■ 都道府県



■ 区市



■ 町村

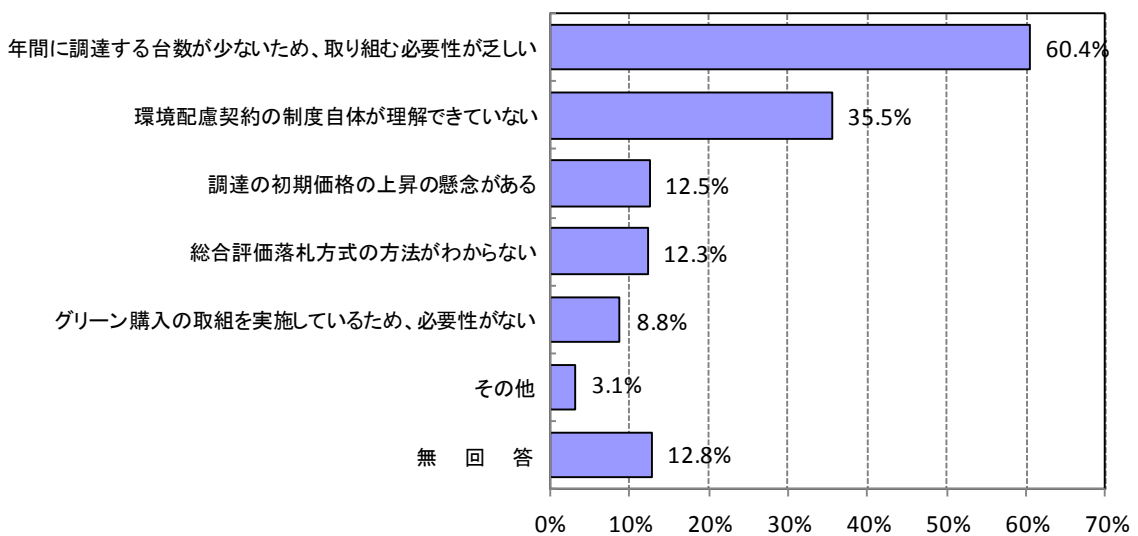


図 4-5. 自動車の購入及び賃貸借に係る契約における課題（複数回答）

## 船舶の調達に係る契約（船舶の設計発注や調達状況）

表 5-1 及び図 5-1 より、平成 23 年度の船舶の調達に係る契約において、「船舶の設計を発注することや小型船舶を調達することがある」と回答した地方公共団体は、全体の 6.7%（86 団体）であり、都道府県・政令市では 56.1%、区市 5.3%、町村 2.6%となっている。

表 5-1. 船舶の設計発注や調達状況

団体の分類	件数	調べる船舶の設計や小型船舶を調達が船舶発注をしない	調べる船舶の設計や小型船舶を調達が船舶発注をしない	無回答
全体	1281 100.0	86 6.7	1081 84.4	114 8.9
都道府県・政令市	66 100.0	37 56.1	26 39.4	3 4.5
区市	637 100.0	34 5.3	551 86.5	52 8.2
町村	578 100.0	15 2.6	504 87.2	59 10.2

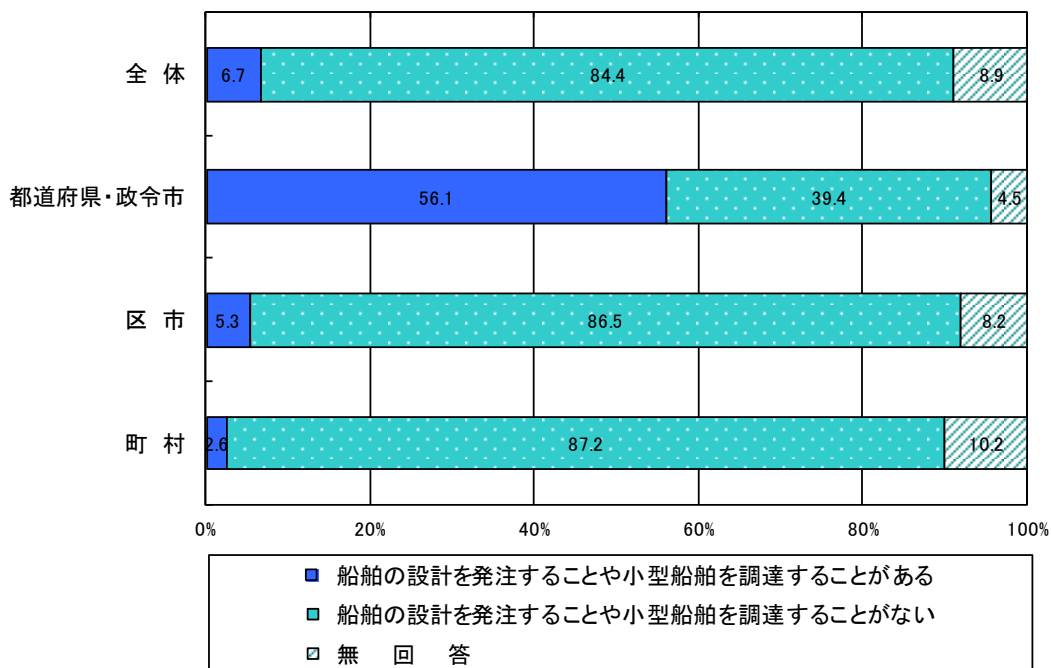


図 5-1. 船舶の設計発注や調達状況

## 船舶の設計発注に係る契約の状況

表 5-2 及び図 5-2 より、「船舶の設計発注や小型船舶の調達をすることがある」と回答した、86 団体の船舶の設計発注に係る契約状況において、「国の推奨する環境配慮型船舶プロポーザル方式を採用している」と回答した地方公共団体は無かった。「独自の評価項目を設定してプロポーザル方式を採用している」と回答した 3.5%と、「独自の評価項目を設定して総合評価落札方式を採用している」の 3.5%をあわせて、環境配慮契約に取り組んでいる地方公共団体は全体で 7.0%であった。

一方、「環境配慮契約に取り組む予定はない」と回答した地方公共団体は全体の 50.0%で、「その他」の回答は 29.1%となっている。「その他」の内容は、「購入頻度が少ない」、「必要性を感じない」、「予算に応じて検討」などとなっている（地方公共団体の具体的な取組内容は自由記述欄表 5-2 を参照）。

表 5-2. 船舶の設計発注に係る契約の状況

団体の分類	件数	国の推奨する環境配慮型船舶プロポーザル方式を採用	独自の評価項目を設定してプロポーザル方式を採用	独自の評価項目を設定して総合評価落札方式を採用	独自の評価項目を設定して総合評価落札方式を採用	環境配慮契約に取り組む予定はないが、今後取り組む予定	環境配慮契約に取り組む予定はないが、今後取り組む予定	その他	無回答
全体	86	0	3	3	9	43	25	3	
	100.0	-	3.5	3.5	10.5	50.0	29.1	3.5	
都道府県・政令市	37	0	2	1	2	16	15	1	
	100.0	-	5.4	2.7	5.4	43.2	40.5	2.7	
区市	34	0	1	1	2	21	8	1	
	100.0	-	2.9	2.9	5.9	61.8	23.5	2.9	
町村	15	0	0	1	5	6	2	1	
	100.0	-	-	6.7	33.3	40.0	13.3	6.7	

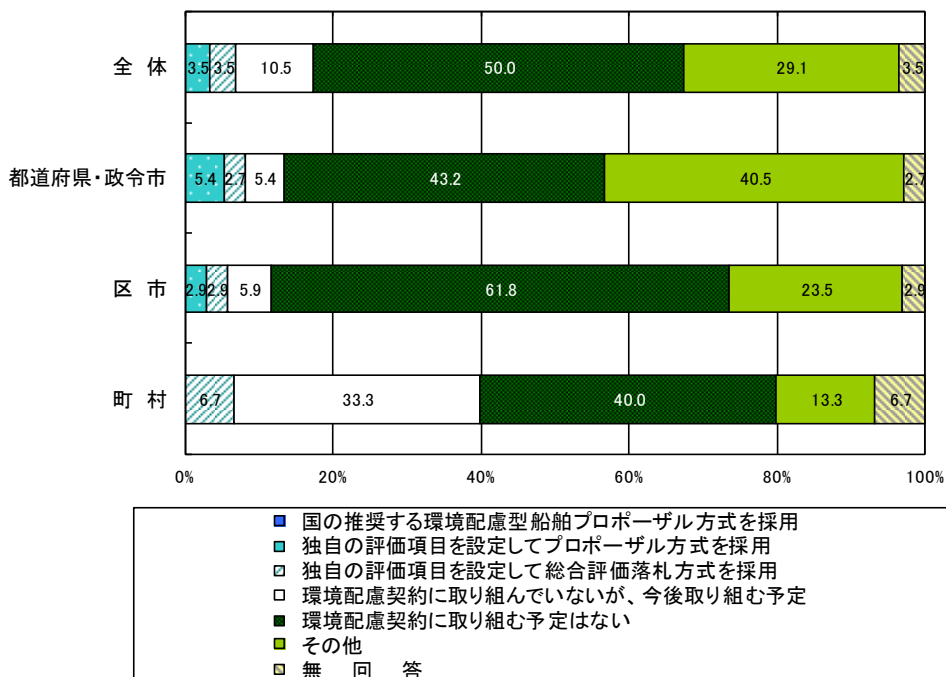


図 5-2. 船舶の設計発注に係る契約の状況



### 小型船舶の調達に係る契約の状況

表 5-3 及び図 5-3 より、「船舶の設計発注や小型船舶の調達をすることがある」と回答した、86 団体の小型船舶に関する契約状況について、「国の推奨する裾切り方式を採用している」の 1.2%と、「独自の評価項目を設定して裾切り方式を採用している」の 4.7%をあわせて、環境配慮契約に取り組んでいる地方公共団体は全体で 5.9%であった。一方、「環境配慮契約に基づいて、取り組む予定はない」と回答した地方公共団体は全体の 53.5%となっている。

表 5-3. 小型船舶の調達に係る契約の状況

団体の分類	件数	国の推奨する裾切り方式を採用している	独自の評価項目を設定して裾切り方式を採用している	環境配慮契約に基づいて、今後取り組む予定	環境配慮契約に基づいて、取り組む予定はない	その他	無回答
全体	86	1	4	8	46	17	10
	100.0	1.2	4.7	9.3	53.5	19.8	11.6
都道府県・政令市	37	-	2	1	18	12	4
	100.0	-	5.4	2.7	48.6	32.4	10.8
区市	34	1	1	2	23	4	3
	100.0	2.9	2.9	5.9	67.6	11.8	8.8
町村	15	-	1	5	5	1	3
	100.0	-	6.7	33.3	33.3	6.7	20.0

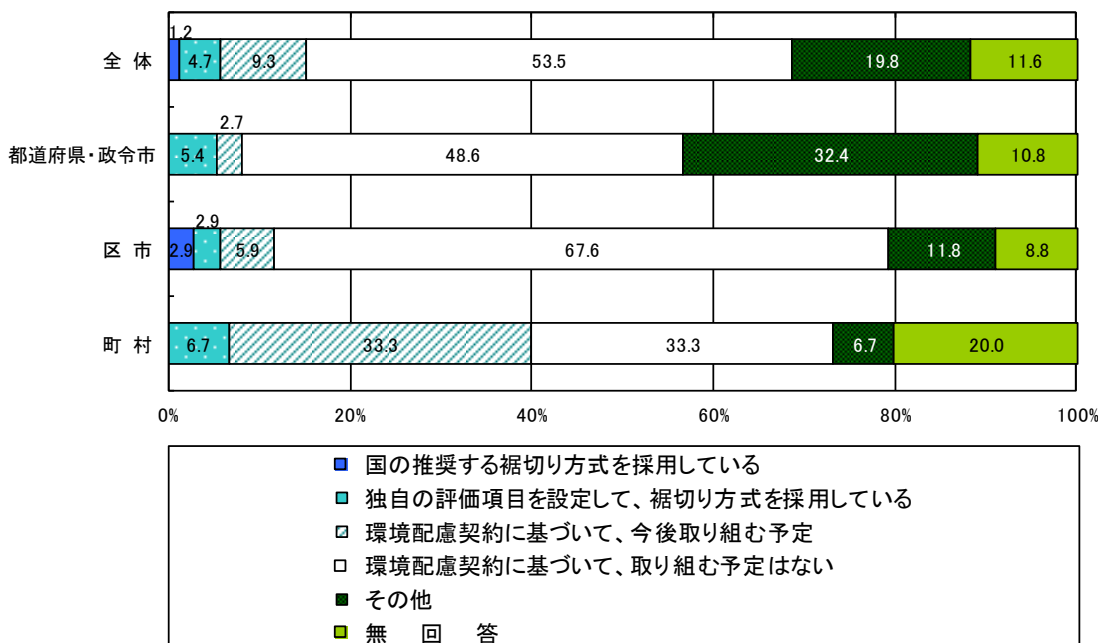


図 5-3. 小型船舶の調達に係る契約の状況

### 船舶の調達に係る契約に占める環境配慮契約の割合（実績）

図 5-4 より、平成 22 年度において、船舶の設計発注に係る契約に占める環境配慮契約の割合（設計契約）は、全体で 16.7%であり、都道府県・政令市では 25.0%（県 1 件のみ）が取組を進めている。区市では環境配慮契約の取組が確認できず、町村では船舶の契約実績が確認できなかった。

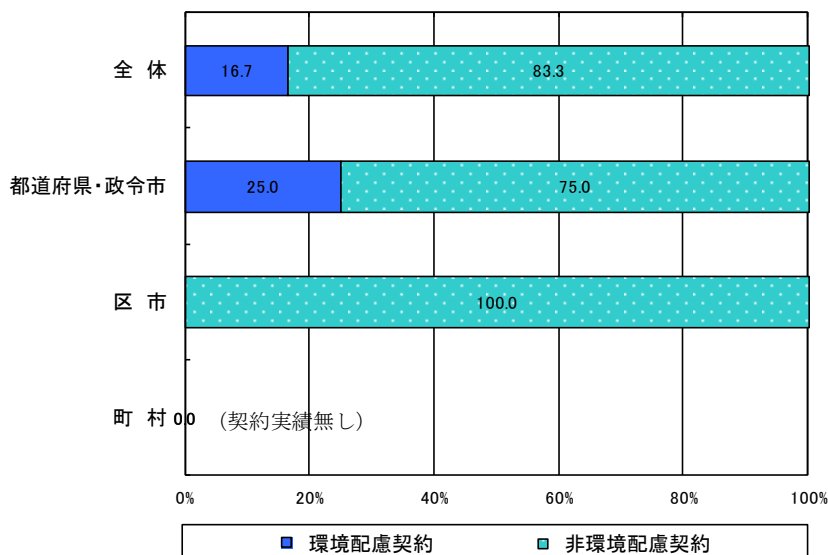


図 5-4. 船舶の調達に係る契約に占める環境配慮契約（設計契約）の実施割合

また、図 5-5 より、小型船舶の調達に係る契約に占める環境配慮契約（実績）の割合（調達隻数）は全体の 1.2%であり、区市の 1.4%（市 1 件のみ）が取組を進めている。一方、都道府県・政令市では環境配慮契約の取組が確認できず、町村では小型船舶の契約実績が確認できなかった。

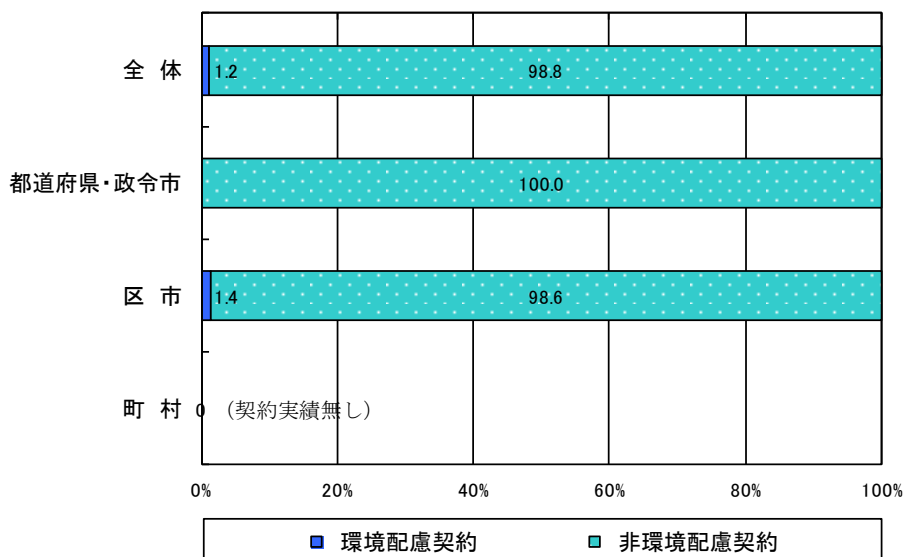


図 5-5. 小型船舶の調達に係る契約に占める環境配慮契約（調達隻数）の実施割合

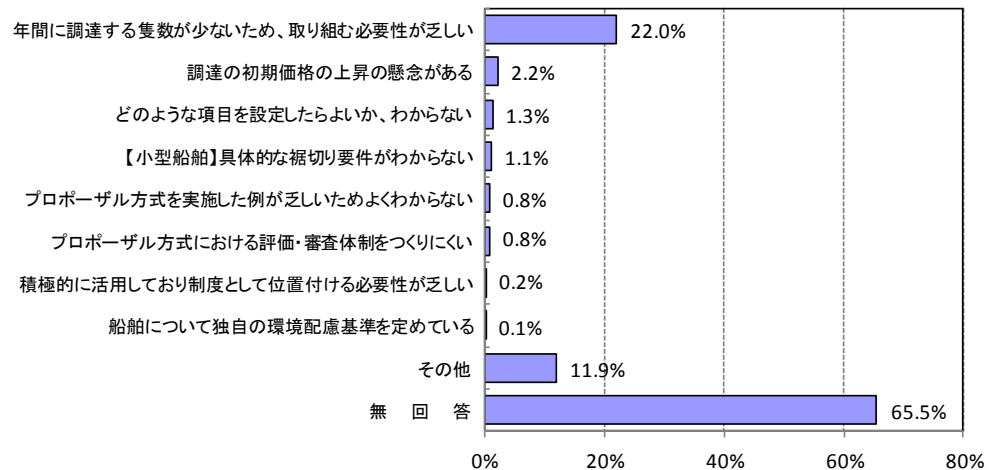
## 船舶の調達に係る契約における課題

表 5-4 及び図 5-6 より、船舶の調達に係る契約に取り組む上での課題は、「年間に調達する隻数が少ないため、取り組む必要性が乏しい」という回答が全体で 22.0%と最も多く、次に「調達の初期価格の上昇の懸念がある」という回答が 2.2%となった。

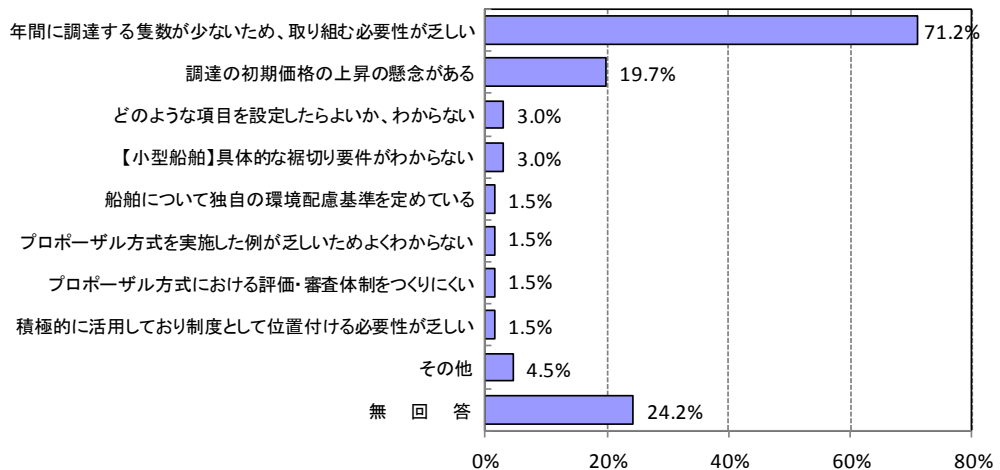
表 5-4. 船舶の調達に係る契約における課題（複数回答）

団体の分類	件数	組む少ない必要ない調達がめずる取扱い	年間に調達する隻数の懸念がある	調達の初期価格の上昇の懸念がある	環境配慮基準を独自に定めている	船舶に独自の環境配慮基準を定めている	実地によくわかつた例が乏しい	プロポーザル方式を実施した例が乏しいためよくわからない	プロポーザル方式における評価・審査体制をつくりにくい	積極的に活用しており制度として位置付ける必要性が乏しい	積極的に活用しており制度として位置付ける必要性が乏しい	どのような項目を設定したらよいか、わからない	【小型船舶】具体的な裾切り要件がわからない	その他	無回答							
全体	1281	282	28	1	10	10	17	2	14	153	839	100.0	22.0	2.2	0.1	0.8	0.8	1.3	0.2	1.1	11.9	65.5
都道府県・政令市	66	47	13	1	1	1	2	1	2	3	16	100.0	71.2	19.7	1.5	1.5	1.5	3.0	1.5	3.0	4.5	24.2
区市	637	143	10	-	4	5	7	-	5	68	424	100.0	22.4	1.6	-	0.6	0.8	1.1	-	0.8	10.7	66.6
町村	578	92	5	-	5	4	8	1	7	82	399	100.0	15.9	0.9	-	0.9	0.7	1.4	0.2	1.2	14.2	69.0

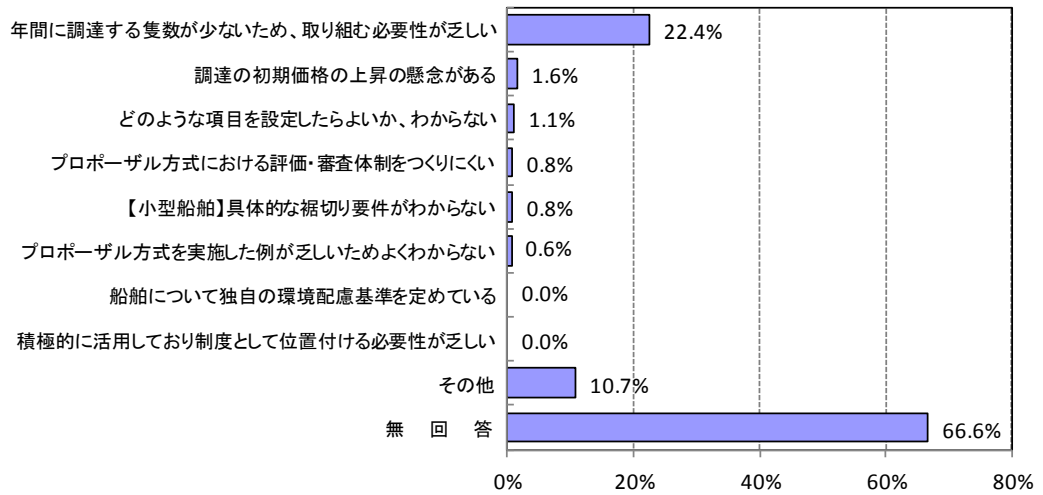
### ■全体



### ■都道府県・政令市



■ 区市



■ 町村

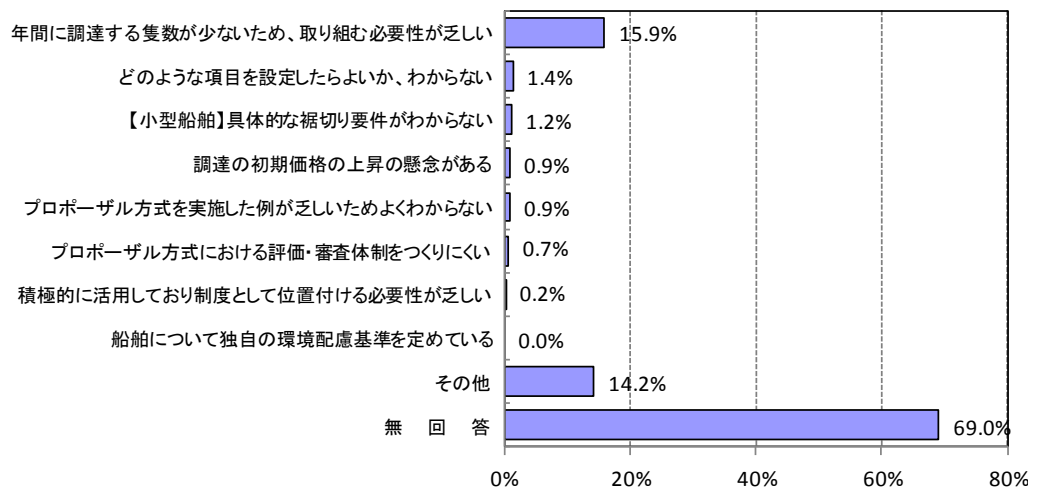


図 5-6. 船舶の調達に係る契約における課題（複数回答）

### 省エネルギー改修事業（ESCO事業）の実施と契約状況

表 6-1 より、平成 20 年度から平成 22 年度にかけて、「ESCO 事業（フィージビリティ・スタディを含む）を実施した実績がある」と回答した地方公共団体は、全体の 4.5%（58 団体）であった。表 6-2 より、この 58 団体についての契約状況の内訳は、「プロポーザル方式」が 39.7%、「総合評価落札方式」13.8%、「省エネに係る工事を実施」8.6%であった。

また、図 6-1 より、平成 22 年度の契約状況は平成 21 年度と比較して、「プロポーザル方式」が全体で 4.5%増加、「総合評価落札方式」は 2.7%増加している。この増加傾向は、各地方公共団体において地球温暖化防止に向けた取組が加速しており、温室効果ガスの削減目標を達成するための取組の一つとして、ESCO 事業が見直されていることが推測される。

表 6-1. ESCO事業の実施  
(平成 20 年度～平成 22 年度)

団体の分類	件数	実績がある	実績はない	無回答
全体	1281	58 4.5	1188 92.7	35 2.7
都道府県・政令市	66	23 34.8	41 62.1	2 3.0
区市	637	23 3.6	603 94.7	11 1.7
町村	578	12 2.1	544 94.1	22 3.8

表 6-2. ESCO事業の契約状況（平成 22 年度）

団体の分類	件数	プロポーザル方式	総合評価落札方式	実省エネに係る工事を	その他
全体	58	23 39.7	8 13.8	5 8.6	22 37.9
都道府県・政令市	23	18 78.3	1 4.3	0.0	4 17.4
区市	23	4 17.4	2 8.7	8.7	15 65.2
町村	12	1 8.3	5 41.7	3 25.0	3 25.0

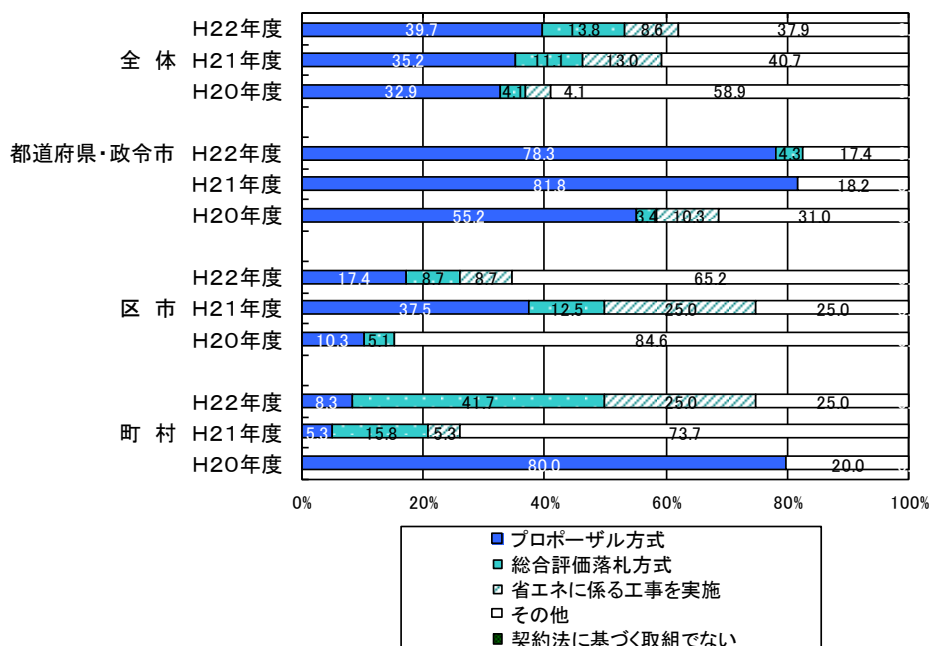


図 6-1. ESCO事業の契約状況

## 省エネルギー改修事業を実施しない理由

表 6-1 より、「平成 20 年度から平成 22 年度にかけて E S C O 事業を実施した実績がない」と回答した 1,188 団体について、E S C O 事業を実施しない理由を表 6-3 及び図 6-2 にまとめた。

E S C O 事業を実施しない理由は、「該当する建物はあるが、何も実施していない」という回答が 41.0%と最も多く、次いで「過去に実施したが対象期間中に該当する建物がなかったから」が 7.7%、「簡易 E S C O 診断を実施した結果、実施に至らなかった」が 4.8%となった。また、「その他」の回答は 31.6%であり、内容は「制度を理解していない」、「必要性を感じない」「実施のための体制が整っていない」となっている（地方公共団体の具体的な取組内容は自由記述欄表 6-3 を参照）。

このことから、E S C O 事業が進まない要因の一つとして、制度を理解していないことがあげられ、取組の重要性を認識していないことが伺える。また、E S C O 事業に適した建物がなく、実施に至らないこともあげられる。これにより、環境配慮契約の制度の理解を促すための情報提供や、セミナーの開催などを通じて地方公共団体の理解を深めることが必要と考えられる。

表 6-3. E S C O 事業を実施しない理由

団体の分類	件数	対象期間中に実施した該当する建物がなかったから	過去に実施したが対象期間中に該当する建物がなかったから	簡易 E S C O 診断を実施した結果、実施に至らなかった	該当する建物はあるが、何も実施していない	その他	無回答
全 体	1188	92	57	487	375	177	
	100.0	7.7	4.8	41.0	31.6	14.9	
都道府県・政令市	41	10	7	9	13	2	
	100.0	24.4	17.1	22.0	31.7	4.9	
区 市	603	35	41	248	190	89	
	100.0	5.8	6.8	41.1	31.5	14.8	
町 村	544	47	9	230	172	86	
	100.0	8.6	1.7	42.3	31.6	15.8	

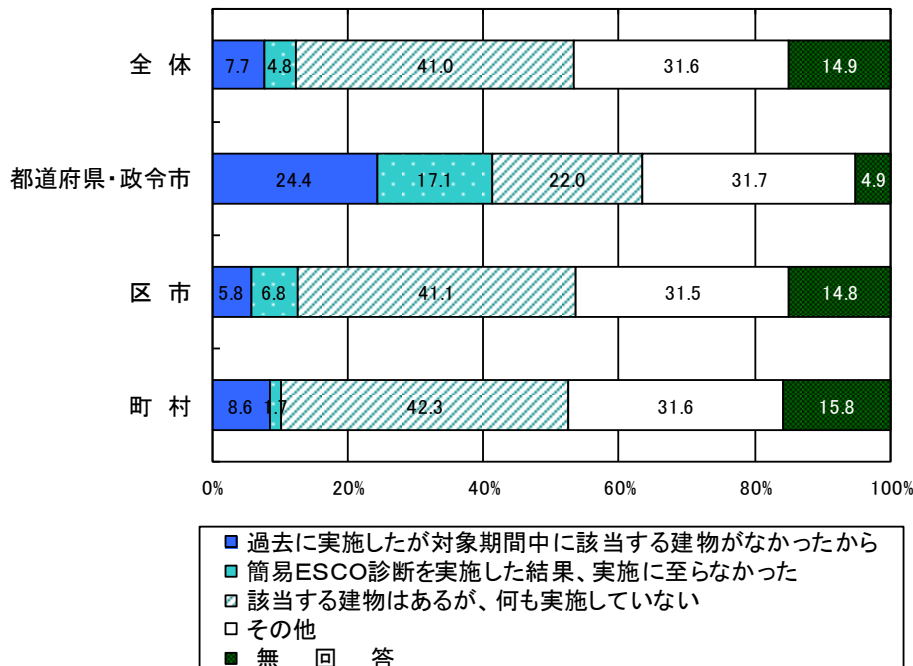


図 6-2. E S C O 事業を実施しない理由

## 省エネルギー改修事業に係る契約における課題

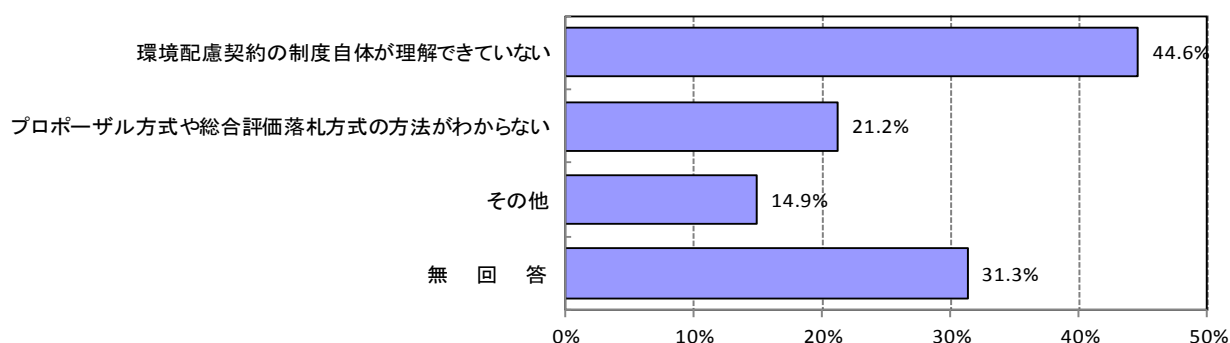
表 6-4 及び図 6-3 より、省エネルギー改修事業に係る契約に取り組む上での課題は、「環境配慮契約の制度自体が理解できていない」という回答が全体で 44.6%と多く、「プロポーザル方式や総合評価落札方式の方法がわからない」は 21.2%、「その他」の回答は 14.9%であった。「その他」の回答には、「該当する建物がない」や「制度が理解できていない」、「効果やメリットが不明確」、「人的余裕がない」などの記述が見られた（地方公共団体の具体的な取組内容は自由記述欄表 6-4 を参照）。

より一層の普及を図るため、省エネルギー改修事業の解説や各種契約方式の説明、導入による効果などを示した説明会の開催などを通じて、地方公共団体の理解を深める施策が必要と考えられる。

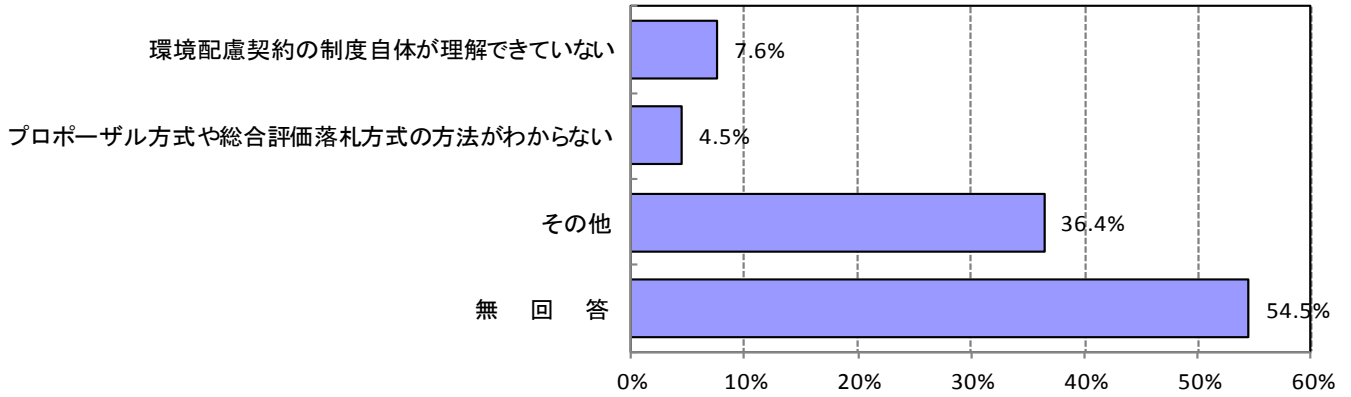
表 6-4. 省エネルギー改修事業に係る契約における課題（複数回答）

団体の分類	件数	環境配慮契約の制度自体が理解できていない	総合評価落札方式の方法がわからない	その他	無回答
全体	1281 100.0	571 44.6	272 21.2	191 14.9	401 31.3
都道府県・政令市	66 100.0	5 7.6	3 4.5	24 36.4	36 54.5
区市	637 100.0	265 41.6	136 21.4	107 16.8	200 31.4
町村	578 100.0	301 52.1	133 23.0	60 10.4	165 28.5

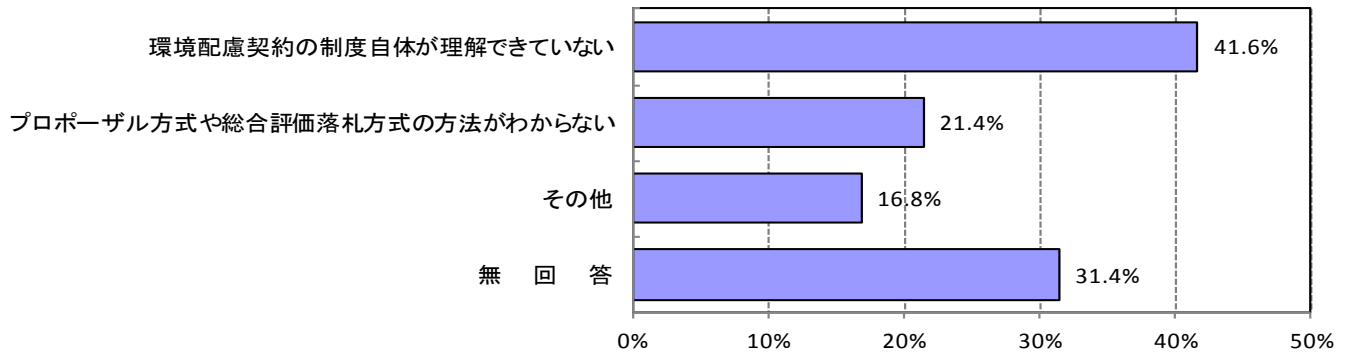
### ■全体



■都道府県・政令市



■市区



■町村

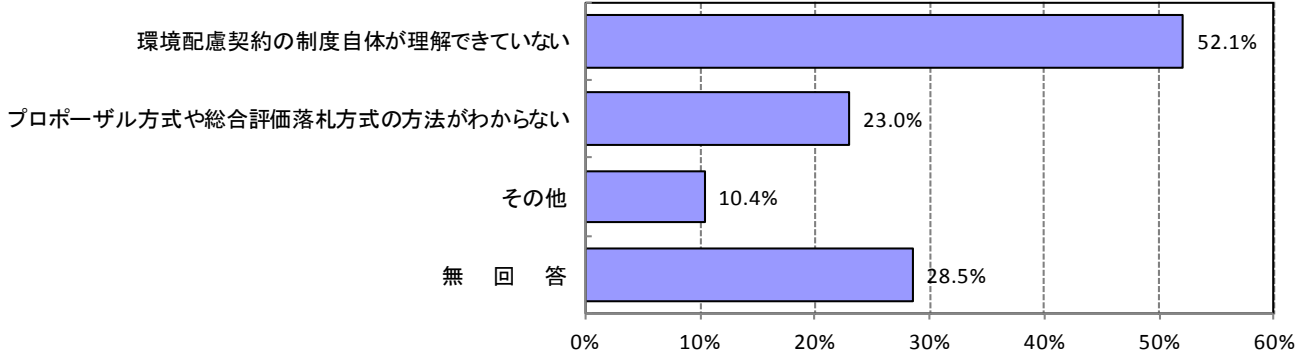


図 6-3. 省エネルギー改修事業に係る契約における課題（複数回答）



## 建築物の設計に係る契約の状況

表 7-1 及び図 7-1 より、平成 23 年度の建築物の設計に係る契約において、「環境配慮型プロポーザル方式を採用している」1.4%と、「環境配慮型プロポーザル方式を求めているが、事業者の提案に基づき採用している場合がある」4.5%と回答した地方公共団体は、合計で全体の 5.9%であり、「今後取り組む予定」は 15.8%、「今後、取り組む予定はない」は 60.7%であった。

「その他」の回答は 11.2%であり、内容は主に「グリーン購入調達方針に建築物の設計を定めている」、「独自の環境配慮指針を設定している」、「一般競争入札を行い仕様書に環境配慮を明記している」などとなっている（地方公共団体の具体的な取組内容は自由記述欄表 7-1 を参照）。

表 7-1. 建築物の設計に係る契約の状況

団体の分類	件数	環境配慮型プロポーザル方式を採用している	環境配慮型プロポーザル方式を求めているが、事業者の提案に基づき採用している場合がある	現在、環境配慮契約に取り組んでいないが今後取り組む予定	今後、環境配慮契約に取り組む予定はない	その他	無回答
全体	1281	18	58	202	778	144	81
	100.0	1.4	4.5	15.8	60.7	11.2	6.3
都道府県・政令市	66	7	4	6	22	23	4
	100.0	10.6	6.1	9.1	33.3	34.8	6.1
区市	637	4	28	76	412	80	37
	100.0	0.6	4.4	11.9	64.7	12.6	5.8
町村	578	7	26	120	344	41	40
	100.0	1.2	4.5	20.8	59.5	7.1	6.9

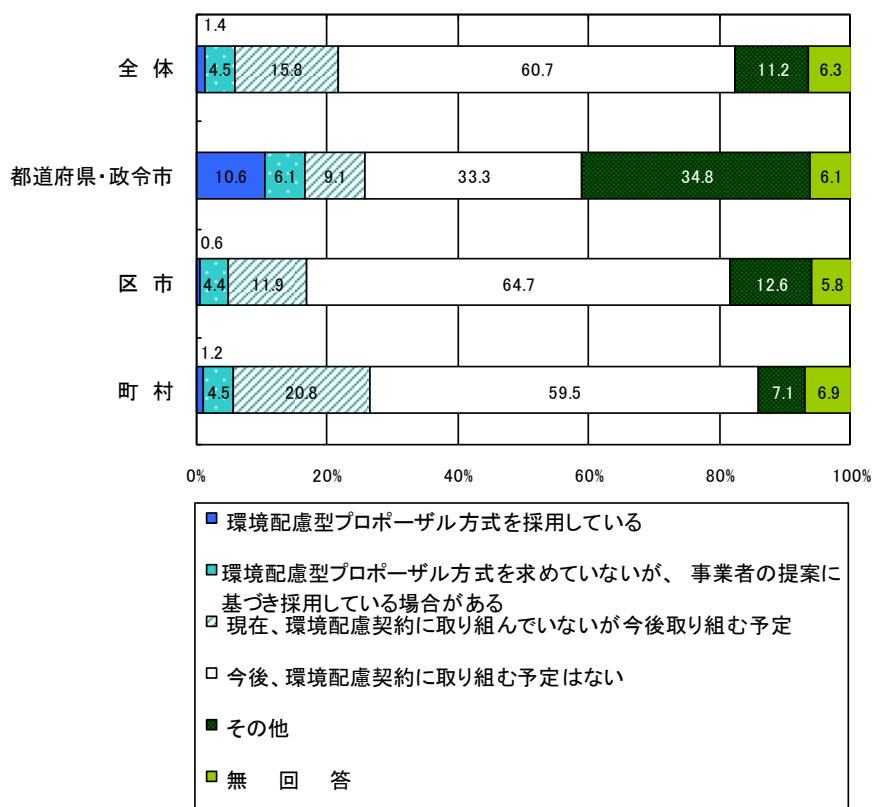


図 7-1. 建築物の設計に係る契約の状況

## 建築物の設計に係る契約に占める環境配慮契約の割合（実績）

表 7-2 及び図 7-2 より、建築物の設計に係る契約に占める環境配慮契約の割合（契約件数）は、「環境配慮型プロポーザル方式」が全体の 0.4%、「その他の環境配慮契約」が 51.7%、「環境配慮契約法に基づく取組でない」が 47.9%となっており、その割合は過去 3 年間にわたり殆ど変化していない。

表 7-2. 建築物の設計に係る契約の件数（平成 22 年度）

団体の分類	件数	環境配慮型プロポーザル方式	その他の環境配慮契約	環境配慮契約法に基づく取組でない
全 体	1281	35	4416	4089
	100.0	0.4	51.7	47.9
都道府県・政令市	66	21	1153	1522
	100.0	0.8	42.8	56.5
区 市	637	10	2870	2036
	100.0	0.2	58.4	41.4
町 村	578	4	393	531
	100.0	0.4	42.3	57.2

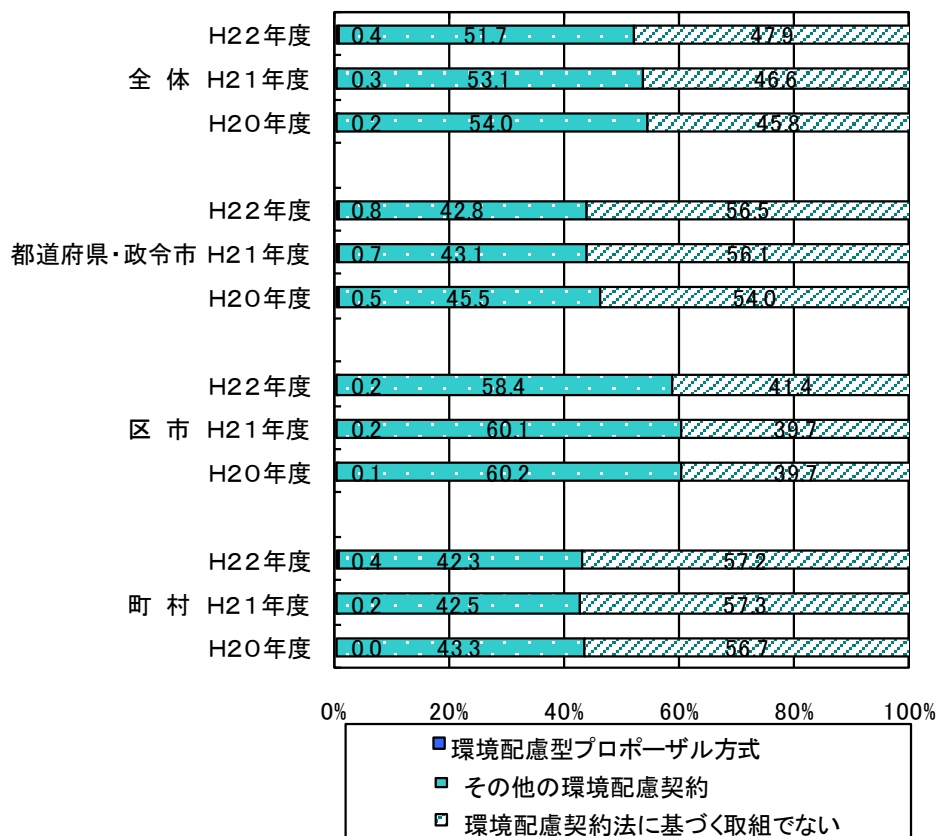


図 7-2. 建築物の設計に係る契約に占める環境配慮契約（契約数）の実施割合

## 建築物の設計に係る契約における課題

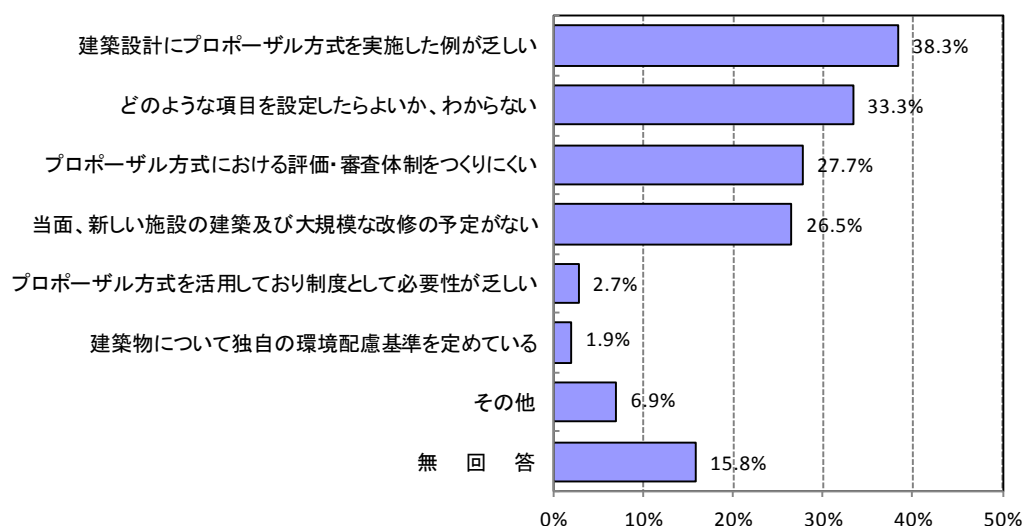
表 7-3 及び図 7-3 より、建築物の設計に係る契約に取り組む上での課題は、「建築設計にプロポーザル方式を実施した例が乏しい」38.3%、「どのような項目を設定したらよいか、わからない」33.3%という回答が全体で多く、次いで「プロポーザル方式における評価・審査体制をつくりにくい」27.7%、「当面、新しい施設の建築及び大規模な改修の予定がない」26.5%であった。区市や町村でも、同様の項目に多く回答が寄せられた。一方、都道府県・政令市では、「プロポーザル方式における評価・審査体制をつくりにくい」27.3%、「どのような項目を設定したらよいか、わからない」25.8%という回答が多かった。

また、「その他」の回答は全体では6.9%であり、主に「制度自体が理解できていない」、「環境配慮契約に対する意識が低い」「工事価格が上昇するおそれがある」などの回答があった。より一層の普及を図るため、環境配慮契約の制度解説やプロポーザル方式の導入事例、項目設定、審査体制や工事費用を考慮した説明会の開催などを通じて、地方公共団体の理解を深める施策が必要と考えられる（地方公共団体の具体的な取組内容は自由記述欄表 7-3 を参照）。

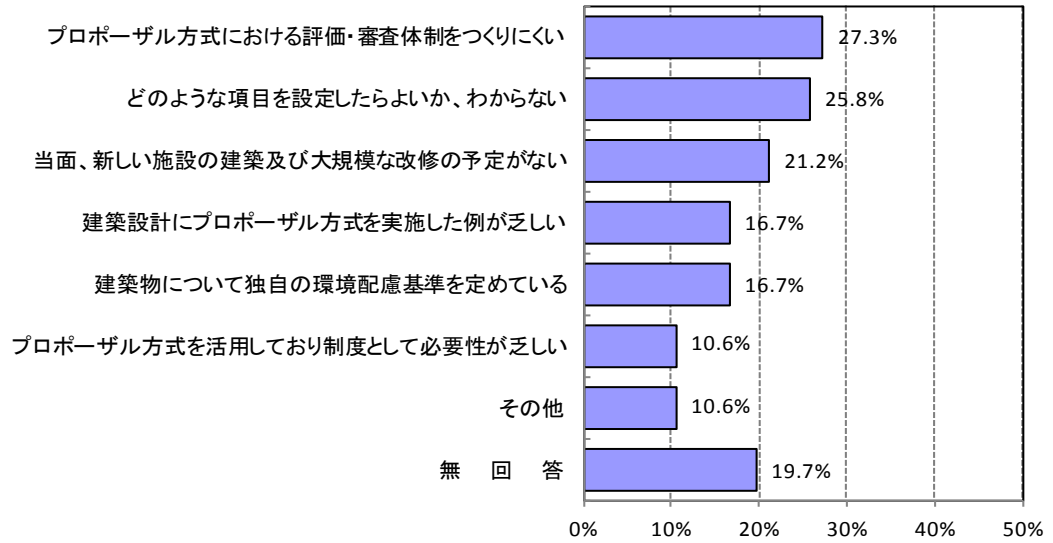
表 7-3. 建築物の設計に係る契約における課題（複数回答）

団体の分類	件数	修 建 当 の 築 面 予 及 、 定 び 新 が 大 し い 模 施 な 設 改 の	例 ズ 建 が ル 築 乏 方 設 し 式 計 い を に 実 プ 施 シ ポ し た し	制 お プ を け ロ つ る ポ く 評 し り 価 ズ に ・ ル く 審 方 い 査 式 体 に	か 定 ど ら し の な た よ い ら う よ な い 項 目 、 を わ 設	し 活 プ て 用 ロ 必 し ポ 要 て し 性 お ギ が り ル 目 乏 制 、 し 度 を い と	め の 建 て 環 築 い 境 物 配 につ 慮 いて 基 準 を 定 独 自	そ の 他	無 回 答
全 体	1281 100.0	340 26.5	490 38.3	355 27.7	426 33.3	34 2.7	24 1.9	89 6.9	203 15.8
都道府県・政令市	66 100.0	14 21.2	11 16.7	18 27.3	17 25.8	7 10.6	11 16.7	7 10.6	13 19.7
区 市	637 100.0	113 17.7	263 41.3	187 29.4	214 33.6	20 3.1	13 2.0	55 8.6	96 15.1
町 村	578 100.0	213 36.9	216 37.4	150 26.0	195 33.7	7 1.2	-	27 4.7	94 16.3

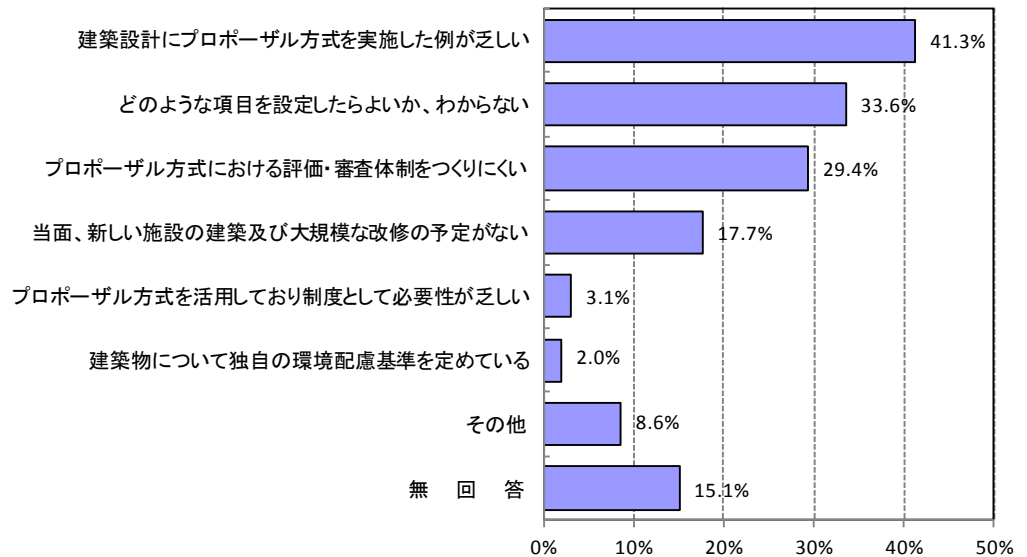
### ■全体



■ 都道府県・政令市



■ 区市



■ 町村

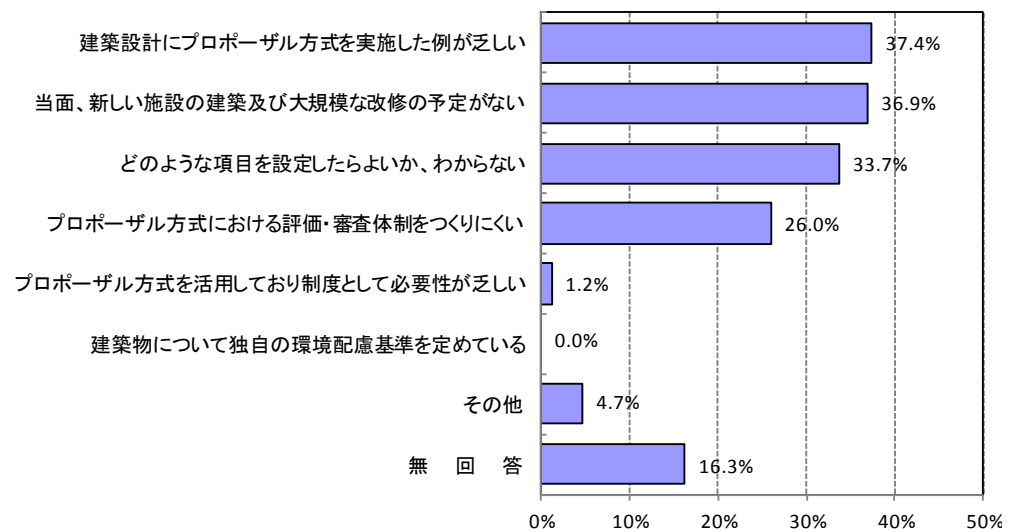


図 7-3. 建築物の設計に係る契約における課題（複数回答）

## 環境配慮契約に取り組む上での課題

表 8 及び図 8 より、環境配慮契約に取り組む上での課題は、「人的余裕がない、担当者の負担増」が 46.3%と最も多く、次いで「組織としての環境配慮契約に対する意識が低い」が 40.9%、「環境配慮契約に関する方針や指針がない」が 37.5%となっている。中でも、「人的余裕がない、担当者の負担増」という回答は、地方公共団体の分類別比較においても、共通の課題となっている。

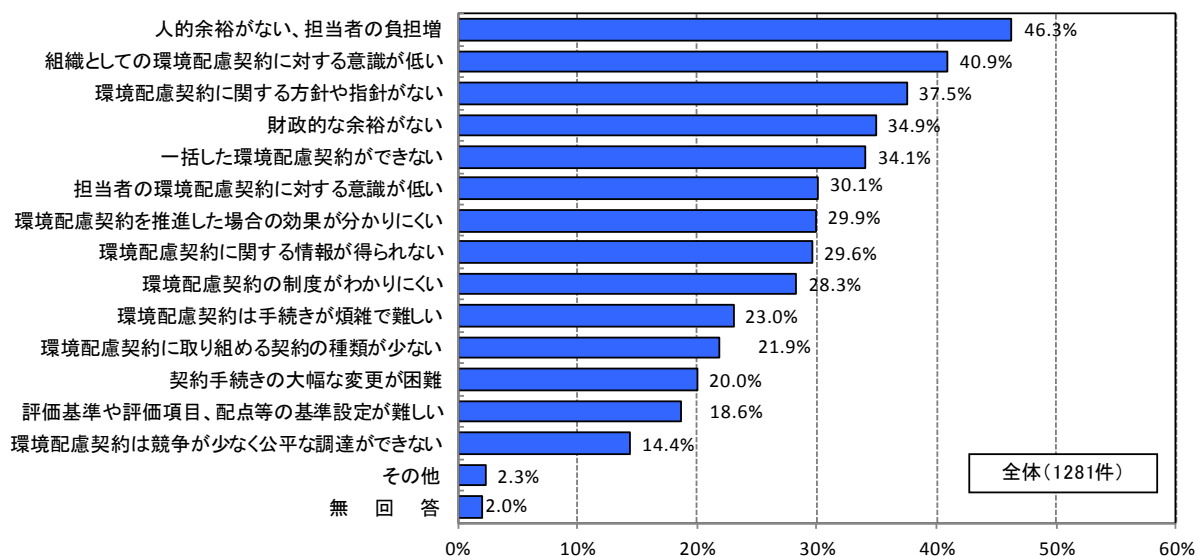
また、都道府県・政令市では「一括した環境配慮契約ができない」や、「環境配慮契約を推進した場合の効果に分かりにくい」という回答が多かった。一方、区市及び町村では「組織としての環境配慮契約に対する意識が低い」、「環境配慮契約に関する方針や指針がない」という回答が多いことから、都道府県・政令市と区市・町村では抱える課題が異なることが伺える。

このことから、環境配慮契約法の理解を促すセミナー開催、環境配慮契約の方針や指針策定の具体的な取組方、その他優良事例を提供する研修会の開催などが必要であり、地方公共団体の分類毎に適した内容を構成して、企画・開催することが望ましいと考えられる。

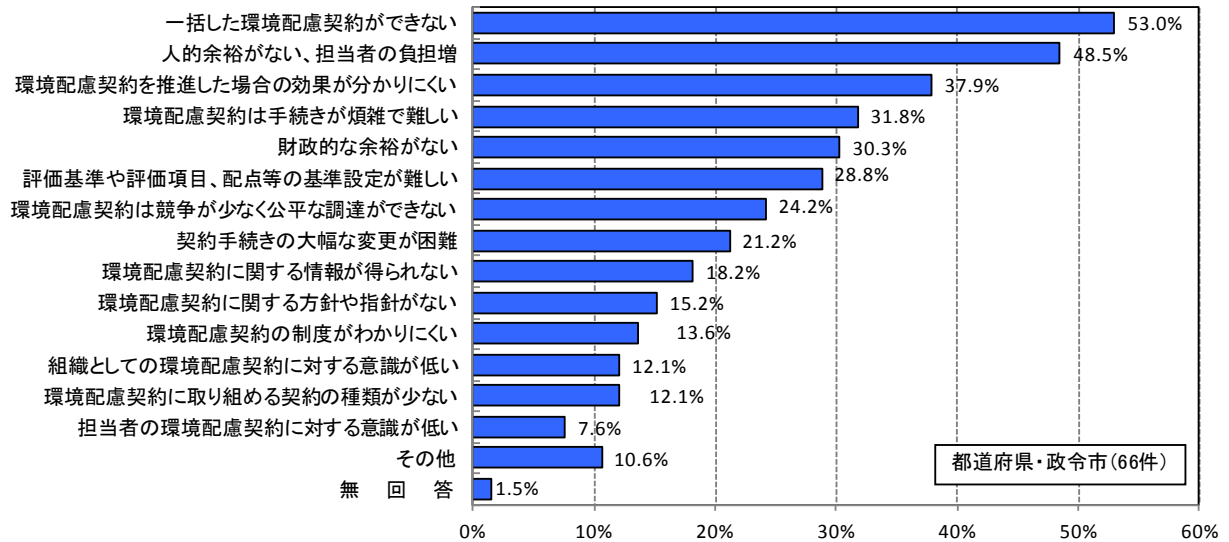
表 8. 環境配慮契約に取り組む上での課題（複数回答）

団体の分類	件数	人的余裕がない、担当者の負担増	組織としての環境配慮契約に対する意識が低い	環境配慮契約に関する方針や指針がない	環境配慮契約に関する情報が得られない	環境配慮契約を推進した場合の効果に分かりにくい	環境配慮契約に関する情報が得られない	環境配慮契約の制度がわかりにくい	環境配慮契約は手続きが煩雑で難しい	環境配慮契約に取り組める契約の種類が少ない	契約手続きの大幅な変更が困難	評価基準や評価項目、配点等の基準設定が難しい	環境配慮契約は競争が少なく公平な調達ができない	その他	無回答		
全体	1281	593	524	480	447	437	386	383	379	363	295	280	256	238	185	29	26
	100.0	46.3	40.9	37.5	34.9	34.1	30.1	29.9	29.6	28.3	23.0	21.9	20.0	18.6	14.4	2.3	2.0
都道府県・政令市	66	32	8	10	20	35	5	25	12	9	21	8	14	19	16	7	1
	100.0	48.5	12.1	15.2	30.3	53.0	7.6	37.9	18.2	13.6	31.8	12.1	21.2	28.8	24.2	10.6	1.5
区市	637	291	251	241	216	230	169	192	182	172	166	116	133	126	70	13	11
	100.0	45.7	39.4	37.8	33.9	36.1	26.5	30.1	28.6	27.0	26.1	18.2	20.9	19.8	11.0	2.0	1.7
町村	578	270	265	229	211	172	212	166	185	182	108	156	109	93	99	9	14
	100.0	46.7	45.8	39.6	36.5	29.8	36.7	28.7	32.0	31.5	18.7	27.0	18.9	16.1	17.1	1.6	2.4

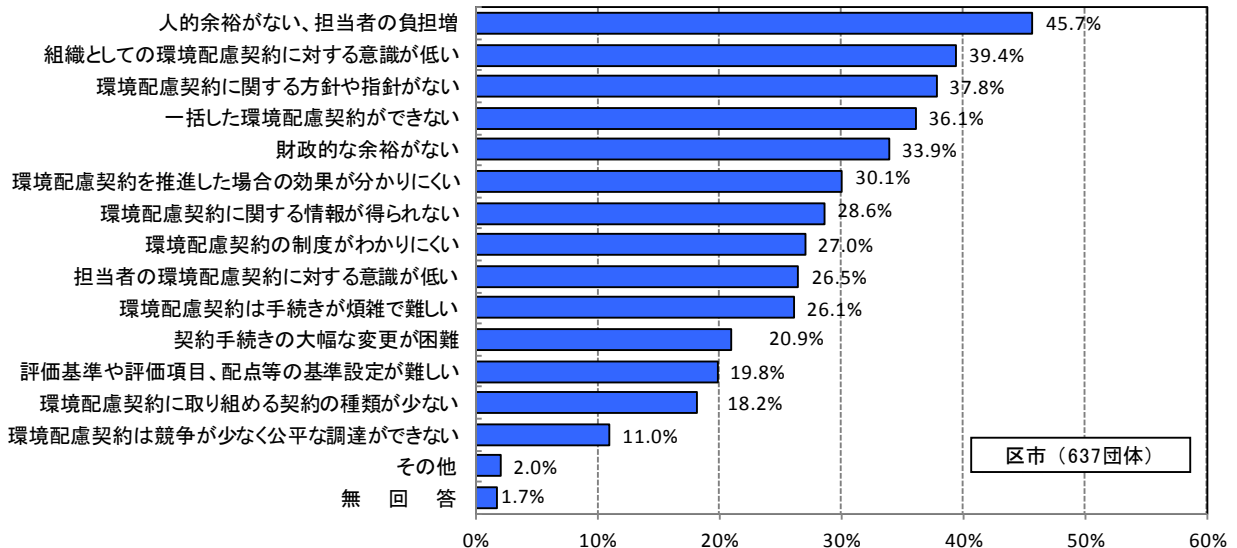
### ■全体



■ 都道府県・政令市



■ 区市



■ 町村

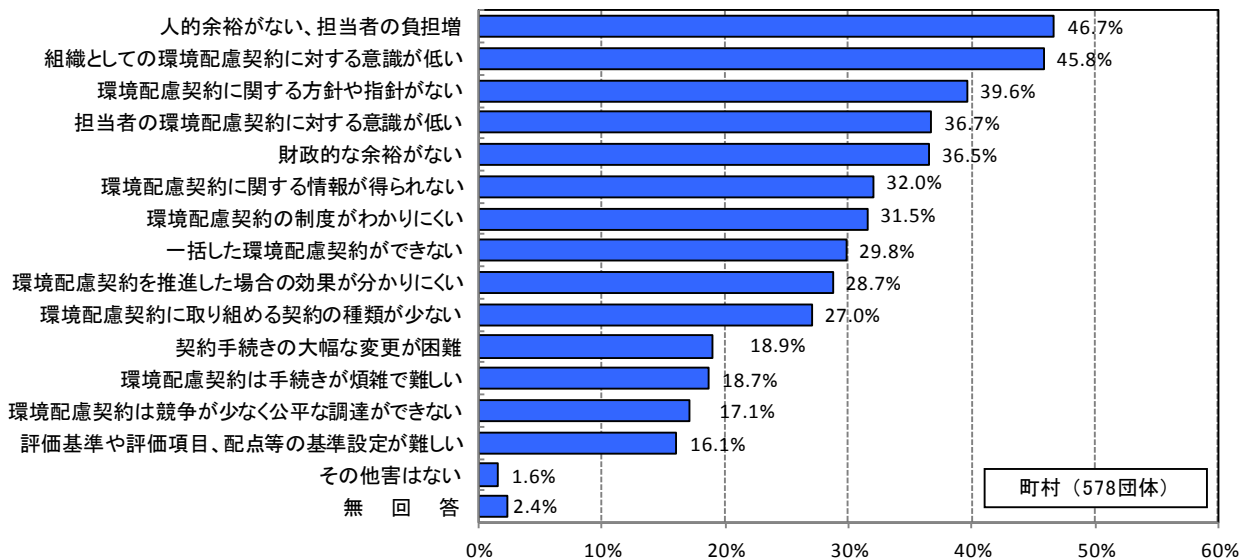


図 8. 環境配慮契約に取り組む上での課題 (複数回答)

## 環境配慮契約の推進に対する要望と意見

前述の環境配慮契約に取り組む上での課題を踏まえて、各自治体から寄せられた環境配慮契約の推進に対する要望等を表9に整理した。

表9. 環境配慮契約の推進のために必要と思われる事

都道府県	団体名	具体的な内容
北海道	滝川市	まずは取組やすいものから対象を絞り込んで、モデル化するなどして具体的な形を示してほしい
北海道	礼文町	理解を深めることが必要である
北海道	白糠町	行政に限らず地域性から環境に対する意識が低いので、推進するのであれば法により強制する等の措置が必要と考える
山形県	山形県	建築設計に係る発注において、(簡易)プロポーザル方式を採用する場合は、技術提案項目の一つとして、環境負荷軽減に関する提案を求めるように努めている
埼玉県	飯能市	現時点では具体的な取組をしていないが、今後は環境配慮契約への理解を深め、実施が可能であるか検討したい
千葉県	芝山町	制度に対する関心、理解を深めるため、職員向けの研修を実施する
東京都	台東区	区独自環境マネジメントシステム(T-EMS)の環境配慮指針等において、都や国のガイドラインがあるものにおいては職員に周知しできるだけ基準に沿うように促している
東京都	八王子市	市の環境配慮率先行計画「八王子市役所エコアクションプラン」を改定中であり、環境配慮契約の一部について検討を行う様求めていく予定である
東京都	国立市	関係部門との連携や情報共有に努めている
東京都	あきる野市	全庁的に推進していくためには、企画政策課で取組む必要がある
神奈川県	横浜市	電力需給契約に関する入札に、発電に伴う環境負荷を可能な限り低減し、電力使用に伴うCO2排出量削減の取組につながるような環境条件を設定することで、電気事業者に対して、環境に配慮した電力供給を行う方向に誘導する「横浜市グリーン電力入札制度」を平成18年度より導入している
神奈川県	川崎市	環境配慮契約についての職員向け研修会を実施している。建築物については、設計を実現するための予算の確保に向け、LCCO2やLCCを考慮した省エネルギー設備の導入に関する市役所の統一的な方針として、環境配慮設計指針(案)の検討を行っている。国や他自治体の取組結果と効果について、公表してもらえるとよい
神奈川県	大井町	環境配慮契約に関する標準的な仕様等のガイドラインがあると良い
新潟県	新潟市	他都市の状況について、情報の入手に努めている
山梨県	山梨市	契約担当部署と環境対策担当部署との連携
長野県	軽井沢町	現在、地方財政は厳しい状況下新たな施策に人材の増強を図れない状況であるシンプルで誰でも分かる制度が望ましい
静岡県	静岡県	各部署の主管課長クラスをメンバーとした地球温暖化防止対策のための庁内会議において、全庁的な取組に関して検討を行っている
愛知県	半田市	温対法実行計画(事務・事業編)の見直し(改訂)に合わせて、契約方針を盛り込めるよう検討している
兵庫県	尼崎市	他都市との連携
兵庫県	加古川市	平成22年度に省エネルギービジョン(ESCO事業可能性調査報告書)を策定し、ESCO事業の導入について調査検討した
岡山県	奈義町	職員全体として環境配慮契約法についての知識が低く、あまり知られていないので担当者レベルですが広報活動などを行い意識の改革から取組が必要である
岡山県	西粟倉村	環境配慮への意識の向上の為、百年の森林事業(間伐)と小水力発電所(280kw)を行い、意識の向上に努めている
徳島県	小松島市	環境配慮契約の基本方針、事例の紹介など、説明会で受講し検討したい
福岡県	豊前市	職員数の少ない自治体は、大きな自治体に比べ事務の兼任が多くなかなか深い知識が得られにくい
福岡県	香春町	説明会等を開催してほしい
宮崎県	都城市	補助制度とそのPR

## 環境配慮契約の推進を主管する部署

表 10 及び図 10-1 より、平成 23 年度において、「環境配慮契約の推進を主管する部署が決まっている」と回答した地方公共団体は全体の 9.5%であり、「それぞれの契約を主管する部署が推進する」と回答した 17.8%をあわせると、全体で 27.3%であった。都道府県・政令市では、「環境配慮契約の推進を主管する部署が決まっている」という回答が 47.0%と最も多かったのに対し、区市や町村では、「環境配慮契約の推進を主管する部署を決める予定はない」という回答がそれぞれ 65.8%、68.2%であった。

表 10. 環境配慮契約の推進を主管する部署の設置状況

団体の分類	件数	環境配慮契約の推進を主管する部署が決まっている	それぞれの契約を主管する部署が環境配慮契約を推進する	現在は主管する部署は決まっていないうが、今後決める予定	環境配慮契約の推進を主管する部署を決める予定はない	その他	無回答
全体	1281	122	228	33	823	48	27
	100.0	9.5	17.8	2.6	64.2	3.7	2.1
都道府県・政令市	66	31	15	6	10	4	-
	100.0	47.0	22.7	9.1	15.2	6.1	-
区市	637	56	109	14	419	28	11
	100.0	8.8	17.1	2.2	65.8	4.4	1.7
町村	578	35	104	13	394	16	16
	100.0	6.1	18.0	2.2	68.2	2.8	2.8

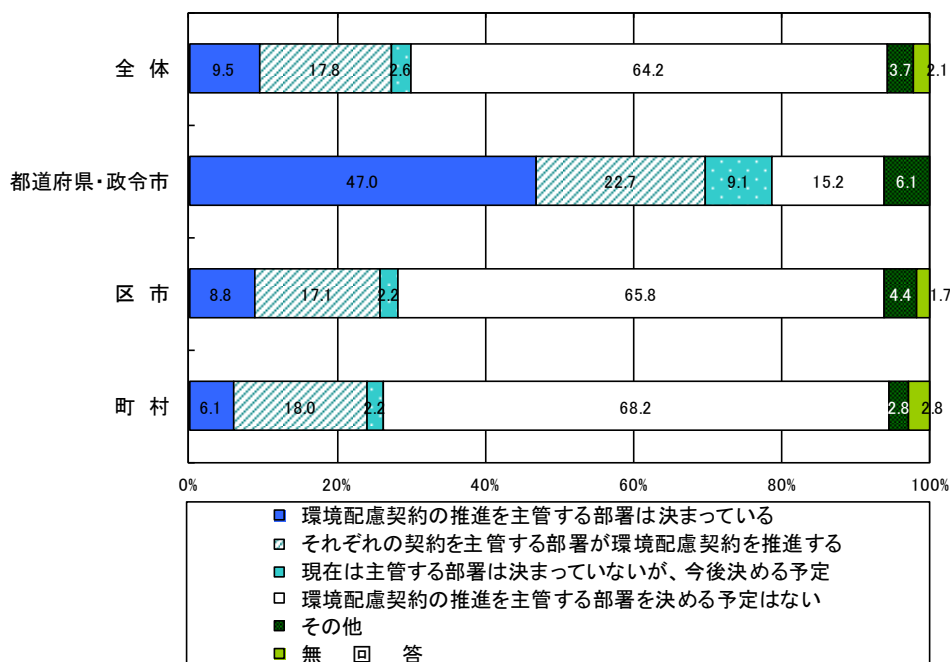


図 10-1. 環境配慮契約の推進を主管する部署の設置状況



## 環境配慮契約の推進を主管する部署名等

表 11 及び図 11-1 より、平成 23 年度において「環境配慮契約の推進を主管する部署が決まっている」と答えた 122 団体（表 10 参照）の主管部署名は、「環境部門」が全体の 60.7%であり、次いで「管理部門」16.4%、「調達部門」10.7%であった。都道府県・政令市では、「環境部門」が 100%であるのに対して、区市や町村では、「環境部門」の割合が都道府県・政令市に比べて減少し「調達部門」や「管理部門」の割合が増加した。

表 11. 環境配慮契約の推進を主管する部門

団体の分類	件数	環境部門	調達部門	管理部門	建設部門	企画部門	産業部門	その他	無回答
全体	122	74	13	20	1	5	-	8	1
	100.0	60.7	10.7	16.4	0.8	4.1	-	6.6	0.8
都道府県・政令市	31	31	-	-	-	-	-	-	-
	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-
区市	56	31	11	10	-	-	-	4	-
	100.0	55.4	19.6	17.9	-	-	-	7.1	-
町村	35	12	2	10	1	5	-	4	1
	100.0	34.3	5.7	28.6	2.9	14.3	-	11.4	2.9

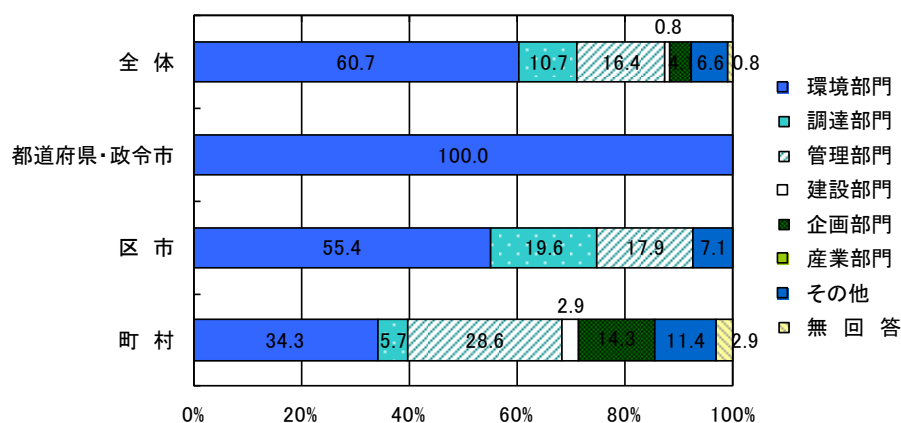


図 11-1. 環境配慮契約の推進を主管する部門

また、図 11-2 より「環境配慮契約の推進を主管する部署が決まっている」と答えた 122 団体の中で、当該部署が「グリーン購入法に基づく調達の推進も主管している」と回答した団体は全体で 79.5%であった。

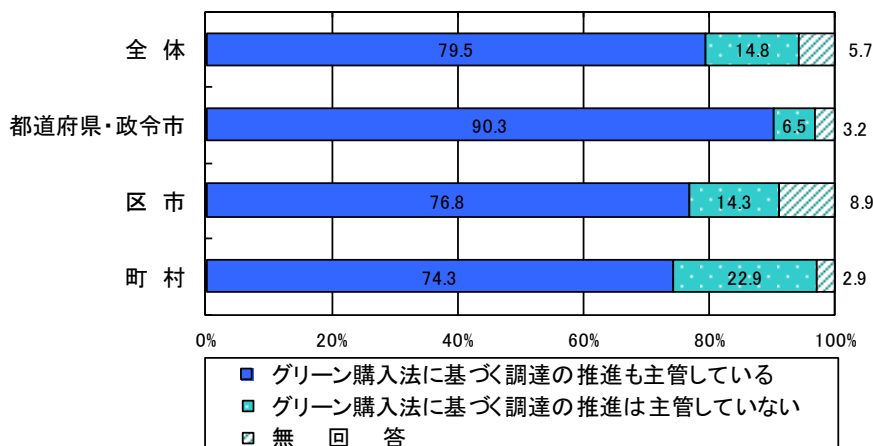


図 11-2. 環境配慮契約の推進を主管する部署－主管内容

## 環境配慮契約に際して参考になっているもの

表12及び図12より、環境配慮契約に際して参考になっているものの中で、最も多かった回答は、「国の環境配慮契約法に基づく基本方針」が全体の25.0%であり、次いで「環境配慮契約法パンフレット」が9.8%、「環境配慮契約法取組事例データベース」が5.7%であった。都道府県・政令市では、「国の環境配慮契約法に基づく基本方針」が72.7%であるのに対して、区市や町村では、「国の環境配慮契約法に基づく基本方針」の割合が都道府県・政令市に比べて減少し、「特に参考になっているものはない」と回答する割合が増加した。

表12. 環境配慮契約に際して参考になっているもの（複数回答）

団体の分類	件数	国の環境配慮契約法に基づく基本方針	事例データベース	環境配慮契約法パンフレット	環境配慮契約法説明会	他の自治体の例	事業者等	メーカー等事業者のアドバイス等	その他	特に参考になっているものはない	無回答
全体	1281	320 100.0	73 100.0	125 100.0	71 100.0	28 100.0	56 100.0	12 100.0	469 100.0	427 100.0	
都道府県・政令市	66	48 100.0	9 100.0	16 100.0	21 100.0	14 100.0	1 100.0	1 100.0	3 100.0	10 100.0	
区市	637	176 100.0	40 100.0	65 100.0	41 100.0	7 100.0	18 100.0	7 100.0	221 100.0	213 100.0	
町村	578	96 100.0	24 100.0	44 100.0	9 100.0	7 100.0	37 100.0	4 100.0	245 100.0	204 100.0	

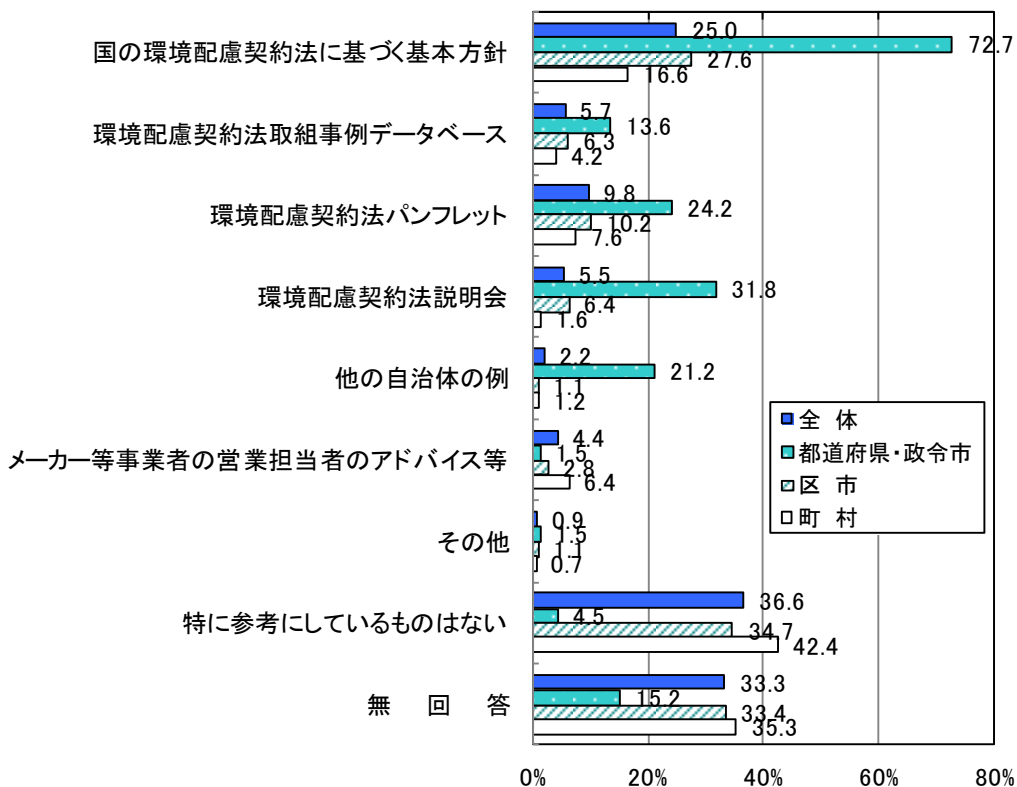


図12. 環境配慮契約に際して参考になっているもの（複数回答）

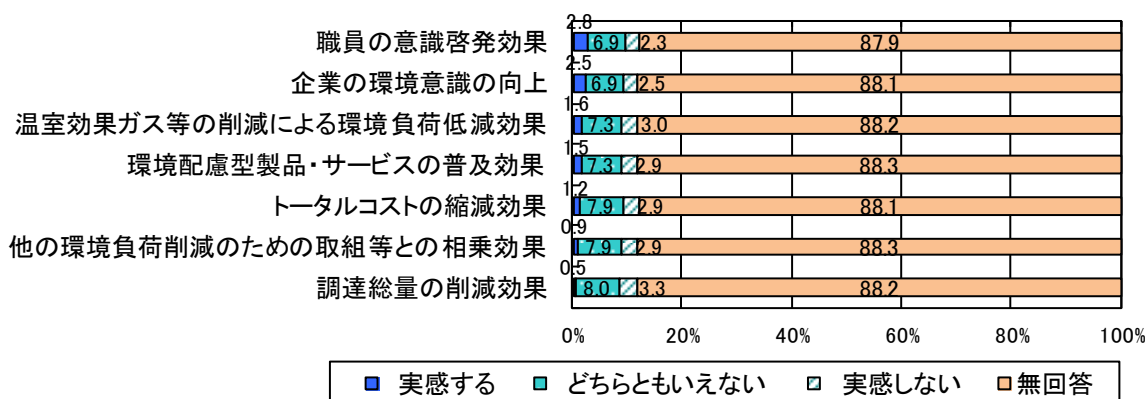
## 環境配慮契約による効果

表13より、平成23年度において、地方公共団体が環境配慮契約への取組で実感した効果は、「職員の意識啓発効果」2.8%、「企業の環境意識の向上」2.5%となっている。全般にわたり「環境配慮契約による効果を実感する」と回答する割合が3%未満と低いことから、環境配慮契約に取り組むことのメリットや効果を伝えるためのセミナー開催などを通じて、地方公共団体の理解を深める施策が必要と考えられる。

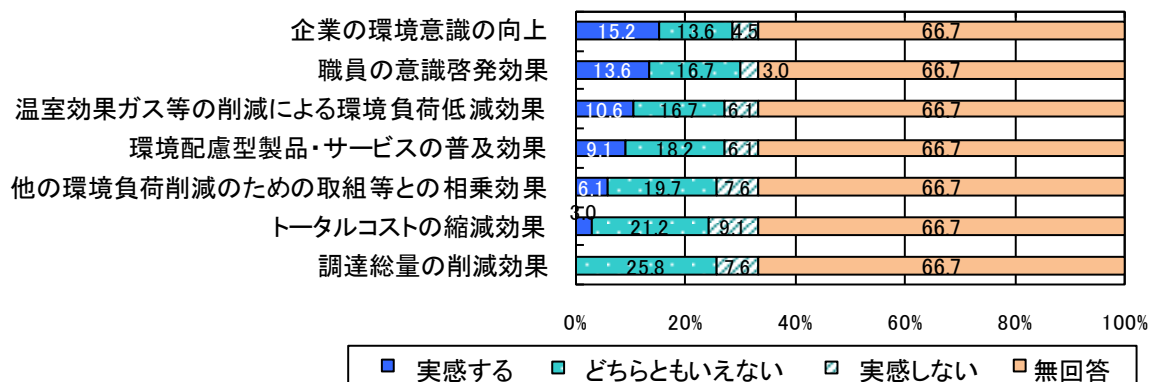
表13. 環境配慮契約による効果（全体）

団体の分類	件数	実感する	どちらともいえない	実感しない	無回答
職員の意識啓発効果	1281	36	89	30	1126
	100.0	2.8	6.9	2.3	87.9
企業の環境意識の向上	1281	32	89	32	1128
	100.0	2.5	6.9	2.5	88.1
温室効果ガス等の削減による環境負荷低減効果	1281	20	93	38	1130
	100.0	1.6	7.3	3.0	88.2
環境配慮型製品・サービスの普及効果	1281	19	94	37	1131
	100.0	1.5	7.3	2.9	88.3
トータルコストの縮減効果	1281	15	101	37	1128
	100.0	1.2	7.9	2.9	88.1
他の環境負荷削減のための取組み等との相乗効果	1281	12	101	37	1131
	100.0	0.9	7.9	2.9	88.3
調達総量の削減効果	1281	6	103	42	1130
	100.0	0.5	8.0	3.3	88.2

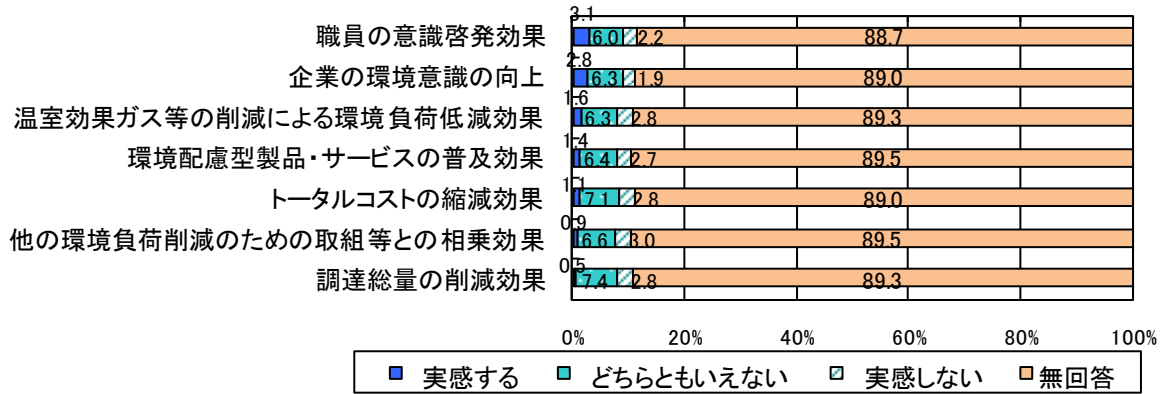
### ■全体



### ■都道府県・政令市



■区市



■町村

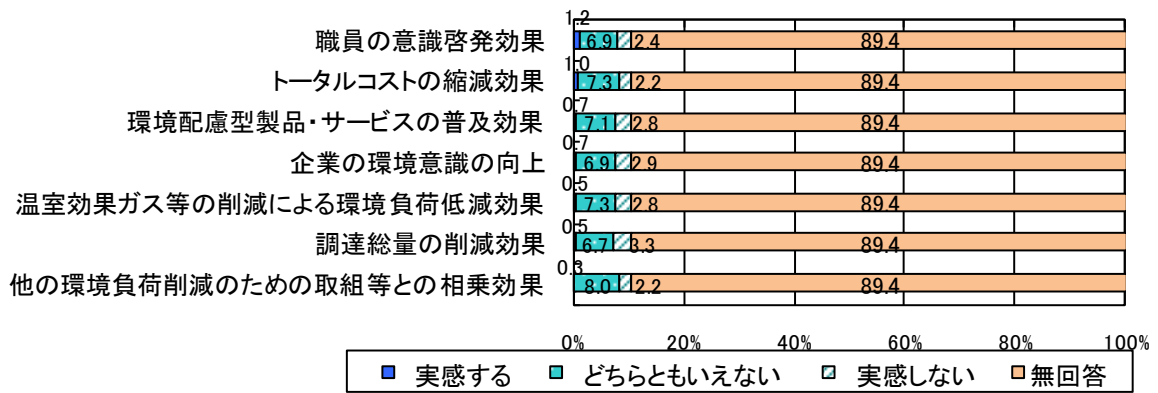


図13. 環境配慮契約による効果

## 環境配慮契約の進展に向けた取組

表 14 及び図 14 より、平成 23 年度において、環境配慮契約の進展に向けて国が進めるべき取組は、「環境配慮契約のメリット、効果に関する整理」という回答が 60.5%と最も多く、次いで「国の基本方針に関する情報提供、他の地方公共団体の取組状況に関する情報提供」51.6%、「環境配慮契約に関する情報提供システム、広報活動の拡充」50.0%となった。

このことから、環境配慮契約法の理解を浸透させるための研修や、方針策定を含む具体的な取組方の提示が必要と考えられる。現在、説明会の開催や、具体的な取組を紹介する取組事例データベースが運用されているが、これらの充実と改善が求められる。また、これらの取組を更に進めるための効果の見える化の推進が期待される。

表14. 環境配慮契約の進展に向けて国が進めるべき取組（複数回答）

団体の分類	件数	環境配慮契約のメリット、効果に関する整理	国の基本方針・他の地方公共団体の取組に関する情報提供	環境配慮契約に関する情報提供システム、広報活動の拡充	環境配慮契約の普及推進に関する説明会の開催	具体的な手順等に関する相談体制の整備	その他	特に必要はない	無回答
全体	1281	775 60.5	661 51.6	641 50.0	555 43.3	549 42.9	35 2.7	49 3.8	71 5.5
都道府県・政令市	66	47 71.2	46 69.7	41 62.1	32 48.5	34 51.5	3 4.5	2 3.0	4 6.1
区市	637	380 59.7	331 52.0	321 50.4	257 40.3	281 44.1	17 2.7	21 3.3	32 5.0
町村	578	348 60.2	284 49.1	279 48.3	266 46.0	234 40.5	15 2.6	26 4.5	35 6.1

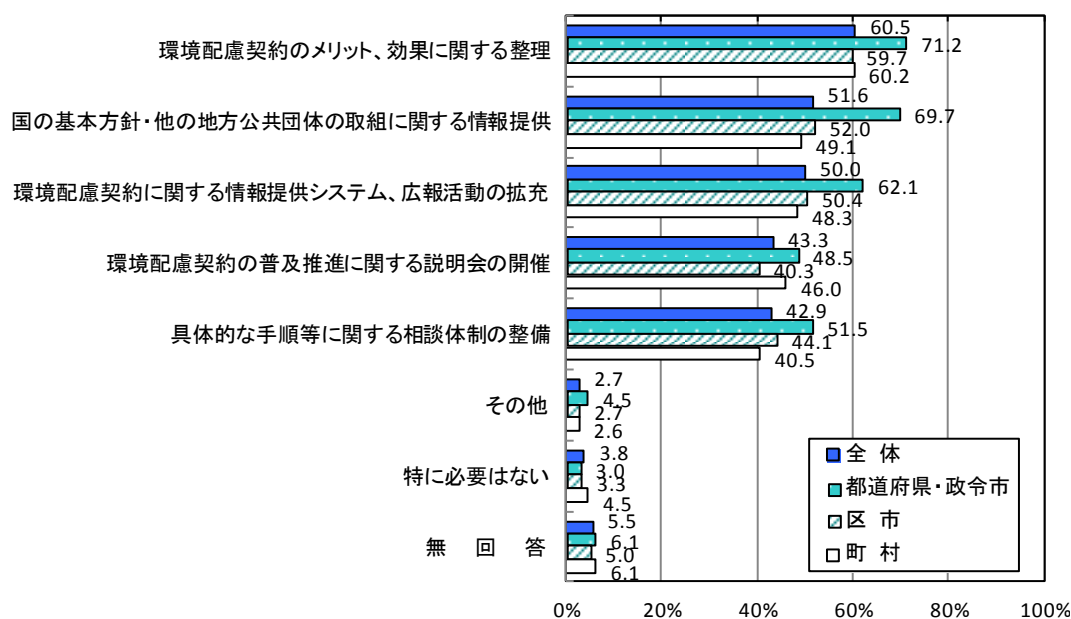


図14. 環境配慮契約の進展に向けて国が進めるべき取組（複数回答）

### 5つの分野以外の環境配慮契約

平成23年度において、表15-1及び図15より、環境配慮契約法の特定分野（電気、自動車、船舶、ECSO、建築設計）以外に、独自の契約分野があると回答した地方公共団体は全体の0.2%であり、市3件が該当した。

具体的な取組内容は、表15-2より、公共工事や建設・土木工事、グリーン購入に係る分野に関する各種契約について環境配慮マニュアルを策定する取組が確認できた。

表15-1. 5つの分野以外の環境配慮契約

団体の分類	件数	が独自の契約分野	ない	無回答
全体	1281 100.0	3 0.2	1198 93.5	80 6.2
都道府県・政令市	66 100.0	-	62 93.9	4 6.1
区市	637 100.0	3 0.5	594 93.2	40 6.3
町村	578 100.0	-	542 93.8	36 6.2

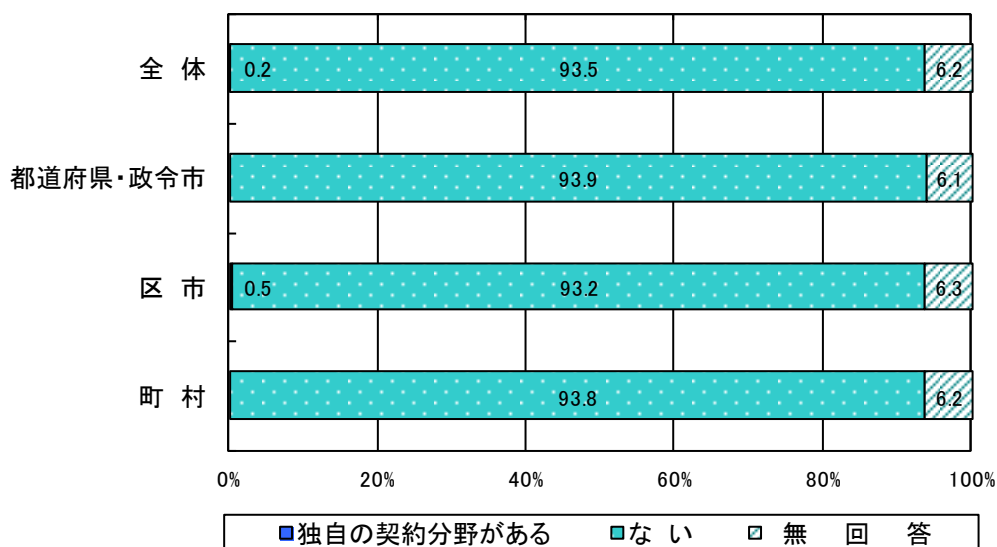


図15-1. 5つの分野以外の環境配慮契約

表15-2. 独自の契約分野

都道府県	団体名	独自の対象分野	独自の対象分野の契約内容
神奈川県	海老名市	別添「公共工事・契約事業環境配慮マニュアル（第3版）」参照 <a href="http://www.city.ebina.kanagawa.jp/www/contents/1070246099858/index.html">http://www.city.ebina.kanagawa.jp/www/contents/1070246099858/index.html</a>	同左
三重県	名張市	建設・土木工事	公共工事において、総合評価時にISOを加点項目としている
広島県	福山市	文具類や公共工事を主とした19分野261品目について、グリーン購入に取り組んでいる。	以下の分野について、国のグリーン購入法基本方針に基づき調達している。（内訳）紙類：7品目、文具類：83品目、オフィス家具：10品目、OA機器：19品目、携帯電話：2品目、家電製品：6品目、エアコンディショナー等：3品目、温水器等：4品目、照明：5品目、自動車：5品目、消火器：1品目、制服・作業服：3品目、インテリア・寝装寝具：10品目、作業手袋：1品目、その他繊維製品：7品目、設備：6品目、防災用備蓄用品：6品目、公共工事：67品目、役務：16品目

## 環境配慮契約全般に関する意見、要望等

表 16. 環境配慮契約全般に関するご意見、ご要望、今後の課題

都道府県	団体名	具体的な内容
山形県	南陽市	環境配慮契約への他の地方公共団体の取組状況について、情報の提供をお願いします
福島県	猪苗代町	環境配慮契約関連資料は、環境省 HP において提供されているが、小規模町村では担当者が種々の事務を兼務していることから、推進できる環境は整っていない。可能であれば調達案件によっては、国・都道府県の推進部局が代行調達することができる仕組みができれば、市町村にも波及し導入実績が伸びるのではないかと考える
茨城県	神栖市	小規模自治体における ESCO 事業の導入に対する補助制度の拡充
栃木県	佐野市	アンケートの記入内容が年々難解になっており、非常に負担が大きいです
群馬県	前橋市	アンケートの範囲が多岐にわたりすぎて把握できない。また、温室効果ガス、グリーン購入、環境配慮契約法などの方針が分かりにくく、煩雑関係省庁と連携し、まとめて明確化してほしい
千葉県	我孫子市	国県等のように広く事業者を募集する案件は、市町村レベルでは非常に少ない現状であり、環境配慮に係わる契約を地域の中小事業者にまで求めるのは負担が大きく現実的ではないと考えられる
東京都	昭島市	説明会の開催時期について、2月～3月頃は、契約担当課は翌年度の当初契約事務で繁忙期にあたり出席が困難なため、開催時期を見直してほしい
東京都	国立市	環境配慮契約において、特に注意すべき点や過去の事例で問題となった点があれば、情報提供していただきたい
神奈川県	平塚市	建築設計の環境配慮型プロポーザルについて、省エネ法における省エネ措置の届出などがあることから、目的やアプローチの違いはあるものの、改めて環境配慮契約で取り組む意義が見出しにくい
石川県	能登町	宿泊が必要な遠方で開催される説明会には参加できない
長野県	南牧村	環境配慮契約説明会は長野県内で実施されるようでしたら出席させていただきます
長野県	軽井沢町	新しい施策が出来ても廃止される施策が少ない中で末端町村は必死な状況である。平成の大合併で対応しなかった所は、人材の薄さから新規事業への積極的対応は難しくなっている状況を把握してもらいたい
岐阜県	恵那市	環境配慮に関する項目等は仕様書等で考慮しているが、その項目について点数化し契約に反映することは困難である。また、予算を決定するのが困難である
京都府	宮津市	当市は小さな自治体であり、大規模自治体と同じ内容のアンケートを実施されても、該当する箇所も少なく又、職員数も少ない中で1つの事象について専門的な内容まで把握することは困難である。専門的な内容を含むアンケートについては大規模自治体で実施されるなど配慮されたい
京都府	和束町	参考とするため、他の地方公共団体の取組例等も情報提供して欲しい
大阪府	柏原市	事例集を提供して欲しい
佐賀県	佐賀県	グリーン購入との区別がつきにくい。混乱の原因となるので、同じ調達であるのだから一本化を検討すべきではないか
佐賀県	佐賀市	当市では、調達業務を一元化しておらず、各課で契約を行っているため、契約・調達総数については把握していません。また、使用電力量については、当市の環境マネジメントシステムに基づいて管理しているため、システム対象外の施設の電気使用量は把握していません。
熊本県	宇城市	今回の環境配慮契約に関するアンケート調査の回答について・・・「問4-3・5-3・8-2」については、各課部局ごとに契約を行っており、現段階では全体を把握できる組織体制になっていないため回答できない

**地方公共団体の環境配慮契約に関する  
アンケート調査 自由記述**



表 3-1. 電気の供給を受ける契約の契約状況（自由記述）

都道府県	団体名	電気の供給を受ける契約の契約状況
北海道	札幌市	WTOの規定契約金額以上では一般競争入札、それ以下では随意契約である
北海道	旭川市	随意契約（一部の施設については条件付き一般競争入札）である
北海道	歌志内市	取り組んでいない
北海道	深川市	北海道電力のみである
北海道	当別町	当該地域の電力供給会社（北海道電力）との契約を以前から断続的に続けている
北海道	京極町	電気事業者が1社しかない
北海道	岩内町	電力会社が一社のため、入札を行っていない
北海道	長沼町	電気事業者が1社しかない
北海道	愛別町	取組実績がない
北海道	美瑛町	他の電気事業者がない
北海道	上富良野町	現在のところ、取り組む予定はない
北海道	中頓別町	電気事業者が1社しかない
北海道	豊富町	現在のところ、取り組む予定はない
北海道	礼文町	北海道電力1社（毎年継続）しかない
北海道	小清水町	一般競争入札を行っていない
北海道	興部町	取組実績がない
北海道	西興部村	付合契約（北海道電力）
北海道	音更町	現在のところ、環境配慮契約に取り組んでいない
北海道	上士幌町	自動更新となっている
北海道	清水町	取組実績がない
北海道	豊頃町	取組実績がない
北海道	足寄町	電力会社が一社のため需給申込みをもって契約成立となっている
青森県	黒石市	東北電力との契約継続である
青森県	五所川原市	電気事業者が東北電力1社しかない
青森県	外ヶ浜町	供給事業者が東北電力株式会社のみで、選択肢がない
青森県	板柳町	電力供給事業者が1者しかない
青森県	東北町	電力会社1社のみのため、その電力会社と契約している
青森県	佐井村	現在のところ、取り組んでいない
青森県	五戸町	電気会社が1社のみなので、評価項目や基準について未整備
青森県	南部町	電力会社が一社しかない
岩手県	金ヶ崎町	過去に随意契約したと思われる（東北電力）
岩手県	軽米町	電気会社が1社のため入札を導入できない
宮城県	仙台市	一般競争入札または随意契約による
宮城県	丸森町	現在のところ、取り組む予定はない
秋田県	横手市	管内に競合できる会社がなく1社と契約している
秋田県	男鹿市	取組実績がない
秋田県	由利本荘市	電気事業者が1社しかないため、使用契約のみである
秋田県	潟上市	東北電力以外に供給元なし
秋田県	大仙市	東北電力一社のみしか選択できない
秋田県	北秋田市	取り組んでいない
秋田県	小坂町	パンフレットを見ても、意味がわからない
山形県	酒田市	これまでの契約を継続している
山形県	長井市	東北電力と契約している
山形県	中山町	現在のところ取り組む予定はない
山形県	河北町	現在のところ取り組む予定はない
山形県	大江町	電力会社が一社（東北電力）しかない
山形県	小国町	取組実績がない
福島県	国見町	供給事業者が東北電力以外に見当たらない
福島県	平田村	他電気事業者の参入がない

都道府県	団体名	電気の供給を受ける契約の契約状況
茨城県	茨城県	特段環境に配慮する項目を設定せずに一般競争入札を実施している
茨城県	古河市	電力契約の入札は行っていない
茨城県	取手市	実施していない
茨城県	稲敷市	電力調達契約において入札等を行っていない
茨城県	五霞町	従来から東京電力から供給している
茨城県	境町	電力会社が1社しかない
栃木県	栃木市	これまでの電気事業者を継続している
栃木県	鹿沼市	当初は東京電力しか電力会社がなかったため、毎年契約を結んでいるわけではないが、随意契約が現在まで継続しているようなもの
栃木県	小山市	当初から東京電力と契約している
栃木県	上三川町	当初に契約をして継続中である
栃木県	西方町	現在のところ取り組む予定はない
栃木県	岩舟町	電気会社1社のみである
群馬県	群馬県	入札参加資格としてCO2排出係数の上限を定めている（県庁舎）
群馬県	渋川市	電気の供給に関しては契約を締結していない
群馬県	みどり市	特定規模電気事業者から電力の供給を受けていない
群馬県	榛東村	電力会社が1社のため、選択の余地なし
群馬県	高山村	管内に電気事業者が東電のみのため、実施していない
埼玉県	秩父市	一括した方法で契約を行っていない
埼玉県	春日部市	競争入札を行っていない
埼玉県	狭山市	東京電力への申し込み
埼玉県	草加市	入札を実施し、価格のみによる競争を行っている
埼玉県	越谷市	従来の契約を継続している
埼玉県	桶川市	地域の一般電気事業者（東京電力）から購入している
埼玉県	三郷市	契約行為を交わしていない
埼玉県	日高市	環境配慮契約に取り組んでいない
埼玉県	横瀬町	東京電力以外の電気事業者がない
埼玉県	杉戸町	東京電力と契約している
千葉県	千葉県	価格競争入札
千葉県	千葉市	主な施設で一般競争入札を実施している
千葉県	船橋市	指名競争入札
千葉県	館山市	過去より東京電力が供給
千葉県	我孫子市	東京電力と一般的な供給契約を締結している
千葉県	君津市	電気会社が1社であるため、この会社と契約している
千葉県	睦沢町	電力供給業者が1社しかないため、特に毎年契約は行っていない
千葉県	長生村	電気会社が1社のため
千葉県	白子町	東京電力と毎年引き続いての契約を行っている
東京都	東京都	電気の供給を受ける契約については独自の入札等参加条件を設定し、裾切り方式を採用しているこの際（電気を競争により調達した）事業所に対しては、グリーン電力証書の調達を義務付けている
東京都	千代田区	合同庁舎のため、国が入札を実施し事業者を決定している
東京都	台東区	附合契約を採用している
東京都	江東区	附合契約を採用している
東京都	目黒区	入札の実施を検討している
東京都	渋谷区	随意契約を実施しているが、一部、東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場で、ごみを焼却する際に発生する熱を利用して作られた電力を平成22年度より購入している
東京都	中野区	環境配慮契約に取り組んでいない
東京都	板橋区	符合契約を実施している
東京都	町田市	調整後二酸化炭素排出係数が、代替値未満であることを、入札参加資格要件として一般競争入札を実施している
東京都	小金井市	契約事務規則により各課において契約するものと定めている
東京都	小平市	今年度電気の供給契約において、国の推奨する裾切り方式を採用する予定

都道府県	団体名	電気の供給を受ける契約の契約状況
東京都	日野市	東京電力で供給を継続している
東京都	多摩市	通常の電気供給契約をしている
東京都	瑞穂町	競争入札の導入を検討中
東京都	利島村	東京電力の発電所しかなく、東京電力からのみ供給を受けている
東京都	三宅村	離島のため供給業者が1社しかない
神奈川県	厚木市	入札→契約という手続きをとっていない
神奈川県	箱根町	実施していない
新潟県	新潟市	一般競争入札と随意契約
新潟県	十日町市	電気会社が1社のため導入なし
新潟県	魚沼市	電気会社が1社
富山県	砺波市	電力供給事業者が1社しかないため
長野県	駒ヶ根市	現時点では取り組む予定なし
長野県	富士見町	現在のところ、取り組む予定はない
長野県	売木村	実施していない
長野県	上松町	取り組んでいない
長野県	木曾町	実施していない
長野県	高山村	契約行為を交わしていない
長野県	野沢温泉村	環境配慮契約に取り組んでいない
岐阜県	各務原市	各施設管理者にて契約しているので実態が把握できていない
岐阜県	本巣市	電気事業者が1社しかいないため、おのずと1社と契約している
岐阜県	揖斐川町	当地域では電気事業者は中部電力だけと認識している
岐阜県	白川村	特定電力会社
静岡県	静岡市	一部施設では一般競争入札を実施しているが、業者選定をするにあたり環境に配慮した条件は付していない
静岡県	沼津市	現在のところ取り組む予定はない
静岡県	島田市	安定性・確実性を重視し、中部電力から供給を受けている
静岡県	掛川市	継続のため毎年契約していない
静岡県	御殿場市	現時点では検討していない
静岡県	牧之原市	現在のところ取り組む予定はない
静岡県	川根本町	電力の供給契約は特に行っていない
愛知県	豊田市	一般電気事業者との随意契約を実施しているが、平成23年度、一部施設において国の推奨する裾切り方式及び評価項目を採用した入札を実施している
愛知県	阿久比町	現在のところ取り組む予定はない
愛知県	南知多町	電気の供給を受ける契約はしていない
愛知県	美浜町	電気会社が1社のため、評価項目や評価基準等を設定できない
三重県	鳥羽市	中部電力と従来通りの契約を結んでいる
三重県	玉城町	選択肢があるほど電力会社がない
滋賀県	甲良町	現在のところ、取り組む予定はない
京都府	京丹後市	関西電力以外の選択肢がない
京都府	大山崎町	電気の供給を受ける契約はしていない
京都府	宇治田原町	電気の供給を受ける契約はしていない
京都府	笠置町	現在のところ電気供給会社として関西電力のみ電気供給を受けており、近年その他の業者から電気供給に対する契約について照会があるが、規模の小さい団体であることから、他の業者との契約によるメリットが発生しないと理解している
大阪府	貝塚市	現在のところ、取り組む予定はない
大阪府	藤井寺市	現在のところ、取り組む予定はない
大阪府	交野市	電気の供給を受ける契約はしていない
奈良県	大和郡山市	評価基準等を設定せず最低価格落札方式を採用している
和歌山県	九度山町	電気事業者が少ない
和歌山県	広川町	関西電力以外に電気事業者はない
和歌山県	串本町	串本町においては関西電力以外の選択ができない

都道府県	団体名	電気の供給を受ける契約の契約状況
鳥取県	八頭町	現在のところ、取り組む予定はない
鳥取県	南部町	契約行為を交わしていない
島根県	島根県	一般競争入札
島根県	大田市	実績がない
島根県	美郷町	よく理解ができていない
岡山県	岡山市	施設により契約状況は異なるが、選択肢の1～5は採用していない
岡山県	奈義町	電気に関しては中国電力と契約をしている。環境配慮契約法に基づくものかどうかは認識していない
広島県	広島県	政府調達案件の一般競争入札（最低価格落札方式）を採用している
広島県	呉市	ほとんど随意契約一部で入札実施。環境配慮契約は行っていない
広島県	福山市	一般競争入札
広島県	三次市	現在のところ、具体的な取組は行っていない。今後取り組む予定もない
山口県	山口県	「地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」に基づく適用基準額に達していれば一般競争入札を実施している
山口県	下関市	現在のところ、市内にはPPS事業者の参入がなく、一般電気事業者との契約となる
山口県	防府市	制限付き一般競争入札を実施している
山口県	周南市	地元の電力供給業者は中国電力のみであるため、入札は実施していない
徳島県	阿南市	現在のところ取り組む予定はない
徳島県	吉野川市	四国電力(株)からの供給のみである
徳島県	牟岐町	取り組んでいない
徳島県	藍住町	現在のところ、取り組む予定はない
徳島県	板野町	四国電力1社のみ
香川県	土庄町	電力供給が可能な事業者が1社（中国電力）しかない
香川県	綾川町	四国電力しか供給がないため、四国電力と契約を行っている
香川県	琴平町	現在、取り組む予定がない
愛媛県	西予市	現在のところ、取り組む予定はない
高知県	土佐清水市	民間1社のみ随契のようなもの
高知県	四万十市	電力会社が1社しかないため、その1社と契約している
福岡県	福岡県	一部の施設については競争入札を実施している
福岡県	北九州市	それぞれの施設で契約方法が異なる
福岡県	福岡市	環境配慮契約としての電気の供給を受ける契約の実績がない
福岡県	豊前市	電力供給が可能な事業者が1社（九電のみ）しかない
福岡県	小竹町	取り組んでいない
福岡県	東峰村	把握していない
福岡県	広川町	九州電力との契約のみである
福岡県	大任町	電力会社が1社のため入札等実施できない
福岡県	上毛町	規模が小さいため、一般家庭と同様の契約方法としている
佐賀県	唐津市	取扱いが1社のみである
佐賀県	有田町	近隣の電気供給業者が1社のみである
長崎県	長崎県	庁舎の中で、電量需要の最も高い本庁舎及び第1別館については、通常的一般競争入札を実施し、最低金額を提示した電気事業者と契約している
長崎県	島原市	電気会社が1社のみである
長崎県	大村市	把握できていない
長崎県	五島市	1社しかない
長崎県	東彼杵町	取り組んでいない
熊本県	熊本市	排出係数を考慮しない価格に基づく一般競争入札を一部の施設で実施している
熊本県	荒尾市	九電からの供給のみである
熊本県	大津町	取組実績がない
熊本県	南小国町	把握していない
熊本県	高森町	電気会社が1社のみで選択する余地がない
熊本県	嘉島町	現在のところ、取り組む予定はない

都道府県	団体名	電気の供給を受ける契約の契約状況
熊本県	甲佐町	「電気の供給を受ける契約」において、環境配慮契約に取り組んでいない
大分県	大分県	一般競争入札を実施している
大分県	国東市	同一部署による一括契約でないので把握できていない
宮崎県	宮崎県	一般競争入札を採用している
宮崎県	西都市	電気会社1社（九電）より契約無で供給を受けている
鹿児島県	奄美市	電力会社が1社のみである
鹿児島県	十島村	該当する契約案件がない
鹿児島県	大和村	奄美大島には、九州電力しかなく特に契約は実施していない
鹿児島県	徳之島町	事業所が1つしかない
鹿児島県	伊仙町	契約はしていない毎年申し込みによる
沖縄県	那覇市	電力会社は1社しかない
沖縄県	宜野湾市	環境配慮契約はしていない
沖縄県	石垣市	沖縄県内における電力会社は沖縄電力が1社だけです石垣市における電力の契約は沖縄電力と契約している
沖縄県	伊江村	今のところ特に取組は行っていないが、今後取り組む事を検討している
沖縄県	北中城村	電気事業者が1社しかない

表 3-3. 電気の供給を受ける契約における課題（自由記述）

都道府県	団体名	表 3-3. 電気の供給を受ける契約における課題
北海道	札幌市	電気会社数が少なく、環境配慮契約を結ぶ機会が少ないまた、環境配慮契約に頼ると主要電力会社の独占になり、WTO（独禁）の意向に反する形となってしまう
北海道	音更町	供給業者が複数見当たらない
青森県	青森県	災害時に伴う対応について PPS の体制が十分でない
宮城県	仙台市	市の方針がない
宮城県	七ヶ浜町	町の明確な環境対策の方針がない
山形県	山形県	県庁舎のある山形市を事業地域としている PPS 事業者は存在するが、現時点ではいずれも東北電力より CO2 排出係数が高いため、CO2 排出量が増加してしまう
山形県	鶴岡市	具体的な検討段階にない
茨城県	稲敷市	現在は従来通り東京電力から電力供給を受けているが、入札を行った場合、落札した事業者で緊急時の対応が十分できるのかという懸念がある
栃木県	栃木県	入札参加者が少なく、環境配慮契約を実施する意味がほとんどない
群馬県	桐生市	送配電の信頼性
東京都	東京都	一般電気事業者及び PPS 事業者ともに、競争による電気の調達に参入しない
東京都	渋谷区	東京二十三区清掃一部事務組合が 59.8%出資している特定規模電気事業者がある
東京都	多摩市	平成 24 年度より導入予定
神奈川県	川崎市	二酸化炭素排出係数について、国の公表まで提出できないと、市への情報提供を渋る事業者がいる。翌年度分の電力契約は 10 月から始まる施設もあるため、国の公表を早めてほしい
神奈川県	横須賀市	一般電気事業者以外が落札した際の弊害が把握できていない
神奈川県	藤沢市	一般電気事業者以外の電力会社の場合、電力の安定供給が難しい
神奈川県	逗子市	緊急対応ができる業者が限られるため
神奈川県	厚木市	現在の東京電力から比べると入札によりコストが下がる可能性はあるが、PPS の排出係数が高いため、いずれの事業者になっても CO2 排出量が増加してしまうこととなり、環境配慮の趣旨から環境サイドからは電気に関する環境配慮契約の導入は逆効果に写っている
神奈川県	大和市	PPS 事業者を含めた入札方式の検討を進めていたが、3 月 11 日の東日本大震災発生で中断している状況
岐阜県	大垣市	災害時の安定供給に不安がある
静岡県	静岡県	入札実施に関する事務量増加対応、電気使用量が小さい所への PPS 事業者の参入確保
静岡県	島田市	安定性・非常時の対応等を考慮すると他に選択の余地がない
愛知県	半田市	導入ノウハウが乏しい
愛知県	安城市	環境配慮契約に取り組んでいないため

都道府県	団体名	表 3-3. 電気の供給を受ける契約における課題
愛知県	西尾市	職員の知識不足、人員不足、関係部局との調整及び説明等に時間がかかりすぎる
愛知県	知多市	どのような基準（評価項目、配点等）にしたらよいかわからない
滋賀県	湖南市	現在契約中の電力会社の二酸化炭素排出係数の数値が十分なものであるため
京都府	宮津市	PPS事業者の信用性・確実性が把握できていない中で、市の業務を行うために最も必要な電気の供給をPPS事業者に委ねることの必要性を感じない
大阪府	茨木市	目的・効果・手続き等、具体的な内容について把握できていない
大阪府	寝屋川市	一般的に特定規模電気事業者（PPS事業者）の排出係数の方が一般電気事業者よりも高いためCO2の排出係数を入札参加条件にすると参加事業者が一般電気事業者のみとなる
兵庫県	宝塚市	契約事務に係る書類作成や調整等に時間を要する
兵庫県	小野市	安定した電力供給及び電気料金の確保、災害時の復旧等調査検討が必要である
広島県	広島県	電力供給における環境配慮契約については、原則複数の電気事業者の参入が可能となるよう、裾切りの設定を行うこととされているが、本県は入札参加事業者数が少数（3社以下）であり、裾切り方式の導入は難しい
広島県	広島市	関係部署が多く調整に困難を伴う。一般電気事業者の二酸化炭素排出係数が高く、また、PPS事業者の参入が少ないことから、環境配慮契約が有効に機能しない恐れがある
広島県	江田島市	どのような基準（評価項目、配点等）にしたらよいかわからない
山口県	山口県	危機管理上、環境配慮のみで電力購入することは疑問である。二酸化炭素排出係数のみで環境配慮を図ったと言えるか疑問である
山口県	下関市	市内に、一般電気事業者の発電所があることも、今後少なからず障害になる可能性がある
徳島県	阿南市	どのような基準（評価項目、配点等）にしたらよいかわからない
福岡県	福岡県	競争入札が成立する契約が少ない。PPS事業者の排出係数が一般電気事業者よりも悪い
熊本県	熊本市	環境配慮契約の概念を導入すると、一般競争入札が成立しない
大分県	日田市	九州電力と随意契約を行っている
鹿児島県	鹿児島県	今後、電力供給の動向が不透明であり、安易に取り組めない
沖縄県	久米島町	基本的に、規格電力の変動契約以外の契約はない

表 4-1. 自動車の購入及び賃貸借に係る契約の契約状況（自由記述）

都道府県	団体名	表 4-1. 自動車の購入及び賃貸借に係る契約の契約状況
北海道	旭川市	公用車導入指針を踏まえ、条件を設定し、競争入札を実施している
北海道	岩見沢市	現状では、一定の仕様を満たす車両価格競争
北海道	江別市	購入：指名競争入札による（最低価格入札者が落札）、賃貸借：指名競争入札による長期継続契約（最低価格入札者が落札）
北海道	士別市	通常の指名競争入札により最低価格落札方式
北海道	伊達市	評価項目を設定せず、最低価格落札方式を採用している
北海道	当別町	特に評価項目を設定せず、最低価格落札方式を採用している
北海道	せたな町	環境配慮を評価した契約は、行っていない
北海道	ニセコ町	一般的な入札方式で実施している
北海道	岩内町	最低価格落札方式にて契約している
北海道	余市町	指名競争入札を実施している
北海道	南幌町	こちらで車種を指定（環境面も考慮し決定）し、最低価格落札方式を実施している
北海道	長沼町	自動車の購入及び賃貸借実績がほとんどない
北海道	沼田町	評価制度未実施。最低価格落札方式を採用している
北海道	東神楽町	指名競争入札による
北海道	美瑛町	各社において環境対応車販売しているので独自項目は設定せず、指名競争入札により最も低い価格の者を落札者としている
北海道	和寒町	特に基準を示していないが、エコカー、軽自動車等環境に配慮した自動車を購入している
北海道	羽幌町	最低価格落札方式を採用している
北海道	初山別村	購入車種によりディーラー等からの見積合わせ
北海道	中頓別町	必要最低限の車両更新に努め経費を削減していることから、既存車両の更新による車両購入であり、既存車両の使用目的により車種が限定される場合が多い判断基準は設けていないが、小型化を含め燃費等には着目している最低落札者と契約している
北海道	枝幸町	環境保全に配慮し、ハイブリット車をはじめとする低燃費車両を逐次購入している
北海道	礼文町	これまで、環境性能等を特に重視した購入をしていない

都道府県	団体名	表 4-1. 自動車の購入及び賃貸に係る契約の契約状況
北海道	美幌町	指名競争入札、随意契約を行っている
北海道	佐呂間町	最低価格落札方式を実施している
北海道	遠軽町	指名競争入札を実施している
北海道	西興部村	随意契約を実施している
北海道	雄武町	一般競争入札を実施している
北海道	白老町	最低価格落札方式を採用している
北海道	厚真町	最低価格落札方式を採用している
北海道	上士幌町	車種の選定の際、環境性能を考慮している
北海道	大樹町	グリーン購入法に基づき判断しているが、総合評価、最低価格とも実施していない
北海道	幕別町	その都度、乗用車、貨物バンタイプなど必要な車種により低燃費、低公害車などを想定して仕様書を作成し入札している
北海道	池田町	環境性能（燃料）と価格の両面から車種を選定し、購入又は賃貸借を行っている
北海道	足寄町	特にグリーン購入法等による判断基準を設けず年式、走行距離、装備品等を指定し指名競争入札により最低価格落札方式を採用している
北海道	別海町	最低価格落札方式を採用している
青森県	むつ市	購入仕様書にハイブリット車と明記し、最低価格落札方式を採用している
青森県	今別町	随意契約、指名競争入札を実施している
青森県	横浜町	使用目的により、車種を選択し最低価格落札方式を実施している
青森県	佐井村	総合評価・最低価格落札方式を実施していない
青森県	三戸町	評価項目の設定はなく、最低価格落札方式を採用している
青森県	五戸町	調達方針未定、評価項目や基準も未整備である
岩手県	八幡平市	仕様書に燃費性能等を記載している
岩手県	岩手町	指名競争入札、もしくは随意契約で実施している
岩手県	矢巾町	購入及び賃貸借の場合、仕様等の条件に環境性能を設定している
岩手県	金ケ崎町	できるだけエコカーを購入するようにしている
岩手県	軽米町	燃費性能を重視している
岩手県	野田村	エコカーに配慮はしているが、補助事業を導入した場合であれば必須項目として入札条件に盛り込むが、単費で実施する場合は価格の安価に重点を置き、エコに関する項目は盛り込まない
宮城県	気仙沼市	価格のみの競争により契約している
宮城県	角田市	最低価格落札方式で契約している
宮城県	多賀城市	自動車の賃貸借に係る入札において、総合評価落札方式を導入していない。賃貸借する自動車の仕様に排出ガスレベルを「国土交通省低排出ガス車認定車」とし入札執行している
宮城県	東松島市	環境仕様を定めて発注している
宮城県	大河原町	指名競争入札を実施している
宮城県	亘理町	最低価格落札方式を実施している
宮城県	富谷町	最低価格落札方式を採用しているが、評価項目は設定していない
宮城県	大衡村	指名競争入札を実施している
秋田県	秋田市	最低価格落札方式で契約している
秋田県	横手市	指名競争入札で契約している
秋田県	由利本荘市	仕様、設計に基づいた指名競争入札である
秋田県	潟上市	仕様書を定め、入札している
秋田県	大仙市	評価項目等を設定しての調達はしていないが、発注課所の使用目的により環境性を重視した調達は行っている
山形県	寒河江市	指名競争入札で契約している
山形県	天童市	指名競争入札で契約している
山形県	南陽市	環境性能と価格で評価している
山形県	小国町	環境性能（燃費）と価格の両面から評価している
山形県	飯豊町	指名競争入札（最低価格落札方式）を実施している
山形県	三川町	特に環境配慮契約に基づくものは行っていない
福島県	福島市	一部契約において、仕様書で環境に配慮した車種であることを定めている
福島県	棚倉町	環境に配慮した車種を購入している
福島県	矢祭町	人口 6000 人の小規模自治体であり、町内の業者を優先的に指名して見積もりをとっている。業者は 10 店には満たない状況である
福島県	小野町	指名競争入札を実施している
茨城県	水戸市	一般物品と同じ契約方式
茨城県	土浦市	基準等は定めていない

都道府県	団体名	表 4-1. 自動車の購入及び賃貸借に係る契約の契約状況
茨城県	結城市	省エネ車購入につとめている
茨城県	下妻市	仕様書で適合車種を指定し、最低価格落札方式を採用
茨城県	取手市	実施していない
茨城県	稲敷市	総合評価方式は採用していないが、排ガス規制適合車種及び燃費基準達成車種で入札するよう仕様書で条件付けしている
茨城県	大洗町	自動車業組合からの斡旋による見積もり合わせ
茨城県	美浦村	車種（エコカー、低燃費車）を指定し、最低価格落札方式を実施している
茨城県	八千代町	指名競争入札方式を実施している
茨城県	五霞町	随意契約を行っている
栃木県	栃木市	仕様書に排出ガス基準認定車及び燃費基準達成車等を記載して対応している
栃木県	真岡市	平成 22 年排ガス規制達成車で、最低価格落札方式を採用している
栃木県	上三川町	環境に配慮し、平成 22 年度は電気自動車 1 台を購入した
栃木県	岩舟町	評価項目を設定せず、最低価格落札方式を採用している
栃木県	高根沢町	見積り合わせ
群馬県	前橋市	平成 17 年排出ガス基準 50%低減、平成 22 年度燃費基準達成を条件に最低価格落札方式を採用している
群馬県	桐生市	最低価格落札方式で契約している
群馬県	太田市	基本的に、購入予定車両にグリーン購入適合品があれば、その車種を購入
群馬県	神流町	車種を指定しての最低価格落札方式を実施している
群馬県	甘楽町	環境性能に配慮した車種を指定し、最低価格者から購入している
群馬県	片品村	最低価格落札方式を採用している
群馬県	みなかみ町	各担当課によって状況に応じ対応している
群馬県	玉村町	独自に仕様を定め、最低価格落札方式を採用している
群馬県	邑楽町	最低価格落札方式による
埼玉県	秩父市	一括した方法で契約を行っていない
埼玉県	所沢市	市の低公害車導入手引書に基づく及び環境配慮事項
埼玉県	飯能市	購入の場合は指名競争入札により実施している賃貸借の場合は担当課において随意契約を実施している
埼玉県	狭山市	環境性能と価格から、各所属で車種選定している
埼玉県	羽生市	地域自動車整備組合との随意契約
埼玉県	草加市	入札を実施し、価格のみによる競争を行っている
埼玉県	新座市	ハイブリッドなどの低公害車や軽自動車を導入している
埼玉県	八潮市	最低価格落札方式を採用している
埼玉県	三郷市	仕様書において低公害車としているが絶対条件ではない
埼玉県	坂戸市	価格競争入札（最低価格落札方式）を採用している
埼玉県	幸手市	最低価格落札方式を採用している
埼玉県	鶴ヶ島市	低燃費及び低排出ガス車の導入に努めているが、グリーン購入法の基準を満たすことは前提条件とはしていないまた、環境性能評価方式も採用していない
埼玉県	毛呂山町	指名競争入札を実施している
埼玉県	横瀬町	用途により車種を剪定し、最低価格にて落札業者を決定している
埼玉県	長瀬町	随意契約を実施している
埼玉県	美里町	独自に仕様を定め、最低価格落札により契約している
埼玉県	上里町	価格のみで評価している
埼玉県	寄居町	ホンダ車を優先的に随意契約にて購入している
埼玉県	松伏町	ハイブリッド車など環境性能に優れた車種を指定して競争入札を行うなどしている
千葉県	船橋市	仕様で燃料・環境性能を平成 22 年度燃費基準+15%以上、平成 17 年度基準排ガス 75%低減レベル達成以上車と定めている
千葉県	木更津市	一定の環境基準達成を仕様で明示し、適用者を最低価格落札方式により契約
千葉県	野田市	仕様書中に排ガス基準・燃費基準を満たしたものを項目として入れ、最低価格落札方式を採用している
千葉県	佐倉市	低排出ガス車認定実施要領の基準により、独自の使用を設定し、最低価格落札方式を採用している
千葉県	市原市	評価項目等は設定せず、最低価格落札方式を採用している
千葉県	鴨川市	一定のグレード（主として排気量）を定め、それに適合する各メーカーの車種による最低価格落札方式を採用、市として環境に関する独自の評価項目は設定していない
千葉県	鎌ヶ谷市	環境配慮契約を採用していない価格競争
千葉県	印西市	一般競争入札で契約している



都道府県	団体名	表 4-1. 自動車の購入及び賃貸借に係る契約の契約状況
千葉県	白井市	契約配慮促進に関する取組をしていない
千葉県	酒々井町	指名競争入札を実施している
千葉県	芝山町	独自の評価項目を設定していない
千葉県	睦沢町	町内業者との随意契約を実施している
千葉県	白子町	環境性能、価格、用途等を考慮しての購入契約を行っている
東京都	千代田区	車種、仕様等を明示し、最低価格落札方式による入札を実施している
東京都	港区	環境課アセスメント方式による東京都指定の低公害車購入を推奨しているこのため結果的には環境配慮のための契約となっていると思われるが、正式な環境配慮のための総合評価判断とはなっていない
東京都	新宿区	低公害車の導入方針により実施している
東京都	江東区	指名競争入札を採用している
東京都	大田区	現在のところ、取り組む予定はない
東京都	板橋区	自動車に係る環境負荷逓減を目的とする「庁有車への低公害車導入手順書」を定めている
東京都	八王子市	市規定のグリーン調達方針に基づき契約を行う
東京都	立川市	環境配慮契約によらず都条例に準じてハイブリット車や排出ガス低減車を調達している
東京都	日野市	新規導入車はファイナンスリースとしており、車種については、燃料及び用途を考慮した上で選定し、一般競争入札により契約を行っている
東京都	東大和市	車種を指定し、最低価格落札方式で入札を行う
東京都	武蔵村山市	評価項目の作成の仕方が分からない
東京都	瑞穂町	基準はないが、環境性能は重視して調達している
東京都	奥多摩町	最低価格落札方式を実施している
東京都	利島村	島内で自動車販売をしている業者が一社しかないため、条件を設けていない
神奈川県	横浜市	基本的に九都県市指定低公害車を導入している
神奈川県	小田原市	低排出ガス認定車、平成 22 年度燃費基準達成者
神奈川県	厚木市	導入する車が概ね低公害車に該当するため（軽自動車が多い）、最低価格落札方式を実施しているごみ収集車や消防車は元になる車種に対して低公害車であることを条件としている
神奈川県	伊勢原市	各所属で自動車を購入及び賃貸借に係る契約を行う場合もあるため、契約状況は各所属により異なる
神奈川県	大井町	一般的な競争入札を行っている
神奈川県	箱根町	最低価格落札方式を実施している
神奈川県	湯河原町	指名競争入札を実施している
新潟県	新発田市	ハイブリッド車と条件をつ付け、最低価格落札方式とする場合がある
新潟県	加茂市	見積り合せ
新潟県	十日町市	最低価格落札方式で実施している
新潟県	上越市	自動車をグリーン購入法に基づく調達方針の対象に位置づけていない自動車調達に関する統一的な基準がなく、各課等が示した仕様に基づき最低価格落札方式により契約を行っている
新潟県	魚沼市	燃費と価格等総合評価で実施している
新潟県	南魚沼市	指名競争入札で実施している
富山県	魚津市	グリーン購入法、環境性能は考慮せず、最低価格落札方式
富山県	氷見市	最低価格落札方式を採用している
富山県	黒部市	最低価格落札方式による
富山県	舟橋村	乗車定員、排気量、燃費等の指定のみ
石川県	七尾市	価格競争で実施している
石川県	宝達志水町	評価項目なし、最低価格落札方式を採用している
石川県	中能登町	指名競争入札（最低制限価格摘要無し）により契約している
山梨県	南アルプス市	車種を指定し 指名競争入札実施 リース契約
山梨県	身延町	グリーン購入法の調達方針を定めてはいるが、グリーン購入で調達している
山梨県	忍野村	価格競争のみ実施している
山梨県	山中湖村	各業務に適した自動車を選択し、その中で環境に配慮（エコカー）した自動車を購入している
長野県	松本市	判断基準を定めてないが、各々の仕様書で必要に応じて燃費基準等を設定している
長野県	諏訪市	仕様書提示による最低価格落札方式を採用している
長野県	須坂市	低公害車を選定し、最低価格落札方式を採用している
長野県	駒ヶ根市	現時点では取り組む予定なし

都道府県	団体名	表 4-1. 自動車の購入及び賃貸に係る契約の契約状況
長野県	大田市	案件ごとに仕様書により条件を設定し、最低価格落札方式を採用している
長野県	佐久市	自動車の購入仕様書で規格を定め、最低価格落札方式を採用している用途によってはエコカー（ハイブリッド車や電気自動車）を購入している
長野県	川上村	当市で策定しているグリーン購入推進方針を参考に、予算執行課にて仕様を決定しているその仕様に基づき当課で入札事務を執行し、契約を行っている
長野県	辰野町	ハイブリット等の車種を指定しリースにするが環境配慮を特段設定していない
長野県	上松町	地域活性化交付金等により、低公害車の導入を進めているただし、軽自動車の需要が多く、今のところ、乗用車3台について低公害車を購入した
長野県	池田町	指定する車両の選定時に考慮する場合がある
長野県	松川村	燃費や環境への負担などを事前に確認し、指名競争入札で購入している
長野県	小谷村	独自に購入している
岐阜県	瑞浪市	指名競争入札を実施している
岐阜県	各務原市	最低価格落札方式で実施している
岐阜県	下呂市	最低価格落札方式で実施している
岐阜県	岐南町	グリーン購入法の基準を満たすことを前提条件にしている
岐阜県	養老町	入札方式により低価格のものを購入（賃貸）している
岐阜県	揖斐川町	指名競争入札による購入（仕様：基本性能等提示）を行っている
岐阜県	富加町	車種を選定し価格競争のみ（ハイブリット車）
岐阜県	御嵩町	指名競争入札を実施している
岐阜県	白川村	4WDをベースとし、環境性能等で購入車両を指定し、業者による最低価格落札方式を採用している
静岡県	静岡県	警察特殊車両、災害対策車両等、特殊仕様の車両はグリーン購入の調達方針での調達が困難である
静岡県	三島市	燃費のよい軽自動車を優先的に購入しており、評価項目には入れなくて良いと考えている
静岡県	富士宮市	最低価格者を落札者とする
静岡県	掛川市	仕様を決め、指名競争入札している（ただし、順次軽自動車へ移行している）
静岡県	御殿場市	価格による競争を実施している
静岡県	袋井市	指名競争入札を行っている
静岡県	伊豆市	価格競争入札を実施している
静岡県	御前崎市	車種を指定している
愛知県	名古屋市	低公害・低燃費車の導入方針を定め、更新時に低公害車・低燃費車の導入を進めている
愛知県	瀬戸市	指名競争入札を実施している
愛知県	津島市	グリーン購入法の基準を取り入れていない
愛知県	江南市	指名競争入札で実施し、グリーン購入法や環境性能は考慮していない
愛知県	東海市	最低価格落札方式を採用している
愛知県	高浜市	最低価格落札方式を採用している
愛知県	岩倉市	指名競争入札を行っている
愛知県	あま市	市町村合併により、現在のところ購入等の予定がないので検討中である
愛知県	長久手町	購入金額に応じて指名競争入札又は随意契約を行っている
愛知県	豊山町	指名競争入札を実施している
愛知県	大口町	環境性能を加味して購入、賃貸している
愛知県	大治町	環境性能を仕様書等で定め、最低価格落札方式を採用している
愛知県	阿久比町	現在のところ、取り組む予定はない
愛知県	設楽町	通常の物品購入（最低価格落札）をしている
三重県	四日市市	仕様書作成時に環境負荷の低減を考慮し、最低価格落札方式により購入を決定している
三重県	桑名市	グリーン購入法の基準を満たす自動車を優先すると仕様書で記し、決定については、最低価格落札方式を採用している
三重県	鈴鹿市	指名競争入札を実施している
三重県	名張市	「環境配慮法」による「契約方針」を作成していないがハイブリッド車等の賃貸借を行っている
三重県	鳥羽市	各担当課にて契約を行っているため把握していない
滋賀県	栗東市	電気自動車、ハイブリッドカー、ガソリン車においても3星以上のものを仕様に規定し、購入している
滋賀県	野洲市	低公害車（ハイブリッド車）を最低価格落札方式で購入している
滋賀県	東近江市	低排出ガス車☆3以上かつ平成22年度燃費基準+10%達成車以上のもの
滋賀県	甲良町	甲良町輸業部と随意契約を行っている

都道府県	団体名	表 4-1. 自動車の購入及び賃貸に係る契約の契約状況
京都府	京都市	公用車の購入に関しては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の基準と同等以上（ガソリン車について、同法律より高い基準）を設定したうえで車種を決定し、入札による購入を行っている
京都府	宮津市	業務で必要とする性能がある場合、車種が限定されるため、必ずしも低燃費車・環境配慮車を選択しているとは言えない
京都府	向日市	独自の評価項目を定めず最低価格落札方式を採用している
京都府	長岡京市	価格競争方式による入札を実施している
京都府	笠置町	環境配慮車であることとして表示されていることを基準としている（独自の評価方法ではなく、一般的に広報されている情報にて判断）
京都府	和束町	指名競争入札を実施している
京都府	京丹波町	一般競争入札で、最低価格落札方式を採用している
大阪府	大阪市	現在のところ、取組む予定はない
大阪府	豊中市	指名競争入札による最低価格落札方式評価項目がない
大阪府	泉大津市	指名競争入札を採用している
大阪府	貝塚市	今のところ、取組む予定はない
大阪府	泉佐野市	通常の最低価格落札方式を採用している
大阪府	河内長野市	仕様書を作成し、最低価格落札方式を採用している
大阪府	羽曳野市	一般競争入札を実施している
大阪府	四條畷市	最低価格落札方式を採用しています
兵庫県	宝塚市	発注原課の作成した仕様書に基づき、最低価格落札方式を採用している
兵庫県	三木市	入札の条件にしていない
兵庫県	高砂市	指名競争入札により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者に決定している
兵庫県	川西市	最低価格落札方式を実施している
兵庫県	加西市	最低価格落札方式、ただし、車種選定の段階で、グリーン購入方適合車両（ハイブリッドカー等）を選定している
兵庫県	上郡町	複数業者の見積りにより決定している
兵庫県	新温泉町	最低価格落札方式を採用している
奈良県	天理市	グリーン購入法に基づく調達方針で車種を選定し、最低価格落札方式を採用している
奈良県	橿原市	一般競争入札で自動車の購入を行っている
奈良県	山添村	一部には、環境に配慮した公用車も購入している
奈良県	上牧町	指名競争入札を実施している
奈良県	広陵町	価格のみの指名競争入札を実施している
奈良県	黒滝村	賃貸契約は行っていない
和歌山県	有田市	低排出ガス社認定制度及び自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領等に基づき購入車両の条件を設定しているのみである（ハイブリッド車購入も含む）
和歌山県	田辺市	田辺市グリーン購入基本方針に基づき、各部課等において購入している
和歌山県	広川町	最低価格提示業者と契約している
鳥取県	南部町	指名競争入札を実施している
島根県	大田市	最低価格落札方式で実施している
岡山県	総社市	指名競争入札により、最低価格落札方式を採用している（環境性能の評価はしていない）
岡山県	高梁市	更新に当たっては、軽四輪車への移行を進めているのみ
岡山県	備前市	環境性能と価格から車種を限定し入札している
岡山県	瀬戸内市	一般指名競争入札を採用している
岡山県	真庭市	基準となる性能を購入仕様書に定め、最低価格落札方式を採用している
岡山県	西粟倉村	各部署毎に独自基準にて採用している
岡山県	吉備中央町	特に環境に配慮した購入をしていない
広島県	竹原市	排ガスなど一定の基準を満たすことを条件に、最低価格落札方式を採用している
広島県	府中市	最低価格落札方式を採用している
広島県	三次市	現在のところ、具体的な取組は行っていないまた、今後取組む予定はない
広島県	江田島市	指名競争入札方式を採用している
広島県	府中町	最低価格落札方式を実施している
広島県	海田町	独自の評価項目や判断基準の定めはなく、最低価格落札方式を採用している
山口県	山口県	現在、環境配慮契約に取り組んでおらず、今後取組むかは未定である
山口県	防府市	指名競争入札方式を採用している
山口県	柳井市	独自の調達方針を定め、最低価格落札方式を採用している
徳島県	鳴門市	契約実績等の参加要件を満たす参加者による最低価格落札方式を実施している

都道府県	団体名	表 4-1. 自動車の購入及び賃貸に係る契約の契約状況
徳島県	吉野川市	利便性や価格等が優先されており環境性能は後回しになっている
徳島県	松茂町	価格と乗車定員を中心に仕様書を作成し、契約している
徳島県	つるぎ町	仕様書作成時に低排出ガス車等の要件を定め、契約を行っている
香川県	観音寺市	評価項目としてではなく、仕様の中に燃費基準や環境性能等の項目を設け、単純に最低価格落札方式をとっている
香川県	土庄町	燃費の良い車を購入するようにしているが、環境配慮契約に取り組んでいない
香川県	宇多津町	最低価格落札方式のみ
愛媛県	愛媛県	グリーン購入方針で判断基準を定め、配慮事項で、「より燃費のよいもの」を調達するよう規定している
愛媛県	宇和島市	用途に応じてグリーン購入法の基準等を仕様に取り入れる場合もある最低価格落札方式を採用している
愛媛県	伊予市	特に環境に関する評価項目は設けず、最低価格落札方式を実施している
愛媛県	西予市	現在のところ、取り組む予定はない
高知県	安芸市	担当課で契約を行っているので把握できていない
高知県	南国市	必要装備の設定をし、最低価格落札方式
高知県	土佐清水市	指名競争入札にて入札特に評価項目は設けていない
高知県	北川村	通常の入札により購入している（事例によりグリーン購入法に適合を条件にしている）
高知県	越知町	町長車などは環境配慮型にしている
高知県	黒潮町	環境性能を重要視のうえ、最低価格を指した業者と契約している
福岡県	福岡市	環境配慮契約としての自動車の購入及び賃貸に係る契約の実績がない
福岡県	大野城市	指名競争入札もしくは随意契約を行っている
福岡県	うきは市	指名競争入札で実施している
福岡県	朝倉市	指名競争入札で実施している
福岡県	志免町	用途に応じた車種を指定し、入札は最低落札方式を採用している
福岡県	水巻町	指名競争入札を実施している
福岡県	大刀洗町	低燃費車、低公害車を担当者が車種選定し、指名競争入札による最低価格落札方式を採用している
福岡県	川崎町	最低価格落札方式のみを採用している
福岡県	大任町	一般の見積入札を実施している
佐賀県	唐津市	一部ハイブリッドカーの購入等を実施しているが、明確な基準を設けているわけではない
佐賀県	多久市	最低価格落札方式を採用している
佐賀県	江北町	メーカー等の営業担当者のアドバイス等により、最低価格落札方式を採用している
佐賀県	白石町	仕様書に燃費基準や排出ガス基準を定め、最低価格落札方式を採用している
長崎県	対馬市	価格で判断している
長崎県	長与町	環境配慮の評価項目は設けず、価格のみの競争入札を行っている
熊本県	熊本県	購入希望があった所属の要望（車種、排気量等）に合わせて購入している
熊本県	菊池市	最低価格落札方式のみを採用している
熊本県	嘉島町	年間に調達する自動車の台数が少ないため、取り組む必要性が乏しい
熊本県	芦北町	基準等は設けていないが、低燃費・低排出ガスの車輛選びを心がけている
大分県	佐伯市	最低価格落札方式のみを採用している
大分県	国東市	燃費基準達成車を購入している
宮崎県	都城市	最低価格落札方式のみを採用している
宮崎県	国富町	基準は設けておらず、最低価格落札方式にて契約している
宮崎県	高鍋町	仕様書に、環境に配慮した車であることと条件づけをして価格による入札を行っている
宮崎県	新富町	ハイブリッド車等と条件提示し最低価格落札方式としている
宮崎県	門川町	金額のみでの競争入札をしている
宮崎県	日之影町	町独自で、各課ごと購入している
鹿児島県	垂水市	指名競争入札等で実施している
鹿児島県	さつま町	各担当部局で契約している
鹿児島県	大和村	独自の評価項目を設定していないが、最低価格落札方式を採用している
鹿児島県	伊仙町	単に最低価格落札方式を実施している
沖縄県	那覇市	那覇市地球温暖化対策アクションプランの中で、可能な限り公用車への低公害車導入推進を図っている
沖縄県	浦添市	判断基準等なし
沖縄県	東村	指名競争入札を実施している
沖縄県	伊江村	今のところ特に取り組は行っていないが、今後取り組む事を検討している

表 4-4. 自動車の購入及び賃貸借に係る契約における課題 (自由記述)

都道府県	団体名	表 4-4. 自動車の購入及び賃貸借に係る契約における課題
北海道	北海道	総合評価落札方式が制度として位置付けられていない
北海道	札幌市	次世代自動車は四輪駆動などの車種が少なく、価格が高いこと
北海道	石狩市	本年より進める契約方針の策定段階で導入の可否を判断
北海道	礼文町	毎年購入するわけでないが、今後購入時に検討したい
北海道	厚真町	より燃費の良い自動車を調達する
北海道	別海町	対応車種が限定されてくると競争性が低下する
岩手県	花巻市	総合評価落札方式を採用する予定がない
宮城県	気仙沼市	軽自動車の購入等が多い
宮城県	七ヶ浜町	事業計画時に仕様を精査している
山形県	山形市	購入車両は、緊急車両及び特殊用途車両が大部分を占めるため、取り組む必要性が乏しい
福島県	磐梯町	人的余裕がない
茨城県	日立市	軽自動車の購入が主で、燃費等の差はほとんどないと判断している
栃木県	足利市	応札者の見積り作業に対する負担が増える
群馬県	前橋市	今後導入を検討するため現時点では不明である
群馬県	太田市	市内に自動車メーカーがあり、市として地場産業育成の方針があるため、購入車種が限定されることがある
埼玉県	埼玉県	平成 21 年度から、原則、公用車については次世代自動車を導入することとしており、選択肢の少ない現状ではさらに対象を絞り込むことは難しい状況である
埼玉県	飯能市	事務量の増加に対応できる人的な余裕がない
埼玉県	深谷市	地方自治法第 2 条第 14 項の「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」という規定との兼ね合いが難しい(購入後、建築後の経費を考えれば…という話があるが、今のところ、購入・建築時の経費についての議論となる場合が多い)
埼玉県	戸田市	市としての方針が定まった上で、実施したい
埼玉県	坂戸市	物品購入の入札において、総合評価方式を実施する体制が整っていない
千葉県	木更津市	現在、一定の基準を設けているので、新たに基準を取り組むことが難しい
千葉県	柏市	当市で購入する車両においては選択の幅が少ない
千葉県	長柄町	特に無いです これから購入する車両は可能な限り環境対応車にしている
東京都	港区	環境課アセスメント方式による東京都指定の低公害車購入を推奨しているため
東京都	三鷹市	調達する自動車の品目を指定している
東京都	町田市	メーカー又はメーカー系列ディーラーによる入札ならばともかく、市内の自動車販売店による入札なので、発注者が標準車種を示すことにしているまた、購入車両のほとんどが軽自動車やパッカー車、消防車などの特殊車両なので対象車両が限定される
神奈川県	横浜市	特殊車両については、九都県市指定低公害車がない
神奈川県	川崎市	①総合評価落札方式は時間と手間がかかる割に、燃費改善による効果が乏しいのではという意見がある、②周辺自治体では電気自動車などの施策方針を打ち出し対応している
神奈川県	平塚市	車両の購入・更新にあつては、特殊な場合を除いて軽自動車(貨物タイプ)に切り替えるため、総合評価方式を導入する意義が見出しにくい
新潟県	上越市	環境・財政・契約などの庁内調整(自動車調達時の統一ルールの設定)を実施している
富山県	上市町	独自に基準を決めて購入している
福井県	越前市	自動車の購入にあたりランニングコスト等を考慮し、ハイブリット車若しくは、「平成 17 年排出ガス基準 75%低減レベル」及び「平成 22 年度燃費基準+10%」以上を達成する軽自動車の購入を基本としている
長野県	岡谷市	特殊車両であると環境物品の対象とならない場合がある
長野県	飯田市	市の入札制度として物品購入における総合評価落札方式を取り入れていない
長野県	茅野市	競争が少なく、公平な調達ができない
長野県	売木村	厳しい財政状況である
長野県	大桑村	寒冷地のため 4WD 車が必要である
岐阜県	恵那市	環境配慮に関する事項は考慮しているが、契約までは至っていない
岐阜県	各務原市	予算内で購入できる車両が限定される
愛知県	豊田市	メーカーを選定して物品を選定しているため、メーカー間の競争ができない

都道府県	団体名	表 4-4. 自動車の購入及び賃貸借に係る契約における課題
愛知県	新城市	事務量増大の懸念、総合評価落札方式の要件設定が煩雑である
愛知県	あま市	市町村合併に伴い環境配慮契約に取り組むことができていない
三重県	桑名市	導入するための人的余裕がない
滋賀県	草津市	事務量が増えるため
京都府	京都市	グリーン購入の基準を満たす独自の基準を設定したうえで購入を行っているため、環境配慮契約に取り組む必要性はないと考えている
京都府	舞鶴市	具体的な取組方針が検討できていない
京都府	宮津市	業務で必要な性能がある以上、すべての公用車で環境配慮に取り組むことは困難である
大阪府	大阪府	使用目的によっては、環境性能車種が限定される
大阪府	大阪市	環境に配慮した自動車の購入については、「大阪市公用車エコカー導入指針」に基づき調達している
大阪府	茨木市	目的・効果・手続き等、具体的な内容について把握できていない
兵庫県	小野市	購入車両決定時における価格差と燃費差のバランス
和歌山県	湯浅町	財源的に新規購入は難しい
島根県	島根県	制度の導入について未検討である
岡山県	倉敷市	環境配慮契約の検討をしていない
岡山県	高梁市	入札に当たっては、利用目的によって車種指定している場合が多い
広島県	広島市	関係部署が多く、調整に困難を伴う
広島県	福山市	環境性能については、入札に参加する地元業者では、どうすることも出来ないことであり、かえって公平性を欠くこととなる
山口県	柳井市	車種に応じ、グリーン購入、環境性能について独自の基準で購入しているため、取り組む必要性がわからない
香川県	観音寺市	購入する車両のほとんどが軽自動車であるため、燃費等に極端な差がない
愛媛県	松前町	目的によって、環境配慮契約では購入しにくい車種があるため
高知県	四万十市	予算の都合上、環境配慮契約に取り組むことが難しい
福岡県	筑前町	全部署において、燃費等を考慮した契約をするよう指導しており、制度制定は不要
佐賀県	佐賀県	総合評価落札方式を導入することで入札が複雑化し手間がかかる
佐賀県	佐賀市	調達事務に係る時間の拡大につながり、コスト増になる
佐賀県	多久市	事務が煩雑である
熊本県	相良村	環境配慮契約について各課担当者レベルまで周知、浸透していない
大分県	日田市	環境性能を参考に購入しているため、法整備の必要性を感じない
大分県	竹田市	メーカーが環境配慮型の車を多く発表しており、積極的に取り組まなくても自ずと低公害車を購入している
鹿児島県	志布志市	燃費当を考慮し、車種を選定している

表 5-2. 船舶の調達に係る契約の契約状況（自由記述）

都道府県	団体名	表 5-2. 船舶の調達に係る契約の契約状況
北海道	礼文町	滞在型観光の実証実験での購入例はあったが、今後、船舶の購入はない
東京都	東京都	小型船舶については借入しており、近年適用除外の船舶の発注実績しかなく、今後も発注予定がない
神奈川県	横浜市	小型船舶の設計を発注することがない
神奈川県	川崎市	船舶の所有台数が少なく（4隻）、予算の都合上、新規の発注が当面予定されていない
新潟県	新潟市	一般競争入札を実施している
三重県	三重県	漁業取締船は、密漁船等の追跡、取締のために高速力を発揮できることが最優先課題であり、高速力を安全・効率的に発揮できる船型と推進機関を備えた漁業取締船の設計を発注しているため、環境配慮（燃料消費率等）については優先順位が低くなっている。今後の推進機関選定について、窒素酸化物（NOx）の放出量が少ない推進機関（NOx規制適合エンジン）を選択肢に加えることは可能である
島根県	島根県	一般競争入札を実施している
岡山県	岡山県	船舶の調達はあがるが、設計を発注することはない

都道府県	団体名	表 5-2. 船舶の調達に係る契約の契約状況
広島県	広島県	港湾清掃作業船舶の発注であり、従事作業内容、予算規模に応じて検討する必要がある
広島県	広島市	船舶の設計を発注する際には、船舶に関して知識を有している職員から意見を聴取することとしており、次回発注時に環境配慮契約についての提案等があれば、必要に応じて対応する
山口県	山口県	現在、環境配慮契約に取り組んでおらず、今後取り組むかは未定である
徳島県	徳島県	小型船舶のみで設計発注をすることがない
香川県	香川県	船舶の設計を発注をすることが少なく、22年度は実績がない
香川県	丸亀市	平成22年度に1隻船舶を調達したが、設計は発注していない
香川県	観音寺市	離島との定期航路用の船舶を購入することはあるが、十数年に一度であるため必要性を感じないただし、制度に対して消極的ということではなく取り組むかどうかは現時点では不明である
高知県	高知県	近年、設計又は調達の実績がない
福岡県	糸島市	年間に調達する隻数が少ないため取り組む必要性が乏しい
熊本県	熊本県	できるだけ環境に配慮しているが、船舶の用途に合わせて発注している現在は、船舶自体が環境に配慮しているものが多いので、特別配慮していることはない
鹿児島県	鹿児島市	平成23年3月に就航した「桜島丸」については、共有建造者である鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設計を行い、電気推進船を建造した次の新船建造については、今後検討を行う
沖縄県	久米島町	現在まで、消防用特殊小型船舶以外の発注はない

表 5-3. 小型船舶の調達に係る契約の契約状況（自由記述）

都道府県	団体名	表 5-3. 小型船舶の調達に係る契約の契約状況
北海道	北海道	小型船舶の調達はない
北海道	礼文町	中古船の購入随意契約
神奈川県	横浜市	小型船舶の調達案件がほとんどなく、調達する場合も基本的には既製品を調達している
神奈川県	川崎市	小型船舶の所有台数が少なく（2隻）、予算の都合上、新規の発注が当面予定されていない
三重県	三重県	小型の漁業取締艇を調達する場合でも、密漁船等の追跡、取締のために高速力を安全・効率的に発揮できる漁業取締艇の調達を行っており、環境配慮（燃料消費率等）については優先順位が低くなっている
島根県	島根県	一般競争入札を実施している
岡山県	岡山県	発注件数が少ないため、状況により今後検討する
広島県	広島市	船舶の次回購入の際に、必要に応じて対応する
山口県	山口県	現在、環境配慮契約に取り組んでおらず、今後取り組むかは未定である
山口県	下関市	小型船舶については、取り扱っていない
香川県	香川県	小型船舶の調達をすることが少なく、22年度は実績がない
福岡県	福岡県	配慮契約の導入について検討予定である
佐賀県	佐賀県	N0x2 次規制品しかのせていない
熊本県	熊本県	できるだけ環境に配慮しているが、船舶の用途に合わせて契約している現在は、船舶自体が環境に配慮しているものが多いので、特別配慮していることはない
鹿児島県	鹿児島市	今後検討を行う
鹿児島県	奄美市	災害時の救命活動用にゴムボート・船外機を購入している

表 5-4. 船舶の調達に係る契約における課題（自由記述）

都道府県	団体名	表 5-4. 船舶の調達に係る契約における課題
北海道	釧路市	船舶の調達実績が無い
北海道	増毛町	該当する船舶がない
北海道	礼文町	社会実験のため中古船を購入した今後調達することはない
岩手県	矢巾町	将来にわたり船舶を調達する予定はない
岩手県	金ヶ崎町	所在地が沿岸ではない
秋田県	男鹿市	船舶の調達は想定外である

都道府県	団体名	表 5-4. 船舶の調達に係る契約における課題
埼玉県	所沢市	人命救助用であるため、性能が優先される
千葉県	市川市	調達する量が極めて少ないため、取り組む必要性が乏しい
東京都	東京都	調達する隻数が少ないため、障害の有無自体が不明
富山県	砺波市	当分の間、船舶の調達はなし
山梨県	山梨市	船舶の調達に関する契約予定がない
岐阜県	中津川市	調達の実績なし
愛知県	あま市	小型船舶の必要性がない為、購入する必要がありません
三重県	玉城町	船舶を調達する必要性が現在ない
京都府	笠置町	船舶の調達実績・計画なし
奈良県	奈良市	船舶を調達する事例がない
広島県	福山市	船舶の更新は約 10 年に 1 度であり、現在の船舶は 2010 年度 1 月就航
山口県	山口県	現在、環境配慮契約に取り組んでおらず、今後取り組むかは未定
山口県	周南市	船舶については、競艇場の競艇ボート購入のみであり、ボートを取り扱っている業者が限られているため、環境配慮契約への取組には適さない
愛媛県	西条市	船舶を調達する事例がない
福岡県	吉富町	発注実績及び予定が存在しない
佐賀県	唐津市	競走用ボート（競艇事業用）のため製造販売業者が一社しかない
宮崎県	日南市	十数年に一度程度の調達のため、取り組む必要性が乏しい

表 6-3. ESCO 事業を実施しない理由（自由記述）

都道府県	団体名	表 6-3. ESCO 事業を実施しない理由
北海道	北海道	制度として位置付けられていない
北海道	岩見沢市	導入判断が難しい
北海道	深川市	検討していない
北海道	森町	事業内容の把握がしきれていない
北海道	長沼町	ESCO 事業に係る契約について、制度自体を理解していない
北海道	上富良野町	ESCO 事業を実施した実績がない
北海道	遠軽町	ESCO 事業自体が理解できていない
北海道	豊浦町	制度についてよく知らない
北海道	更別村	検討していない
北海道	池田町	事業を理解しておらず何も実施していない
北海道	足寄町	ESCO 事業導入に対する検討を行っていない同事業に対する周知不足もあり熟知されていない
青森県	黒石市	民間企業でないので実施ができない
青森県	佐井村	実績がない
青森県	五戸町	調査等行っていない
岩手県	八幡平市	一括管理でないため、各施設の使用形態に任せている
宮城県	気仙沼市	ESCO 事業を理解していない
宮城県	亘理町	庁舎老朽化のため
秋田県	小坂町	改修事業がよくわからないので、取り組んでいない
山形県	新庄市	ESCO 事業自体が知られていない ESCO 導入の検討がされていない大規模な工事が無い
山形県	寒河江市	改修予定なし
山形県	大江町	事業を知らなかった
福島県	相馬市	ESCO 事業そのものの認識不足のため
福島県	桑折町	自主的な省エネ活動を行っている
福島県	猪苗代町	ESCO 事業を理解していないため
茨城県	取手市	理解できていない
茨城県	八千代町	ESCO 事業が理解できていない



都道府県	団体名	表 6-3. ESCO事業を実施しない理由
栃木県	栃木市	小規模建築物、老朽建築物が多い
栃木県	日光市	現在のところ、取り組む予定がない
栃木県	益子町	実態把握をしていない
群馬県	安中市	事業自体を理解していない
群馬県	玉村町	ESCO 事業がよくわからない
埼玉県	秩父市	該当する建物があるかわからない
埼玉県	深谷市	ESCO 事業を実施する、しないは、建物の管理担当課に委ねられる部分が多く、それらの課所の ESCO 事業への理解があまりない状況である。また、近隣市において、比較的古い庁舎の ESCO 事業が成立しなかった（採算ベースに乗らないとのこと）こともあり、実施していない
埼玉県	蕨市	制度を理解していないため
埼玉県	朝霞市	現在のところ ESCO 事業を導入する予定がないため
埼玉県	八潮市	老朽化が激しく、ESCO 事業の検討が難しいため
埼玉県	滑川町	実施の必要性がない
埼玉県	上里町	内容がわからない
埼玉県	宮代町	ESCO 事業自体が理解できていない
千葉県	千葉市	施設の老朽化等により早急に改修する必要が生じたため
千葉県	市川市	参考となる事例が少なく、また、事務手続が複雑で長期に及ぶことから、全庁的な理解を得られていない
千葉県	九十九里町	環境配慮契約の制度自体が理解できていないため
千葉県	御宿町	ESCO を知らない
東京都	目黒区	取組む体制等が困難
東京都	大田区	当区においては、環境配慮契約に関する方針が定まっていないため、事業を実施するにあたって検討対象としていない
東京都	国分寺市	ESCO 事業を認識していなかったため
東京都	国立市	検討段階であるため
東京都	清瀬市	該当する建物があるかどうかかわからないので何も実施していない
東京都	稲城市	ESCO 事業について理解できていない
東京都	瑞穂町	ESCO 事業の内容が理解できていない
神奈川県	小田原市	該当する建物を把握していない
神奈川県	茅ヶ崎市	庁舎建て替え検討中のため
神奈川県	葉山町	提案募集したが、実施に至る提案がなかったため
神奈川県	箱根町	制度を理解していない
新潟県	新発田市	ESCO 事業を詳しく知らない
新潟県	小千谷市	まだ ESCO 事業を導入する予定がない
新潟県	妙高市	平成 23 年度に実施予定です
新潟県	佐渡市	ESCO 事業が理解できていない
石川県	輪島市	財政上一旦負担しなければならないため、実施に至ってない
福井県	福井市	ESCO によるメリットは理解できるものの、施設管理所属としては、限られた予算の中で、耐震、長寿命化、施設補修等を優先したい考えが強い
福井県	勝山市	省エネ改修について、順次すすめている
長野県	松本市	実績がないためノウハウがないことと、実施するための体制が整っていない
長野県	駒ヶ根市	事務所の照明を LED 等に改修はしたが、それがこの事業に該当するのかわからない
長野県	大町市	取組について検討中
長野県	原村	改修等は実施していないが、電気の消灯等により省エネに取り組んでいる
長野県	南箕輪村	ESCO 事業自体の把握を把握していなかった
岐阜県	恵那市	制度として位置づけていない
岐阜県	岐南町	ESCO 事業自体が理解できていない
岐阜県	揖斐川町	地域グリーンニューディール基金事業「公共施設省エネ・グリーン化推進事業」を実施した
岐阜県	八百津町	改修予定が無いため実施していない
静岡県	静岡市	実施する予定なし
静岡県	掛川市	以前（平成 15～16 年ころ）診断したが、そのままであり、その後の検討はしていない

都道府県	団体名	表 6-3. ESCO事業を実施しない理由
静岡県	伊豆の国市	ESCO 事業の対象建物が不明
静岡県	川根本町	該当の建物があるのか把握していない
愛知県	半田市	省エネ改修する際に、ESCO による長期支払の方が財政負担が大きいと判断
愛知県	江南市	調査したことがない
愛知県	みよし市	該当する建物があるかどうかもわかっていない状態である
愛知県	大治町	制度自体が理解できていない
愛知県	阿久比町	ESCO 事業について、理解していない
愛知県	美浜町	当面、新しい施設の建築及び大規模な改修の予定がない
滋賀県	滋賀県	小規模な省エネ改修により省エネの取組を進めていく方針であるため
滋賀県	湖南市	事業規模、回収年数等を考慮すると、事業成立の可能性が見込めないため
滋賀県	東近江市	現時点では、必要性を感じない
滋賀県	米原市	制度が十分理解できていない
京都府	舞鶴市	発注先となる市内業者の中に提供可能なところがない
京都府	宮津市	ESCO 事業について詳しく知らない
京都府	笠置町	小規模団体である当町ではメリットが少なく、かつ初期投資費用を導入する財源に乏しい
京都府	京丹波町	既存施設の実績把握ができていない
大阪府	藤井寺市	内容をよく理解していない
大阪府	島本町	ESCO 事業自体を検討したことがない
兵庫県	小野市	重要性は認めるが、実施の必要性を認めていない
兵庫県	養父市	改修の予定がない
兵庫県	播磨町	ESCO 事業自体が理解できていないため
奈良県	奈良市	ESCO について、まだ詳しく理解できていない
奈良県	生駒市	省エネルギー診断を活用して、独自の改修事業を実施している
奈良県	御杖村	理解していない
鳥取県	三朝町	制度がよく分からない
島根県	浜田市	ESCO 事業導入の検討はしたが、他に有利な手法（補助制度）があったため
岡山県	津山市	ESCO 導入を検討したが、施設規模が小さく事業が成立しないと判断した
広島県	三次市	効果やメリットが不明確なため、取組を行っていない
広島県	東広島市	ESCO 事業に関する方針がない
山口県	岩国市	築後間もないから必要性を感じない
山口県	美祢市	事業内容がよく理解できていない
徳島県	阿南市	制度として位置づけていない
徳島県	吉野川市	ESCO 事業自体が理解できていない
香川県	高松市	対象施設等の抽出を行っていないため
香川県	土庄町	制度自体が理解できていない
香川県	綾川町	ESCO 事業について当該課が周知していない
香川県	多度津町	ESCO 事業が理解できていない
愛媛県	宇和島市	市が所有する建物について、ESCO 事業が必要かどうか、検討していない
愛媛県	新居浜市	どの建物が該当するかがわからない
愛媛県	四国中央市	当市は ESCO 事業を導入していない
高知県	高知県	対象期間中に該当する建物がなかったから
高知県	室戸市	該当する建物があるかどうかを把握していない
高知県	中土佐町	制度自体が理解できていない
福岡県	北九州市	事業からの提案がない
福岡県	福岡市	現在、ESCO 事業を環境配慮契約として位置付けていない
福岡県	太宰府市	ESCO 事業を理解できていない
福岡県	久山町	制度を理解していない
福岡県	大刀洗町	ESCO 事業を知らない
佐賀県	伊万里市	該当する施設があるかどうかの実態を把握してない為
長崎県	長崎県	県庁舎の建て替えや地方機関の再編の計画があり、現時点で、ESCO 事業の対象として適当な庁舎が見当たらない

都道府県	団体名	表 6-3. ESCO事業を実施しない理由
長崎県	西海市	事業内容を把握していなかった
長崎県	東彼杵町	よくわからない
熊本県	宇土市	診断を行った事がない
熊本県	和水町	ESCO 事業がわからない
大分県	国東市	手順が煩雑
宮崎県	宮崎市	どのような項目を設定したら良いかわからない
宮崎県	新富町	グリーンニューディール事業を実施している
鹿児島県	鹿児島市	現在までのところ未検討
鹿児島県	始良市	ESCO 事業の理解が進んでいない

**表 6-4. 省エネルギー改修事業に係る契約における課題 (自由記述)**

都道府県	団体名	表 6-4. 省エネルギー改修事業に係る契約における課題
北海道	北海道	制度として位置付けられていない
北海道	札幌市	指定管理者制度を導入している施設における、契約年数、契約者等の問題
北海道	旭川市	財政的な余裕がない
北海道	釧路市	提案する業者が地元にはいない
北海道	森町	人員の確保が困難
北海道	増毛町	検討していない
北海道	壮瞥町	該当件数が少なく、人的余裕もない
北海道	白糠町	該当する建物がない
北海道	別海町	ESCO 事業に対する認識がやすい
青森県	板柳町	予算がない
青森県	佐井村	実績がない
岩手県	岩手県	「岩手県 ESCO 事業導入マニュアル」を作成しているので、改めて環境配慮に係る取扱いを定める必要はないものと考えられる
岩手県	花巻市	プロポーザル方式や総合評価落札方式を採用する予定がない
宮城県	東松島市	東日本大震災により緊急に復旧が必要なため、精査できない
山形県	山形県	省エネに配慮した設計を実施している
山形県	米沢市	当事業に対する方針が確立されていない
山形県	東根市	効果が薄い
福島県	桑折町	人的余裕がない
福島県	国見町	方針や指針がない
福島県	棚倉町	ESCO 事業を利用しても大幅な削減効果が期待できない
茨城県	神栖市	国の補助制度が毎年変更になるため、事業を実施しようとしても、継続的な事業の実施ができない
茨城県	利根町	コストパフォーマンス・技術面で確立されていない(制度面など社会的又は効率性などの技術が常に変化している状況)
栃木県	栃木県	ESCO 事業自体に実施の障害が多いため、ハードルを高くすると事業実施が困難になる
栃木県	佐野市	ESCO 事業に該当する建物が現在のところないので、取り組むことができない
群馬県	前橋市	メリット・方針や指針が分かりにくい
群馬県	桐生市	導入体制が整っていない
群馬県	吉岡町	総合評価落札方式を導入していないため
埼玉県	東松山市	企業参入の可能性が低い
埼玉県	戸田市	効果を確認したうえで、予算を考慮し、順次行っていきたい
埼玉県	志木市	ESCO 事業の実施に至っていないため
埼玉県	坂戸市	ESCO 事業について、プロポーザル方式や総合評価落札方式を実施する体制が整っていない
埼玉県	幸手市	現在、取り組む予定がない
埼玉県	ふじみ野市	庁舎自体が老朽化してるためその維持について検討の方が優先である

都道府県	団体名	表 6-4. 省エネルギー改修事業に係る契約における課題
埼玉県	松伏町	自治体でのノウハウが蓄積されておらず、取組に当たり負担がある
千葉県	千葉市	環境配慮契約に係る基本方針が策定されていない
千葉県	市川市	参考となる事例が少なく、また、事務手続が複雑で長期に及ぶことから、全庁的な理解を得られていない
千葉県	館山市	現在のところ、取り組む予定はない
千葉県	袖ヶ浦市	事業開始までに時間と手間が掛かる
千葉県	一宮町	制度として位置づけていない
千葉県	白子町	ESCO 事業について今後協議していく
千葉県	長柄町	校舎等、日常的に人が使用している施設が主なので工事に入るのが難しいため
東京都	目黒区	取り組む体制等が困難
東京都	渋谷区	区としての方針が未策定である
東京都	練馬区	ESCO 事業に該当する大規模な建物がない
東京都	三鷹市	現在、ESCO 事業を実施する予定がない
東京都	府中市	ESCO 事業の実施についての判断が難しい
東京都	小金井市	該当する建物がなかった
東京都	西東京市	組織としての明確な基準・方針がない
神奈川県	川崎市	ESCO そのものの理解が進んでいないまた、手続きが煩雑でわかりにくい
神奈川県	横須賀市	ESCO 事業の実施がない
神奈川県	鎌倉市	費用対効果がみこめない
神奈川県	厚木市	ESCO 事業の方式が契約方式にない
神奈川県	葉山町	ESCO 事業において、事業主体の規模が小さいため、効果的な事業が行えない
神奈川県	愛川町	環境配慮契約を推進した場合の効果が分かりづらい
富山県	富山県	ESCO 事業を実施しても大きな効果が期待できる施設が少ない
富山県	砺波市	ESCO 事業が少ないため、取り組む必要性が乏しい
石川県	金沢市	効果やメリットが分かりにくい
石川県	中能登町	合併による施設の統廃合が進む中での事業実施は難しい
石川県	能登町	庁舎の改修は事業削減のなか議会等の理解を得られない
福井県	福井市	優先度が低い
山梨県	山梨市	該当する建物を有無を調査するための、人員配置等の問題
長野県	諏訪市	当面該当する案件がない
長野県	軽井沢町	人員削減の中で担当者に極端な負荷がかかり実施困難
長野県	辰野町	現段階で具体的に何がということはない
長野県	小谷村	該当する建物がない
岐阜県	岐阜県	実施しても経費削減効果が得られると考えられないため
岐阜県	多治見市	ESCO が効果的な規模、設備を有する施設が乏しい
岐阜県	瑞浪市	各課部局で契約が行われているため、一括した環境配慮契約ができない
岐阜県	八百津町	該当する事業がない
静岡県	静岡県	ESCO を取組む予定が無い
静岡県	御殿場市	現時点では検討していない
静岡県	伊豆の国市	ESCO 事業の対象建物が不明維持管理業務を細分し、他施設との一括契約を行っている
愛知県	愛知県	ESCO 事業を実施できる施設が少なくなってきている
愛知県	豊橋市	ESCO 事業に関するノウハウや、新たに ESCO 事業に取り組むための人的余裕がない
愛知県	瀬戸市	老朽化のため建物自体の建て替えを検討し始めたばかりであるため
愛知県	西尾市	担当部局の理解を得るのに時間がかかりすぎる
愛知県	江南市	人員が不足しており、取り組む余裕がない
愛知県	東海市	職員数が減少する中で、事務量が増えるのは厳しい
愛知県	大口町	耐震工事等が優先となっている
愛知県	美浜町	財政的な余裕がない
三重県	桑名市	導入するための人的余裕がない
三重県	名張市	計画する部署がない
滋賀県	草津市	ESCO 事業が成り立つ程の古い建物は原則建替えか廃止の対象となっている

都道府県	団体名	表 6-4. 省エネルギー改修事業に係る契約における課題
京都府	京都府	現時点では、ESCO 事業に取り組む予定がない
京都府	京都市	対象となる事業が少ない
京都府	舞鶴市	発注先となる市内業者の中に提供可能なところがない
京都府	向日市	施設が古く耐震診断も実施していないので中、長期の維持方針がない
大阪府	池田市	当面、新しい施設及び大規模な改修の予定がない
大阪府	寝屋川市	建物自体の老朽化により、採算がとれない
大阪府	河内長野市	環境配慮契約の制度が庁内全体に周知できていない
大阪府	柏原市	該当する事業が無い
大阪府	羽曳野市	ESCO 事業に該当する建築物がない
大阪府	大阪狭山市	対象となり得る規模の施設がない
大阪府	熊取町	ESCO 事業実施によるメリットや効果がわかりにくい
兵庫県	神戸市	従前から省エネに取り組んできたことから ESCO 事業実施による経済的なメリットが出ない
兵庫県	伊丹市	検討中
兵庫県	加古川市	採算があわない
兵庫県	三木市	該当する案件がない
兵庫県	太子町	直接維持管理をしている改修時期に至っていない
奈良県	桜井市	個別の省エネには取り組んでいるが、「事業」として新たに何かを設置するだけの予算を用意するのが難しい
和歌山県	九度山町	事業が少ない又ははないため
岡山県	岡山県	ESCO 事業の実施に適した建物の把握が困難
岡山県	岡山市	ESCO 事業を行うに当たって、利用可能な補助制度が少ない
岡山県	倉敷市	ESCO 事業の実施自体が稼働中の庁舎等で行われるため、工期が限定されること等があり実施が困難な状況となっている
岡山県	井原市	自主的な取組を実施し、一定の効果を得ているため、現時点では新たな取組を必要としていない
広島県	広島市	過去に簡易 ESCO 診断を行った施設があるが、これまでに ESCO 事業に至ったものがない
広島県	竹原市	他に優先的にすべき事案がある
広島県	三次市	効果やメリットがわかりにくい
広島県	熊野町	年間に発注する件数が少ないため、取り組む必要性が乏しい
山口県	柳井市	環境配慮契約に取り組む体制が整えられない
徳島県	鳴門市	市町村にとって本当に有益なのか疑問である
愛媛県	松山市	ESCO 事業者の信頼度及び認知度
愛媛県	宇和島市	市全体の方針が決まっていないため、ESCO 事業のような大規模な事業の実施に至らない
愛媛県	松前町	ESCO 事業自体が困難である
高知県	黒潮町	地域の事業者の育成と活用を重視
福岡県	福岡県	ESCO 事業の導入そのものについて検討が必要
福岡県	北九州市	根本的な効果が期待されないため
福岡県	大牟田市	検討はしているが実施に至っていない
福岡県	大野城市	今後、検討予定です
福岡県	吉富町	ESCO 事業実施の実績なし
佐賀県	佐賀県	ESCO を実施するに値する効果を見いだせなかった
長崎県	長崎県	県庁舎の建て替えや地方機関の再編の計画があり、現時点で、ESCO 事業の対象として適当な庁舎が見当たらない
熊本県	長洲町	資金不足
宮崎県	都城市	シェアード方式による提案は業者が積極的でない
鹿児島県	指宿市	ESCO 事業に係る契約を行う予定がない
沖縄県	沖縄市	費用対効果に疑義があるため

表 7-1. 建築物の設計に係る契約の契約状況 (自由記述)

都道府県	団体名	表 7-1. 建築物の設計に係る契約の契約状況
北海道	北海道	技術提案を求めるテーマにおいて、環境に配慮した事項を求めている事例がある
北海道	旭川市	設計図書にて「官庁施設の基本的性能基準」に基づくよう指示している
北海道	滝川市	環境配慮型ではないが、学校設計に関してはプロポーザルとしている契約がある
北海道	北広島市	どのような項目を設定すべきか、わからない
北海道	石狩市	本年より進める契約方針の策定段階で導入の可否を判断する
北海道	江差町	環境配慮契約に取り組むかどうか検討していない
北海道	礼文町	環境配慮契約の理解が必要である
北海道	音更町	仕様書等に環境問題への配慮を明記している
北海道	幕別町	環境配慮型プロポーザル方式を求めているが、発注者と受注者で協議して省エネルギー対策を行っている
北海道	池田町	環境配慮契約に取り組むかは、未定である
北海道	足寄町	建築物の設計に対しプロポーザル方式を採用した実績がない
北海道	陸別町	環境配慮契約の制度についての知識が不足しており、現在は未定である
岩手県	奥州市	プロポーザル方式を導入していない
秋田県	秋田県	公共事業環境配慮システムによる取組を実施している
秋田県	男鹿市	ハード事業への補助要件とすれば、取組がある
秋田県	潟上市	契約法を理解できていない
秋田県	大潟村	具体的な予定はないが、取組を検討したい
山形県	山形県	基本方針等は定めておらず、制度としては位置付けていないが、(簡易)プロポーザル方式を採用する場合の技術提案に環境負荷軽減に関する提案を含めるように努めている
山形県	山形市	設計に関するプロポーザル方式の採用事例が少なく、環境配慮型プロポーザル方式に関する今後の方針は未定である
山形県	小国町	建築設計にプロポーザル方式を実施した例が乏しいため、よくわからない
茨城県	下妻市	発注担当課の判断による
茨城県	筑西市	現在、環境配慮契約に取り組んでいないが、今後状況に応じて検討の機会を設ける
群馬県	群馬県	平成 21 年度に 1 件(県農業技術センター本館の設計)を環境配慮型プロポーザル方式で実施している
群馬県	伊勢崎市	環境配慮契約の実施した例がない
群馬県	安中市	担当部署で対応しているので詳細はわからない
埼玉県	上尾市	委託価格による競争入札を実施している
埼玉県	朝霞市	現在、環境配慮契約に取り組んでおらず、今後については未定
埼玉県	横瀬町	現在、環境配慮契約に取り組むかは未定である
千葉県	船橋市	建築物の設計に係る入札において、プロポーザル方式は導入していない
千葉県	木更津市	学校等においては、耐震化等の改修をする時に、併せてある程度の環境対策を行っている
千葉県	松戸市	環境配慮契約の推進に関する方針の作成を受けて、取組を検討する予定
千葉県	四街道市	総合評価落札方式導入を目指しているため
東京都	港区	環境に配慮したプロポーザル等を実施しているが、特に評価を高く設定して選定しているわけではなく、総合的に判断して契約したと担当課から聞いている
東京都	板橋区	環境配慮のため、の標準手順として「施設計画策定にあたっての環境配慮手順書」を制定している
東京都	葛飾区	区で環境配慮指針を策定している
神奈川県	神奈川県	建築設計を主管する部局で独自に定める方針等により環境に配慮した契約に取り組んでいる
神奈川県	横浜市	設計者選定では、プロポーザル方式を基本としている技術提案内容の一項目として、省エネ省コスト等について設定することはあるが、温室効果ガス削減について提案を求めている
神奈川県	平塚市	制度として位置付けていないが、環境配慮型プロポーザル方式を採用したことがある
神奈川県	大和市	一部環境配慮型プロポーザル方式を採用している
新潟県	新潟市	「取り組む」、「取り組まない」について検討してく予定
新潟県	糸魚川市	プロポーザル方式は実施しているが、環境配慮は複数ある評価項目の一つである
新潟県	五泉市	指名競争入札による契約が中心
富山県	富山市	契約の条件とはしていないが、設計者に指導はしている

都道府県	団体名	表 7-1. 建築物の設計に係る契約の契約状況
石川県	七尾市	大規模案件のみ取り組んでいる
福井県	福井市	現在、環境配慮契約に取り組んでいないが、今後取り組むかどうかは不明である
福井県	大野市	環境に配慮した項目を契約締結時に求めている
山梨県	甲斐市	他市町の状況に応じて検討する
長野県	長野市	指名競争入札（入札価格）で決定・プロポーザル方式により設計者選定する場合、技術提案課題に「環境配慮」を加えて選定に係る評価の対象にしている
長野県	軽井沢町	環境配慮意識は高まっており、設計の中では様々な工夫は積極的に行っている
長野県	南箕輪村	太陽光発電の設置やペレットストーブの導入など、環境に配慮した設計を独自に取り組んでいる
長野県	下條村	関係する建築設計がない
長野県	木曾町	環境配慮契約法を理解してから今後の対応を検討する
長野県	小谷村	当面大規模な建築事業はない
岐阜県	岐阜県	プロポーザル方式の場合、テーマに CO2 排出抑制について求める場合がある
岐阜県	岐阜市	プロポーザルは各課が独自に実施しており、内容についても各課が決めている
岐阜県	美濃加茂市	環境配慮を仕様とした設計発注を行っている
静岡県	静岡県	静岡県環境配慮物品調達基本方針で対応（工法、材料の選定等）
静岡県	浜松市	環境に対する配慮等は一般的に求めているが、具体的な数値等で環境性能は指定していない
静岡県	焼津市	今後、取り組むかどうか、検討中
静岡県	伊豆の国市	環境配慮方契約の予定はないが、プロポーザル方式等での提案があった場合には採用を検討する
愛知県	愛知県	プロポーザル方式の技術提案の一つとして、環境負荷低減に関する配慮事項を記載する項目を設けている
愛知県	半田市	大型案件で、プロポーザル方式をやっているが、環境配慮の配点はごく一部（必ずしも環境に配慮した建築物が採用されるわけではない）
三重県	津市	評価項目に環境配慮を採用している
三重県	名張市	今後、環境配慮契約に取り組むかどうか未定
三重県	玉城町	環境配慮型契約を率先して取り組んでいくことは未定であるが、部分的に対応出来るところについては、取り組んでいきたい
京都府	城陽市	現在環境配慮契約に取り組んでおらず、今後の予定も未定である
京都府	笠置町	大規模な建築物の計画がない他、地元中小企業の育成・活性化に重点を置いている
京都府	精華町	設計内容により判断する
大阪府	豊中市	一般競争入札で行っており、仕様書に環境配慮について検討を行うことを明記している
大阪府	大東市	現時点では環境配慮契約に取り組むかどうかわからない
兵庫県	神戸市	物件により技術提案書の設問の中に環境配慮に関する設問を設定することもあります
奈良県	奈良市	各施設の所管課においてする場合もありとりまとめを行っていない
島根県	島根県	指名競争入札を実施している
広島県	福山市	現在、環境配慮契約に取り組んでいない今後、取り組む予定の有無については未定である
山口県	山口県	現在、環境配慮契約に取り組んでおらず、今後取り組むかは未定である
徳島県	吉野川市	担当部署ごとに取組方針がまちまちで、市の方針は把握できていない
香川県	香川県	3億円以上の工事の場合、技術提案型の総合評価方式を適用し、地球温暖化防止対策の項目の提案を必須条件としている
香川県	善通寺市	指名競争入札により実施している
香川県	観音寺市	発注仕様書において省エネ設計を要求している
愛媛県	愛媛県	グリーン購入推進方針において建築物の設計に係る環境配慮を規定している
愛媛県	伊予市	技術提案のテーマにエコに関する提案を求める場合がある
高知県	高知市	環境配慮型プロポーザル方式が採用できるかどうか、今後検討する必要はあると考えている
高知県	黒潮町	地域の事業者の育成と活用を重視している
福岡県	春日市	環境配慮型プロポーザル方式を制度として位置づけていない
福岡県	大刀洗町	環境配慮契約に取り組むかどうか未定である
佐賀県	唐津市	制度として定めていない
佐賀県	鳥栖市	現在、環境配慮計画に取り組んでいないが、検討する必要がある
長崎県	長崎県	現在、環境配慮契約に取り組んでいないが、今後、取り組むことも考えられる
長崎県	大村市	プロポーザル方式について今後は環境配慮型も考慮していきたい

都道府県	団体名	表 7-1. 建築物の設計に係る契約の契約状況
長崎県	佐々町	現在、環境配慮契約に取り組んでおらず、今後の取組についても未定です
熊本県	熊本県	建築設計業務委託特記仕様書に別紙のとおり記載している※別紙を添付します
熊本県	熊本市	太陽光発電設備の導入、省エネ型照明設備の導入などを規定した、「熊本市公共事業環境配慮指針」を規定しており、本指針に基づく環境配慮を実施している
大分県	日田市	物件に応じ、環境配慮型プロポーザル方式の採用を検討したい
大分県	佐伯市	環境配慮契約に取り組んだことがない
大分県	由布市	制度の理解を深め、実施するか計画をしていきたい
鹿児島県	鹿児島市	制度としては導入していないが、23年度に環境配慮型プロポーザル方式を採用した事例がある

**表 7-3. 建築物の設計に係る契約における課題（自由記述）**

都道府県	団体名	表 7-3. 建築物の設計に係る契約における課題
北海道	札幌市	設計図書への要求環境保全性能の記載による環境保全性能の確保までは制度化していない
北海道	上士幌町	コストとのバランスを考慮する必要がある
北海道	大樹町	プロポーザル方式は導入しているが、環境配慮型とする施設はない
岩手県	花巻市	プロポーザル方式を採用する予定がない
岩手県	八幡平市	担当部署と設計業者との協議によるため不明である
秋田県	秋田市	最低価格落札方式と比較して、環境配慮型プロポーザル方式の導入のメリットがわからない
山形県	米沢市	業務量に対し人員配置が少ないため時間に余裕がない
福島県	福島市	必要な案件については、プロポーザルの提案内容に環境に関することも含まれるため、制度化を検討していない
福島県	大玉村	建設例がない
茨城県	下妻市	発注担当課の判断による
茨城県	筑西市	現在、環境配慮契約に取り組んでいないため
群馬県	前橋市	今後導入を検討するため現時点では不明である
群馬県	安中市	工事価格が上昇するおそれがある
群馬県	昭和村	今のところ、取り組む予定が無い
群馬県	みなかみ町	指針が定めていないため担当課の理解が進んでいない
埼玉県	深谷市	建物建築及び改修の担当部署が、この法令を熟知していない※国土交通省から建設部局へ、文部科学省から教育委員会へと言う具合で、内容の周知をしないと、このような取組は広まらないと考えられる
埼玉県	上尾市	予算措置が困難である
埼玉県	幸手市	現在、取り組む予定がない
埼玉県	ふじみ野市	プロポーザルを実施したとしても環境を優先することはない
千葉県	千葉県	近年では、プロポーザルを実施した例がない今後、プロポーザルを実施する場合には、環境配慮の技術提案を求め、評価していくことを予定している
千葉県	市川市	導入に伴い必要となる手続きの変更をすぐに行なうことは困難である
千葉県	船橋市	建築設計においてプロポーザル方式を実施したことがなく、導入にあたり体制が不十分である
千葉県	館山市	現在のところ、取り組む予定はない
東京都	大田区	導入していないため、わからない
東京都	武蔵野市	環境以外にも配慮すべき事項があり、上記プロポーザル方式の導入は難しい
東京都	日野市	件数、規模、予算や、入札参加対象業者等の条件・状況の中での導入は困難である
東京都	東村山市	導入したことがない
神奈川県	横浜市	プロポーザル方式の技術提案項目として、環境配慮（＝温室効果ガス削減）を設定する場合、この段階で削減値をどのように評価するか検討を要する環境配慮としては、CASBEE 横浜に基づき、「建築物環境配慮計画」を公表している
神奈川県	川崎市	環境配慮型プロポーザルを実施し、設計段階での環境配慮は盛り込める体制を作っているが、実際に建物を作る段階では、予算査定の中で設計変更せざるを得ない状況となっており、実際に予算を付けるための仕組みが必要である



都道府県	団体名	表 7-3. 建築物の設計に係る契約における課題
神奈川県	平塚市	建築設計に係る契約における、プロポーザル方式の採用を制度として位置付けていないプロポーザル方式の採用については案件ごとに決めている
神奈川県	茅ヶ崎市	財政的な余裕がない
神奈川県	大和市	契約までに相当な期間を要すること
神奈川県	箱根町	制度を理解していない
富山県	富山市	省エネルギーについては、設計に反映させている
石川県	金沢市	効果やメリットが分かりにくい
福井県	大野市	国の基準に準じて仕様に定めている
長野県	川上村	総合評価方式及びプロポーザル方式については、契約担当課としての執行はない
長野県	軽井沢町	専門的な技術者が不足し対応が困難である
長野県	辰野町	現段階で具体的に何がということはない
長野県	南箕輪村	太陽光発電の設置やペレットストーブの導入など、環境に配慮した設計を独自に取り組んでいる
岐阜県	各務原市	環境配慮契約に対する意識が低い
静岡県	三島市	仕様書を環境に配慮した内容にしている
愛知県	春日井市	取り組む必要性が乏しい
愛知県	新城市	建設費用の増加が懸念されるため
京都府	舞鶴市	具体的な取組内容が検討できていない
京都府	長岡京市	建築設計に係る契約については、価格競争方式を採用しているため
大阪府	豊中市	現在のところ、全庁的に環境配慮型プロポーザル方式を採用していない
大阪府	茨木市	目的・効果・手続き等、具体的な内容について把握できていない
大阪府	寝屋川市	建築部署に環境配慮を最低限省エネ機器などしか予算上行えない実態がある
兵庫県	神戸市	技術提案書の中で環境配慮に関する設問を設けた例はあるが、事務所の提案に差がつきにくい
兵庫県	加古川市	項目毎の配点等がむずかしい
兵庫県	三木市	該当する案件がない
岡山県	井原市	プロポーザル方式に係る手続き業務が、過度に煩雑である
広島県	広島県	プロポーザル方式の実施に当たっては、通常の指名競争入札方式等より事務手続きの時間及び労力を要することから、一定の規模要件や評価・審査体制を構築する必要があるが、現時点で未策定である（営繕工事では、主管課からの依頼に基づき、工事を執行しているため、主管課の理解と協力が必要）
広島県	呉市	建設工事における事業費の増大につながるため
愛媛県	宇和島市	市全体で統一された方針がなく、担当課の方針に基づいて契約するため、導入が難しい
愛媛県	西条市	対応する時間的余裕がない
愛媛県	四国中央市	最低価格応札者と契約する競争入札方式を採用している
愛媛県	西予市	プロポーザル方式における技術提案課題の設定において広義の意味での環境配慮を課題とするケースはあるが、温室効果ガス等の削減に関するテーマまで踏み込んで求めている
高知県	高知市	まだ採用できるか検討していないので、何が障害になるか分からない
高知県	中土佐町	制度自体が理解できていない
高知県	黒潮町	地域の事業者の育成と活用を重視している
福岡県	新宮町	指針が未策定である
佐賀県	江北町	建築設計にプロポーザル方式を実施した例が無いため、よくわからない
大分県	日田市	契約に至るまでの手続きに長い期間が必要となる・プロポーザル方式の場合通常委託方式より、準備等期間がかかり事業スケジュール上支障をきたす
大分県	佐伯市	プロポーザル方式を実施した例が乏しい
鹿児島県	鹿児島市	これまでプロポーザルの実施件数は少ないが、今後、施設状況により、技術提案テーマに環境対策を導入していく考えはあるただし、制度として導入することは難しいと思われる
鹿児島県	奄美市	今後環境配慮型を取り入れるべきと考えている
沖縄県	那覇市	設計条件の中で、屋上及び壁面緑化や雨水浸透型外構及び、緑化型駐車施設、太陽光発電施設、雨水利用施設等の導入を条件付けているまた、市営住宅建替え事業においては、高耐久の構造とスケルトンインフィルの検討を求めており、建替のサイクルスパンを長くすることで、環境負荷の軽減を行っている

都道府県	団体名	表 7-3. 建築物の設計に係る契約における課題 「建築物について独自の環境配慮基準を定めている」の具体的内容
青森県	青森県	青森県環境調和建築設計指針
秋田県	秋田県	公共事業環境配慮システム
茨城県	日立市	環境に配慮した建築設計の指針
茨城県	古河市	地球温暖化対策実行計画にて、省エネルギー化（断熱性能向上、太陽光発電の促進など）や水の有効利用（節水機器の導入、雨水等）を推進している
埼玉県	川越市	川越市地球温暖化対策条例、公共工事における環境配慮指針
千葉県	柏市	柏市地球温暖化対策条例に基づく環境配慮計画
東京都	渋谷区	公共建築物整備の基本指針
東京都	荒川区	省エネ東京仕様 2007 準拠した「荒川区公共施設環境配慮指針」
東京都	板橋区	東京都環境局編「東京都建築物環境計画マニュアル」
神奈川県	海老名市	環境マニュアル
新潟県	新潟市	新潟市公共工事環境配慮指針
新潟県	長岡市	長岡市公共建築物環境配慮項目表
静岡県	静岡県	静岡県地球温暖化防止条例における建築物環境配慮制度（CASBEE 静岡）を県施設の設計・建築にも適用している
静岡県	静岡市	静岡市公共建築環境配慮指針
滋賀県	滋賀県	「公共建築に係る環境配慮指針」を定め、計画段階及び設計段階において環境配慮についてチェックしている
滋賀県	栗東市	本市の環境方針として設計時施設に 1 以上、自然エネルギー活用施設を導入することになっている
兵庫県	兵庫県	兵庫県総合環境対策整備指針
熊本県	熊本市	熊本市公共事業環境配慮指針
大分県	大分県	総合評価方式を実施しており、評価項目に「グリーン購入法対象製品の使用計画」を含めている

表 8-1. 環境配慮契約に取り組む上での課題（自由記述）

都道府県	団体名	表 8-1. 環境配慮契約に取り組む上での課題
北海道	石狩市	本年より進める契約方針の策定段階で導入の可否を判断している
北海道	中頓別町	温室効果ガス削減に向けた自然エネルギーの活用は検討しているが、施設の改修予定がない
北海道	興部町	環境配慮契約は実施する必要がない
北海道	清水町	地元企業発注が原則であり、該当企業に当たらない
宮城県	仙台市	市の方針がない
秋田県	潟上市	環境配慮契約を理解できていない
群馬県	群馬県	震災による原発事故の影響で、電力不足や排出係数が大きく変わることが考えられるので、情勢を見極めながら取り組む必要がある
群馬県	前橋市	他課との連携をしないと実施できない
埼玉県	深谷市	契約担当部局が、この法令に関心がない建築担当部局にこのような情報が流れづらい環境配慮型の契約を追求すると、地元企業が参画しづらくなると考えられる
神奈川県	川崎市	総合評価方式のような契約担当部署に負担がかかるものについては、効果がどれくらいなのか示すよう求められ、説得材料が乏しい
長野県	軽井沢町	人材不足である
岐阜県	白川町	小規模自治体が取組やすい制度になっていない
滋賀県	米原市	制度が十分理解できていない
京都府	京都市	入札担当等の部署と調整しながら進める必要があり、時間を要する
大阪府	大阪市	自動車、ESCO、建築設計については、別途、市が定める指針がある
大阪府	茨木市	手続き等の具体的な内容について把握できていない
兵庫県	小野市	契約金額と環境配慮のバランスが必要である

都道府県	団体名	表 8-1. 環境配慮契約に取り組む上での課題
島根県	浜田市	環境配慮よりコスト重視で契約を行なっている
広島県	広島市	関係部署が多く、調整に困難を伴う
徳島県	阿波市	具体的方針・指針を定めていない
高知県	黒潮町	地域の事業者の育成と活用を重視している
福岡県	北九州市	対象項目が少ない上、取り組むメリットが乏しい
福岡県	筑前町	全部署に、環境に配慮するよう指導しており、策定は必要ない
熊本県	熊本市	環境に配慮した場合、コストアップにつながる場合が多く、価格競争原理が損なわれるため
熊本県	相良村	全庁的な方針、基準や手順等の十分な体制が整っていないため、各課・担当者の判断となっている

**表 8-2. 環境配慮契約の推進を主管する部署の設置状況 (自由記述)**

都道府県	団体名	表 8-2. 環境配慮契約の推進を主管する部署の設置状況
北海道	上士幌町	現在は、決まっていない
北海道	足寄町	環境配慮契約の推進を主管する部署は決まっていない
青森県	五戸町	何も決まっていない
秋田県	鹿角市	現在のところ決まっていない
秋田県	潟上市	環境配慮契約を理解できていないので部署を決めるに至らない
山形県	山形県	環境部門を総括窓口としながら、契約ごとに、それぞれの契約所管部署が環境配慮契約を検討・推進する
福島県	郡山市	環境部門と調達部門が連携して推進する
茨城県	筑西市	状況に応じて検討の機会を設ける
茨城県	行方市	環境配慮契約法について認識していない
群馬県	渋川市	現時点では未定である
群馬県	昭和村	決まってはいるが、実施するとすれば産業課で担当する事になると思われる
埼玉県	横瀬町	環境配慮契約について、議論がされていない推進をすとなると契約担当課となると思われる
千葉県	船橋市	現在、主管する部署は決まっていないが、今後環境配慮契約の推進について検討していく
千葉県	野田市	主観部署が明確になっていない
千葉県	我孫子市	環境基本計画策定部署と協議が必要である
東京都	江東区	「環境基本計画」に基づき、環境配慮契約を推進する中で決めていく
東京都	葛飾区	環境課がグリーン購入推進指針に基づき推進している
東京都	府中市	検討中である
東京都	国分寺市	電力の供給を受ける契約についてのみ主管する部署は決まっているが、他については決める予定はない
神奈川県	神奈川県	環境配慮契約法にかかるとりまとめは環境部門で行うが、具体的な方針や要綱等の作成については、契約類型ごとにそれぞれの契約を主管する部署が推進する
神奈川県	厚木市	環境部としては環境配慮契約を推進する部署を決めたいと考えている
新潟県	新潟市	主幹部署も含めてどのような体制で推進していくかは、今後検討する予定（現在は、暫定的に環境部が同制度の窓口となっている）である
長野県	南箕輪村	環境配慮契約の推進を主管する部署は検討するが、決定時期について具体的な予定がない
長野県	小谷村	環境担当課で扱っているが、変更となる場合もある
岐阜県	揖斐川町	現時点では環境配慮契約の推進を主管する部署が決まっていない
愛知県	岡崎市	グリーン購入法の推進を中心として主管する部署がある
三重県	名張市	現在は決まっていない各部署に関係することなので、今後決めなければいけないと思う
三重県	玉城町	契約を担当する部署は決っているしかし、環境配慮の推進を検討していく・いかなかの判断等は、各担当課となると考えるその為、統一推進は難しいと考えている
滋賀県	栗東市	決める必要性の認識がない
大阪府	大阪狭山市	契約検査担当部署で指針等を作成し、各所管部署で推進する
広島県	呉市	検討中である

都道府県	団体名	表 8-2. 環境配慮契約の推進を主管する部署の設置状況
愛媛県	松前町	現在、環境担当課が主管しているが、主管課から契約担当課に実施するように依頼するも、実施には至らないため、主管課の見直しの必要性を感じている
大分県	由布市	制度の理解を深め、必要により実施計画を策定する
宮崎県	延岡市	主管する部署は決まっていない。予定もない

**表 8-4. 環境配慮契約に際して参考にしているもの（自由記述）**

都道府県	団体名	表 8-4. 環境配慮契約に際して参考にしているもの 「他の自治体の例」の具体内容
北海道	札幌市	他の政令指定都市
山形県	山形県	近隣の取組状況
福島県	北塩原村	県の基準による資材等の調達
茨城県	茨城県	京都市など多数
埼玉県	戸田市	条例、規則等
千葉県	長柄町	事業を実施するにあたり、どういった素材を使っているかこの業者を利用しているか等を参考とした
東京都	国分寺市	立川市、あきる野市
神奈川県	川崎市	大阪府、愛知県、東京都、神奈川県、横浜市
神奈川県	横須賀市	神奈川県、横浜市
新潟県	新潟市	東京都、名古屋市、京都市など（主に電力調達で）
富山県	富山県	方針等を既に策定している自治体（電気、自動車）
静岡県	静岡県	電力調達における評点基準の配点等
愛知県	名古屋市	愛知県
愛知県	豊田市	名古屋市
滋賀県	滋賀県	大阪府、京都市、神戸市
兵庫県	兵庫県	電力調達における事例
兵庫県	尼崎市	神戸市・西宮市・東京都
岡山県	岡山市	ESCO 事業に係る契約について参考とした

**表 8-6. 環境配慮契約の進展のために国として必要な取組（自由記述）**

都道府県	団体名	表 8-6. 環境配慮契約の進展のために国として必要な取組
北海道	岩見沢市	地方組合法施行令第 167 条の 2 の改正
北海道	長沼町	財源的（人的）措置
北海道	白糠町	法的強制、超過するであろう事業費の確実な国庫負担
秋田県	男鹿市	制度を適用した場合の補助
秋田県	由利本荘市	専門知識を有する職員の派遣
神奈川県	清川村	人的支援（職員等の派遣）
新潟県	十日町市	入札等における統一的な判断基準
富山県	富山県	財政支援制度の充実
三重県	桑名市	環境配慮契約を進展させるための人的、財的援助
兵庫県	小野市	一定の強制力と予算措置
佐賀県	佐賀県	簡単にできる環境配慮契約の提案
熊本県	高森町	財政支援
鹿児島県	十島村	財政支援
沖縄県	伊江村	具体的な契約の例、Q & A の作成